

昭和十七年四月

2772

第二十一回衆議院議員總選舉に於ける

大東亞戦争  
完 遂 翼賛選舉貫徹運動の概要

内務省地方局

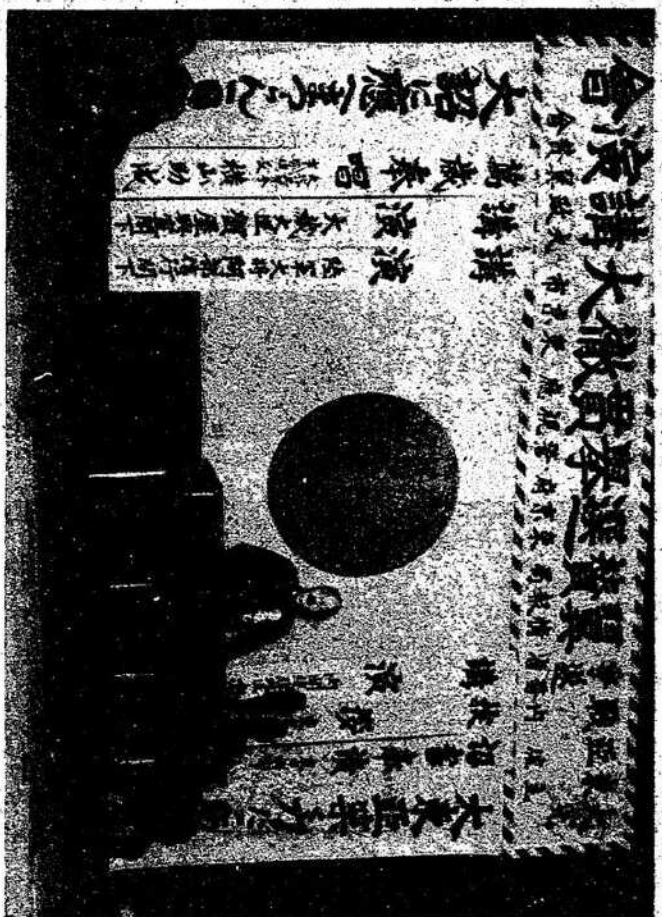
|        |                     |
|--------|---------------------|
| 国立公文書館 |                     |
| 分類     | 警察庁<br>9            |
| 排架番号   | 4 E<br>15- 4<br>589 |

第二十一回衆議院議員總選舉に於ける

大東亞戰爭  
完 遂

翼賛選舉貫徹運動の概要



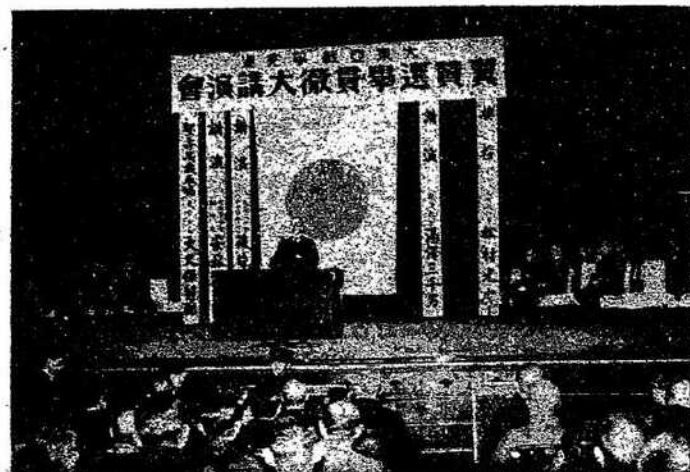


公會公谷比日於

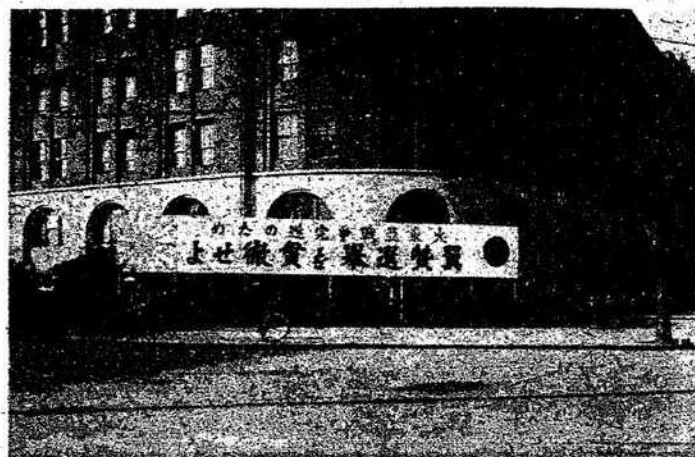
日七十二月四

演講臣大理總條東

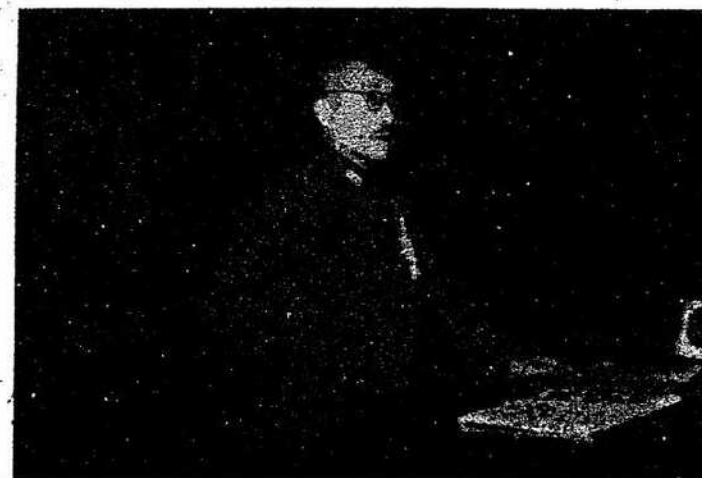




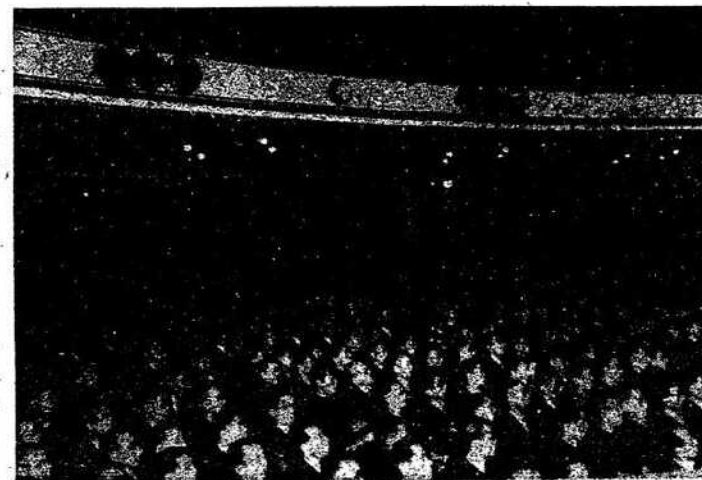
湯澤内務大臣演説會 三月十四日 於比谷公會堂



内務省前に掲げられた演説會の標語



東條總理事の演説



會場を埋めたる聴衆



内務省正面に掲  
出せる翼賛選挙  
貫徹運動懸垂幕



# はしがき

昭和十七年四月三十日に執行せられた第二十一回衆議院議員総選挙を機として實施せられた大東亞戦争遂行の爲に翼賛選挙貫徹運動は一つには此の運動が未曾有の大戦下に於て大東亞戦争遂行の爲の國內應援強化と云ふ積極的目標を掲げて敢行せられた故を以て、二つには此運動に於て政府自ら候補者推薦機運の醸成を唱導し、民間に於ては此の運動に呼應して、翼賛政治體制協議會が成立し大規模なる候補者推薦制度が全國的に實施せられた故を以て遂に劃期的な意義を有するものであつた。本運動は昭和十七年二月十八日運動基本要綱の閣議決定を経てより四月三十日選挙終了に至るまで政府を中心とし大政翼賛會、選挙公正中央聯盟の兩國體協力の下に官民一體の舉國的大運動として全國に展開せられたものである。

茲に運動の終了に際し本運動に關する主要なる資料を集録し、之を以て本運動の記録とすると共に併せて將來の參考に資することゝした次第である。

昭和十七年五月

内務省地方局

# 目次

## 第一 實施方針

- 一、衆議院議員總選舉對策 翼賛選舉貫徹運動基本要綱 一
- 二、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施要領 三
- 三、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動宣傳要領 五
- 四、今次衆議院議員總選舉に臨む政府の態度に付ての内閣總理大臣談 一〇

## 第二 實施事項の分擔及日程

- 一、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動中央實施事項 二
- 二、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施事項日程表 一六

## 第三 通 牒（地方長官宛）

- 一、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動に關する件（昭和一七、二、一九、内務次官） 二〇
- 二、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動に關する件（昭和一七、二、一九、地方、警保兩局長） 三
- 三、選舉期正委員會整備に關する件（昭和一九、二、一九、地方局長） 三
- 四、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動に關する件（昭和一九、三、四、地方局長） 六
- 五、選舉期日公布後に於ける翼賛選舉貫徹運動の取扱方に關する件（昭和一九、四、二、地方、警保兩局長） 六
- 六、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施に關する件（昭和一九、四、四、内務次官） 元



七、衆議院議員總選舉に於ける投票の便宜供與方に関する件（昭和一七、四、四、地方局長）……………三

第四 關係官廳へ協力依頼……………

一、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施に關し協力方の件（昭和一七、二、二九、各省次官宛 内務次官）……………三

二、同 件（昭和一七、二、二九、情報局長宛、文部省、刑務局長、地方局長）……………三

三、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施に關する件（昭和一七、二、二四、司法省、刑務局長、地方局長）……………三

四、大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施に關し協力方の件（昭和一七、三、四、逓信省、郵務局長、地方局長）……………三

五、同 件（昭和一七、三、二三、地方局長宛、郵務局長）……………三

六、同 件（昭和一七、三、四、鐵道省、運輸局長、地方局長）……………三

七、衆議院議員總選舉に於ける投票の便宜供與方依頼に關する件（昭和一七、四、四、各省次官宛 内務次官）……………三

第五 會 議……………

一、地方長官會議……………三

1、内閣總理大臣訓示要旨……………三

2、内務大臣訓示要旨……………三

3、同 指示事項……………三

4、司法大臣訓示要旨……………三

二、内務省關係……………三

（一）總務部長會議……………三

1、内務大臣訓示要旨……………三

2、會議指示事項……………三

（二）警察部長會議……………三

1、内務大臣訓示要旨……………三

2、會議指示事項……………三

（三）振興課長會議……………三

1、地方局長挨拶要旨……………三

2、會議指示事項……………三

三、大政翼賛會關係……………三

（一）中央協力會議……………三

1、總裁挨拶要旨……………三

2、會議事項……………三

（二）大日本翼賛壯年團道府縣團長會議……………三

團長訓示要旨……………三

（三）道府縣支部庶務、組織兩部長會議……………三

1、副總裁訓示要旨……………三

2、會議指示事項……………三

第六 協議會及懇談會……………三

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 一、衆議院議員總選舉對策懇談會       | 四  |
| 二、企業委員會               | 五  |
| 三、聯絡協議會               | 六  |
| 四、新聞其他言論機關との懇談會       | 七  |
| 五、各省連絡會議              | 八  |
| 六、各種團體との懇談會           | 九  |
| 第七 講演會                | 十  |
| 一、政府主催主要都市講演會         | 十一 |
| 二、大政翼賛會主催都市講演會        | 十二 |
| 第八 常會                 | 十三 |
| 一、三月の常會徹底事項に關する通牒     | 十四 |
| 二、四月の常會徹底事項に關する通牒     | 十五 |
| 三、翼賛選舉貫徹に關する一齊常會開催の通牒 | 十六 |
| 第九 ラジオ放送              | 十七 |
| 一、政府側放送               | 十八 |
| 二、民間側放送               | 十九 |
| 第十 刊行物                | 二十 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 一、内務省                     | 二十一 |
| 二、大政翼賛會                   | 二十二 |
| 三、選舉庶正中央聯盟                | 二十三 |
| 第十一 其の他の啓發宣傳方策            | 二十四 |
| 一、標語                      | 二十五 |
| 二、翼賛選舉の標                  | 二十六 |
| 三、翼賛選舉訓                   | 二十七 |
| 四、壁新聞                     | 二十八 |
| 五、映畫                      | 二十九 |
| 六、紙芝居                     | 三十  |
| 七、移動演劇                    | 三十一 |
| 八、ポスターその他                 | 三十二 |
| 九、音聲                      | 三十三 |
| 十、其の他                     | 三十四 |
| 第十二 内務省視察督勵班              | 三十五 |
| 第十三 講演内容                  | 三十六 |
| 一、内務大臣講演(昭和一二、二五、於中央協力會議) | 三十七 |



|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 二、總理大臣講演（昭和一七、三、八、ラジオ放送「國民に告ぐ」）          | 三〇 |
| 三、内務大臣講演（昭和一七、三、一四、於日比谷公會堂）              | 三〇 |
| 四、内務大臣講演（昭和一七、四、一、一齊會にラジオ放送）             | 三〇 |
| 五、内務大臣講演（昭和一七、四、四、ラジオ放送「總選舉に際して國民に望む」）   | 三〇 |
| 六、司法大臣講演（昭和一七、四、一五、ラジオ放送「翼賛選舉と選法」）       | 三〇 |
| 七、總理大臣講演（昭和一七、四、二七、於日比谷公會堂「總選舉を前に國民に望む」） | 三〇 |
| 八、内務大臣講演（昭和一七、四、二九、ラジオ放送「總選舉を前に國民に望む」）   | 三〇 |
| 九、總理大臣講演（昭和一七、五、二、ラジオ放送「總選舉を終りて」）        | 三〇 |
| 第十四 大政翼賛會實施方策                            | 三〇 |
| 一、翼賛選舉貫徹運動大政翼賛會實施要項                      | 三〇 |
| 二、翼賛選舉貫徹運動壯年團實施要領                        | 三〇 |
| 三、翼賛選舉貫徹運動に關する翼賛壯年團通牒                    | 三〇 |
| 四、翼賛選舉貫徹運動委員會設置要綱                        | 三〇 |
| 五、選舉期日公布後に於ける翼賛選舉貫徹運動展開に關する通牒            | 三〇 |
| 第十五 選舉肅正中央聯盟實施方策                         | 三〇 |
| 第二十一回衆議院議員總選舉肅正運動要領                      | 三〇 |
| 第十六 豫 算                                  | 三〇 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 一、内務省豫算                        | 三〇 |
| 二、大政翼賛會豫算                      | 三〇 |
| 附 錄                            | 三〇 |
| 一、衆議院議員選舉人名簿登錄人員調              | 三〇 |
| 二、第二十一回衆議院議員總選舉候補者數府縣別一覽表      | 三〇 |
| 三、第二十一回衆議院議員總選舉所屬（又は推選）別得票數一覽表 | 三〇 |
| 四、第二十一回衆議院議員總選舉當選者數府縣別一覽表      | 三〇 |
| 五、第二十一回衆議院議員總選舉投票狀況調           | 三〇 |
| 六、自第十六回 衆議院議員總選舉投票率比較表         | 三〇 |
| 至第二十一回                         | 三〇 |

## 第一 實施方針

### 一、衆議院議員總選舉對策

#### 翼賛選舉貫徹運動基本要綱（昭和十七、三、一八） 閣議決定

##### 一 運動ノ名稱

「大東亞戰爭完遂  
翼賛選舉貫徹運動」ト稱ス

##### 二 運動ノ目標

大東亞戰爭ノ完遂ヲ目標トシテ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スル爲メ衆議院議員總選舉ノ施行セラルルニ際シ一大  
舉國國民運動ヲ展開シ以テ重大時局ニ對處スベキ翼賛選舉ノ實現ヲ期セントス

##### 三 運動ノ基本方針

- (一) 選舉ヲ機トシ必勝ノ國民士氣ヲ昂揚シ大東亞戰爭完遂ニ對スル舉國鐵石ノ決意ヲ鞏固ナラシム
- (二) 清新強力ナル翼賛議會ヲ確立スル爲メ國民ノ眞摯純正ナル政治的意欲ヲ積極的ニ喚起昂揚セシム
- (三) 大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ眞ニ大政翼賛ノ重責ニ任ズベキ最適ノ人材ヲ議會ニ動員スルノ氣運ヲ汎ク醸成セシム
- (四) 重大時局下ノ選舉タルニ鑑ミ愈々選舉ノ倫理化ヲ徹底シ斷ジテ在來ノ情弊ヲ一掃シ、公正ニシテ明朗ナル選舉ヲ



實現セシム

四、運動ノ實施方策

(一) 啓蒙運動ノ徹底

本運動ハ右ノ基本方針ニ則リ大東亞戰爭ノ完遂、翼賛議會ノ確立、翼賛選舉ノ實現ヲ目標トスル一大啓蒙運動トシテ部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ハ勿論各種團體共ノ他有ユル組織ヲ動員シ活潑ナル展開ヲ期スルモノトス

(二) 候補者推薦氣運ノ醸成

翼賛選舉實現ノ啓蒙運動トシテ最適切候補者推薦ノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシム

(三) 選舉ノ倫理化ト戰時態勢化

重大時局下ノ選舉ニ際シ眞ニ翼賛選舉ノ實ヲ擧ゲシムル爲メ左ノ方途ニ依リ選舉ノ倫理化ト戰時態勢化ヲ期スルモノトス

(1) 選舉ニ關スル在來ノ情實因縁ヲ一掃シ選舉ノ公正ヲ期セシム

(2) 一般選舉民ノ自覺ヲ喚起シ選舉犯罪ノ根絶ト棄權防止ニ努メシム

(3) 選舉運動關係者ニ對シテハ自肅自戒以テ違反ノ絶無ヲ期セシム

(4) 戰時ニ即應シ選舉運動上物資、勞力等ノ節約ト運動方法ノ改善合理化ニ努メシム

五、運動實施機關

本運動ハ之ヲ官民一體ノ學國運動カラシムルモノトシ運動實施機關ノ分擔ハ概ネ左ニ依ルモノトス

(一) 政府ハ運動基本方策ヲ決定シ關係機關ノ緊密ナル連絡ノ下ニ運動全般ヲ指導ス

(二) 地方廳ハ政府ノ基本方策ニ即應シ運動實施方策ヲ決定シ地方ニ於ケル運動全般ヲ指導ス

(三) 大政黨賛會(翼賛壯年團ヲ含ム)及選舉庶正中央聯盟ハ政府及地方廳ニ協力シ民間運動ヲ展開ス

二、大東亞戰爭遂行翼賛選舉貫徹運動實施要領

一、本運動實施ノ目標ニ就テハ概ネ左ノ方針ニ依ルコト

(一) 大東亞戰爭下ニ行ハレントスル今次ノ總選舉ハ戰爭完遂ノ爲國民ノ總力ヲ結集スル絶好ノ機會ナルヲ以テ選舉ヲ機トシ大東亞戰爭完遂ノ歴史的使命ニ關スル認識ヲ徹底セシムルト共ニ愈々必勝ノ信念ヲ堅持シ學國戰爭完遂ニ邁進スルノ決意ヲ新ナラシムルコト

(二) 大東亞建設ヲ使命トスル時局ノ新段階ニ對シ愈々國內體制ノ強化ヲ圖ル爲メハ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ急務トスル所以ヲ徹底セシメ戰時下ニ於テ敢ヘテ總選舉ヲ行ハントスル積極的意義ヲ闡明シ翼賛議會ノ確立ニ對スル國民ノ政治的意欲ヲ積極的ニ昂揚セシムルコト

(三) 本運動ハ翼賛議會ノ確立ヲ主タル目標トスルモノナルヲ以テ啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ有爲ノ人材ヲ議會ニ動員セシムル爲最適切候補者推薦ノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシムルコトニ重點ヲ置クコトトシ就中本運動ヲシテ部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ニ根柢ヲ有スル國民ノ自主的運動カラシムルニ努ムルコト

(四) 翼賛議會確立ノ目標ヲ實現センガ爲メハ選舉ノ倫理化ヲ期スベキコトハ立憲ノ本義ニ鑑ミ當然ノ前提タルコトヲ認識セシメ殊ニ重大時局下ノ選舉ニ際シ舊態依然在來ノ情實ニ泥ミ或ハ縦横ノ辱ヲ受クルガ如キハ戰爭目的遂行ヲ阻害スル非國民的行爲ナルコトヲ強調シ今次ノ歴史の總選舉ヲ機トシ在來ノ情弊ヲ一掃シ公正明朗ナル理想選舉ヲ實現ス

ルノ決意ヲ促サシムルコト

二 本運動ノ實施ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(一) 本運動ノ實施ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト  
本運動ノ實施ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト  
教育運動ノミニ局限スルコトナク大東亞戰爭ノ完遂ト翼賛議會ノ確立ニ主タル目標ヲ有スルモノナルニ鑑ミ啓蒙運動ノ實施方法ニ就テモ進シテ新事態ニ即應セル新鮮味ヲ注入スルニ努メ選舉ニ關スル在來ノ誤レル無關心ト無氣力ヲ一掃シ選舉民ノ積極的關心ヲ喚起スルニ努ムルコト從ツテ棄權防止ノ如キモ其ノ自然ノ結果トシテ實效ヲ望ムルコト

(二) 本運動ハ官民一體ノ舉國運動トシテ之ヲ展開スルモノナルモ民間ニ於テハ之ヲ大政翼賛運動ノ一翼トシテ實施セシムルヲ適當トスルモノナルニ付大政翼賛會支部ヲシテ地方應ニ協力活動ナル民間運動ヲ展開セシムルコト

(三) 本運動ト選舉運動トヲ混淆シ又ハ本運動ニ名ヲ藉リテ選舉運動ヲ爲スガ如キコトナカシムルコト殊ニ市町村常會部會、町内會、隣保班等ヲ通ジ運動實施ニ際シテハ二段ノ注意ヲ要スルコト尙選舉運動期間ニ入りテハ選舉ノ倫理化運動ヲ一層徹底セシメ尙クモ特定人ノ當選爲メ之ヲ利用スルガ如キ運動方法ハ之ヲ差控フルコト

(四) 今次ノ總選舉ハ現行選舉法ノ下ニ公正明朗ナル選舉ヲ積極的ニ行ハントスルモノナルヲ以テ選舉ノ競争ニ依ル弊害ヲ除去セントスルノ餘リ無競争、無投票ヲ理想トシ又ハ立候補ヲ制限シテ無投票ヲ策スルガ如キ措置ハ嚴ニ之ヲ慎シムコト

三 本運動實施ノ具體的方策ハ概ネ左ニ依ルコト

(一) 地方長官ハ政府ノ基本方針ニ則リ夫々道府縣選舉區正委員會ノ諮問ヲ經テ速ニ地方ニ於ケル運動實施方策ヲ決定スルコト

(二) 啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ左ノ組織ヲ動員シ活動ナル展開ヲ圖ルコト

1 市町村ニ於テハ市町村常會ヲ中心トシテ運動方策ヲ定メ關係團體ノ協力ノ下ニ積極的活動ヲ爲サシムルコト

2 部落會、町内會、隣保班等ノ市町村下部組織ヲ中心トシテ啓蒙運動ヲ徹底セシムルコト

3 各種團體、職場等ヲ通ジ運動徹底ヲ促進セシムルコト就中翼賛壯年團、帝國在鄉軍人會、大日本婦人會、産業報國會等ノ各種國民運動團體ノ積極的協力ヲ求ムルコト

(三) 啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ左ノ方途ニ依リ趣旨ノ普及徹底ニ努ムルコト

1 新聞、雜誌等言論機關ノ積極的協力ヲ求ムルコト

2 講演會、懇談會、協議會等ヲ活動ニ開催スルノ外諸會合ヲ十分活用スルコト

3 印刷物、ラジオ、映畫、紙芝居、歌謠等ヲ利用スルコト就中常會報、隣組同覽板等ヲ十分活用スルコト

(四) 違反防止ニ就テハ特ニ左ノ措置ヲ講ズルコト

1 選舉法規ヲ汎ク周知セシメ違法精神ヲ十分徹底セシムルコト

2 選舉運動關係者ニ協力ヲ求ムルコト殊ニ運動員ヲ候補者ノ責任ニ於テ嚴選セシムルコト

(五) 棄權防止ニ就テハ特ニ左ノ措置ヲ講ズルコト

1 投票所ノ配置變更又ハ増設等ニ付再檢討ヲ加フルコト

2 官公署、會社、工場等ニ對シ投票便宜供與方ヲ依頼スルコト

### 三、大東亞戰爭 遂 翼賛選舉貫徹運動宣傳要領

一 大東亞戰爭ノ意義



本運動ヲ通ジ征戰完遂ノ決意ヲ鞏固ナラシムル爲先ツ左ノ要領ニ依リ大東亞戰爭ノ意義ヲ強調ス  
(一) 日本ノ騰起ハハワイ海戰以來戰史ニ比類ナキ赫々タル戰果ヲ擧ゲ今ヤ米英ノ勢力ハ東亞ヨリ全面的ニ驅逐セラレ  
トスル狀態ナルコト

(二) 支那事變ハ當初ヨリ大東亞戰爭ニ迄發展スル必然性ヲ有セシコト

(三) 米英ノ久シキニ亘ル東亞侵略ハ東亞諸民族ヲ奴隸的狀態ニ置ケルコト

(四) 大東亞戰爭ハ米英ノ東亞侵略ヲ一掃シ東亞諸民族ヲシテ各々所ヲ得シメ其ノ共存共榮ヲ實現サントスル聖戰ナルコト

(五) 日本國民ハ大東亞ノ指導者トシテ大東亞ノ建設ヲ通ジ世界新秩序ノ建設ニ貢獻スベキ重大使命ヲ有スルコト即チ大東亞戰爭ハ東亞ノ理想ニ淵源シ我國國民ニ課セラレタル歴史的使命達成ノ爲ノ一大建設戰ナルコト

(六) 米英ノ反擊ハ長期抗戰ノ計畫ニ在リ國民ハ精戦ノ勝利ニ驕ルコトナク長期戰ニ備ヘ有ユル準備ヲ整ヘ愈々國內態勢ノ強化ニ邁進スベキコト

## 二 大東亞戰爭下ニ總選舉ノ行ハル積極的意義

今次總選舉ハ戰時下愈々國民ノ總力ヲ集結シ大東亞戰爭完遂ノ決意ヲ愈々鞏固ナラシムル絶好ノ機會ナルト共ニ支那事變殊ニ大東亞戰爭開始以來ノ時局ノ新狀態ニ應ズベキ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スルニ在ルコトヲ強調ス

## 三 翼賛選舉貫徹運動展開ノ必要性

今次總選舉ノ重大意義ニ鑑ミ國民ハ戰爭完遂ノ爲翼賛選舉ヲ貫徹シ選舉ヲ通ジ大政ニ翼賛シ奉ルベキ義務ヲ有シ之ガ爲一大學國的國民運動展開ノ要アルコトヲ強調ス

## 四 翼賛選舉貫徹運動ノ基調

「翼賛選舉ノ貫徹」トハ左ノ四點ニ基調ヲ置クモノナルコトヲ説キ特ニ第三點ガ運動ノ中核ナルコトヲ強調ス

(一) 選舉ヲ機トシ學國愈々團結ヲ強化シ大東亞戰爭完遂ニ邁進スルノ決意ヲ新ニスルコト

(二) 清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スベク國民ノ眞摯ナル政治意識ノ昂揚ヲ期スルコト

(三) 大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ眞ニ大政翼賛ノ重責ニ任ズベキ最適當候補者ヲ議會ニ動員スルノ氣運ヲ積極的ニ醸成スルコト

(四) 愈々選舉ノ倫理化ヲ徹底シ斷ジテ在來ノ情弊ヲ一掃スルコト

## 五 翼賛選舉貫徹運動基調ノ解説

(一) 大東亞戰爭ノ完遂ニ國民士氣ノ昂揚

國民ハ選舉ヲ機トシ必勝ノ意氣ト氣魄トヲ更ニ昂揚スルト共ニ選舉ヲ通ジ大東亞戰爭完遂ノ爲國ヲ舉ゲ鐵石ノ決意ヲ表明スベキ旨ヲ専ラ力説ス

(二) 翼賛議會ノ確立ニ國民政治意識ノ昂揚

清新強力ナル翼賛議會ノ確立ガ刻下ノ急務ナル旨ヲ力説シ之ガ爲國民ノ眞摯ナル熱情ト至誠トガ示サレ純正ナル政治意識ノ昂揚セラルルコトガ望マシキ旨ヲ左ノ諸點ニ付強調ス

1 支那事變殊ニ大東亞戰爭以來飛躍的ニ發展ヲ遂ゲタル時局ノ新段階ハ必然ニ之ニ應ズベキ清新ナル議會ノ成立ヲ期待シテ已マザルコト

2 長期建設戰ニ應ジ國內態勢ノ強化ヲ圖ル爲ニハ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ急務トスルコト

3 翼賛議會ノ確立ハ國民ノ至誠ト赤心ヨリ進リ出ヅル純正ナル政治的意欲ノ昂揚ノ結果トシテ實現セラルベキコト

4 「翼賛議會」トハ愈々我憲法ノ本義ニ徹シ新時代ノ要求ニ副ヒ大政ヲ翼賛シ奉ルノ責務ト機能ヲ全ウシ得ル議會ヲ謂フモノナルコト

(三)

最適人材ノ動員―最適候補者推薦機運ノ醸成

今回ノ運動ノ中核ハ從來ノ選舉運動ニ一歩ヲ進メ積極的ニ最適人材ヲ議會ニ動員シ翼賛議會ヲ確立セントスルニ在ルヲ以テ本項目ヲ特ニ強調スルト共ニ左ノ諸點ニ付注意ヲ喚起ス

1 清新強力ナル翼賛議會ハ最適人材ヲ議會ニ積極的ニ動員スルコトニ依リテノミ達成スルコト

2 「最適人材」トハ單ニ學識人格ニ秀デタル「良イ人」「立派ナ人」ニ止ラズ眞ニ現下ノ時局ガ必要トスル人材即チ大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ獻身以テ建設の努力ヲ竭スベキ有爲ノ人材ヲ謂フモノナルコト(此ノ意味ニ於テ「新

人出デヨ」ノミヲ強調スルコトナク舊人ト雖モ適材ハ之ヲ出デシメントスルノ趣旨ニ依ルベキコト)

3 届出制度ニ依リテ投票シ得ベキ候補者ノ制限セラルル現行選舉法ノ下ニ於テ最適人材ヲ議會ニ動員スルニハ最適人材ヲ候補者トシテ立タシムル如ク最適候補者推薦ノ機運ヲ積極的ニ醸成スルヲ要スルコト但シ茲ニ推薦トハ最適候補者ノ銓衡推薦ノ意味ニシテ選舉法上ニ於ケル推薦届出ニ限ルモノニ非ズ從ツテ候補者ノ自立ヲ排斥セザルヤウ注意ヲ要スルコト(出タイ人ヨリ出シタイ人)ハ此ノ趣旨ニ依ルベキコト)

(四) 選舉ノ倫理化―選舉宿弊ノ一掃

翼賛議會ノ確立ハ選舉ノ倫理化ヲ當然ノ前提トスルモノニシテ且ツ重大時局下ノ選舉ニ際シ選舉ノ倫理化ハ一層之ヲ徹底スルヲ要アルヲ説明シ戰時下ノ選舉ヲ機トシ斷乎宿弊ヲ一掃シ公正明朗ナル選舉ヲ實現スベキ旨ヲ強調ス

1 選舉ノ倫理化ハ我立憲ノ本義ニ鑑ミ一層之ガ徹底ヲ要スルコト

2 過去ニ於テ我選舉界ガ甚シク汚濁セラレタル例ニ乏シカラズ近來ニ於テモ違反ハ尙減少セザル事實アルコト

3 折角有用ノ材ガ立候補スルモ舊來ノ情弊ニシテ改メラルルコトナク尙不正運動ノ行ハルル限リ選舉民ノ正シキ判斷ハ爲ニ蔽ハレテ翼賛議會確立ノ目的ヲ達シ得ザルコト

4 選舉ニ絡ム宿弊タル情實因縁ノ著套一掃ニ重點ヲ置クコト

5 棄權ハ翼賛選舉ヲ貫徹スベキ國民ノ重大義務ノ放棄ナルコト

6 選舉犯罪ヲ犯スガ如キハ戰爭目的ノ遂行ヲ阻害スル非國民的行爲ナルト共ニ大國民ノ恥辱ナルコト

六 國民各層ノ協力要請

本運動ノ貫徹ニハ國民各層ノ奮起協力ヲ必要トスル旨ヲ特ニ強調スルト共ニ左ノ諸點ヲ力説ス

(一) 本運動ノ推進ハ政府、地方廳、大政黨、選舉運動正中央聯盟ヲ中核トスルモ國民各層全般ノ奮起協力ヲ絕對必要トスルコト

(二) 特ニ部落會、町内會、隣保班等市町村下部組織ノ活動如何ガ本運動ノ成否ヲ左右スルコト

(三) 各種常會ニ於テ運動貫徹ノ申合ヲナスコト

(四) 各種團體各種職域組織ノ總動員ヲ必要トスルコト

七 宣傳上ノ注意

(一) 宣傳ノ本旨ヲ大東亞戰爭完遂ト翼賛議會確立ノ二大眼目ニ置キ運動ノ重點ヲ明カニスルト共ニ單ナル從來ノ倫理化運動ノ續編ノ如キ印象ヲ與ヘザルヤウ新鮮味ヲ注入ニ努ムルコト

(二) 本運動ハ飽クマデ之ヲ啓蒙運動トシテ終始シ苟モ本運動ト選舉運動トヲ混同セザルヤウ注意シ、殊ニ選舉運動期間ニ入りテハ特定人ノ當選糾紛ト誤ラレ易キ言動ヲ避ケ成ルベク倫理化運動等ニ主眼ヲ置クコト

(三) 今次ノ選舉ガ現行選舉法ノ下ニ公正明朗ナル理想選舉トシテ行ハルベキ旨ヲ強調シ選舉競爭ノ弊害ヲ除カントスルノ餘リ無競争、無投票ガ選舉ノ理想ナル如キ印象ヲ與ヘ却テ選舉ニ對スル國民ノ無關心、無氣力ヲ招來セシムルガ如キコトナキヤウ留意スルコト又自由立候補者ヲ非難スル言辭ヲ禁セザルコト(「戰時ダ無駄ナ投票省ケ」ノ類ハ之ヲ



慎重ムコト

(四) 憲法防止ニ就テハ消極的防止ヨリモ優良候補ノ出現ト選舉民ノ政治意識ノ昂揚ノ結果トシテ積極的行使ニ誘導スルニ重點ヲ置クコト(「捨テルナ一票」ヨリモ「一票ヲ集メテ榮ク大東亞」ヲ採ル)

#### 四、今次衆議院議員總選舉に臨む政府の態度に付ての内閣總理大臣談

現任衆議院議員の任期は、四月二十九日を以て満了せんとし、其の改選の期は既に目睫の間に迫つた。抑々衆議院議員總選舉は昨年議員の任期延長の結果、昭和十二年議會解散後の總選舉の行はれてより滿五年、支那事變開始以來最初の總選舉である。大東亞戰爭下に於て敢て今次の總選舉を行はんとする所以は一は選舉が戰時下國民の總力を集結し舉國意々決意を固くして戰爭目的の完遂に邁進せしむる絶好の機會たると共に一は今回の總選舉を以て支那事變以來殊に大東亞戰爭開始以來飛躍的に發展を遂げたる時局の新段階に對應すべき清新なる議會の成立を期待せんとするに外ならないのである。即ち政府は、此の總選舉が舊套を一掃して、眞に公正明朗に行はれ、之に依て大政翼賛の熱意に燃え、大東亞戰爭の目的完遂の爲に積極的な力を致すべき有爲の人材の一人にても多く選出せられんことを熱望するものである。

斯くて國民の胸中に漲る征戰目的の完遂の意氣と氣魄とを披瀝し、聖業翼賛の赤誠と至情とを吐露し、官民眞に一體となつて翼賛政治の本領を發揮せんことを希望する次第である。

之が爲に政府は、今次總選舉に際し、國民運動の展開を希望するものである。

特に政府はさきに述べたるが如き積極有爲の人材が從來の因習を破つて現實に選出せらるる様、其の氣運が積極的に醸成せらるることを希望し更に其の實現に關して最も適切な方途に就いて、廣く國民一般の工夫と盡力とを期待するものである。今や國家躍進の秋に際會し、茲に政府は純正なる國民政治意識の昂揚を圖り、國內政治の刷新と翼賛議會の確立と

に依つて、大東亞建設の大業翼賛に邁進せんことを期するものである。

## 第二 實施事項の分擔及日程

### 一、大東亞戰爭遂行翼賛選舉貫徹運動中央實施事項

#### 一、關係機關トノ聯絡ニ關スル事項

(内務省)

#### (一) 聯絡協議會ヲ開催スルコト

關係官廳並大政翼賛會、選舉適正中央聯盟トノ聯絡ヲ圖リ運動ノ統一ヲ期スル爲之等關係機關ヲ以テ聯絡協議會ヲ設ケ左記事項ノ協議會ヲ爲スコト

イ、運動ノ聯絡統制

ロ、宣傳啓發ニ關スル各種會合ノ分擔

ハ、重要運動内容ノ決定

ア、標語ノ選定

Ｂ、ラジオ放送

Ｃ、講演會ノ開催並講演要旨ノ統制

Ｄ、映畫及紙芝居ノ製作

E、重要宣傳印刷物ノ梗概  
F、其ノ他

(二) 關係官廳ニ協力ヲ求ムルコト

- イ、本運動實施ニ關シ次官會議其ノ他ノ方法ニ依リ各省ニ協力ヲ求ムルコト
- ロ、本運動ノ宣傳上必要ナル事項ニ關シ情報局ニ協力ヲ求ムルコト
- ハ、省線列車及停車場等ニポストヲ掲出方ニ付鐵道當局ニ協力ヲ求ムルコト
- ニ、標語入スタンプ使用方ニ付電信當局ト打合ヲ爲スコト
- ホ、本運動實施ニ要スル紙其ノ他必要物資ノ配給方ニ付商工當局ニ協力ヲ求ムルコト
- ヘ、投票ノ便宜供與方ニ付各省ニ協力ヲ求ムルコト

二、地方トノ聯絡ニ關スル事項

(一) 本運動實施ニ關シ通牒スルコト

- イ、本運動基本要綱及實施要領ニ關シ通牒スルコト  
(内務省、大政翼賛會)
- ロ、選舉修正委員會ノ整備ニ關シ指示スルコト  
(内務省、大政翼賛會)
- (二) 地方長官會議其ノ他ノ會議ヲ開催シテ本運動ノ徹底ヲ期スルコト  
(内務省、大政翼賛會)
- イ、地方長官會議ノ開催  
(内務省)
- ロ、道府縣總務部長事務打合せノ開催  
(内務省)
- ハ、道府縣警察部長事務打合せノ開催  
(内務省)
- ニ、道府縣振興課長事務打合せノ開催  
(内務省)

ホ、大政翼賛會協力會議ノ開催  
(大政翼賛會)

A、中央協力會議  
(大政翼賛會)

B、地方協力會議  
(大政翼賛會)

ハ、翼賛壯年團長會議ノ開催  
(大政翼賛會)

ト、大政翼賛會道府縣支部部長會議ノ開催  
(大政翼賛會)

(三) 常會徹底事項トシテ決定スルコト

本運動ハ三月及四月ニ於ケル常會徹底事項トシテ取上ゲ之ガ徹底ヲ期スルコト  
(情報局、内務省)

(四) 本運動ノ效果擧揚ヲ期スル爲メ地方ニ對シ適宜之ガ督促ヲ爲スコト

イ、地方廳及大政翼賛會地方支部ニ於ケル本運動實施方策並實施狀況ノ調査  
(内務省、大政翼賛會)

ロ、視察督勵員ノ派遣其ノ他ニ依ル督促  
(情報局、内務省)

三、啓發宣傳ニ關スル事項

本運動ノ徹底ヲ期スル爲メ左記ニ依リ宣傳啓發ヲ行フコト  
(情報局、内務省、司法省、大政翼賛會、選舉修正中央聯盟)

(一) ラジオ放送

- イ、第一回 内閣總理大臣  
(情報局、内務省)
- ロ、第二回 大政翼賛會副總裁  
(情報局、内務省)
- ハ、第三回 内務次官  
(情報局、内務省)
- ニ、第四回 司法大臣  
(情報局、内務省)
- ホ、第五回 内務大臣  
(情報局、内務省)



(二) 一齊臨時常會ノ開催

三月及四月ノ常會定例日ニ當リテハ徹底事項トシテ本運動ノ浸透ヲ圖ルト共ニ三月下旬若ハ四月初旬部落會、町内會又ハ隣保班ノ一齊臨時常會ヲ開催シ左記ニ依リ運動ノ貫徹ヲ期スルコト

(内務省)

イ、ラジオ放送講演

ロ、「翼賛選挙の誓」ノ朗誦

ハ、翼賛選挙徹底ノ申合

(三) 講演會

イ、主要都市講演會ノ開催

(情報局、内務省、司法省、大政翼賛會、選舉肅正中央聯盟)

A、主催

B、開催場所

C、講師

D、其ノ他

地方講演會ノ開催

A、主催

B、開催場所

C、講師

大政翼賛會又ハ大政翼賛會ト地方廳トノ共催  
三十四都市 (主要十二都市及沖縄縣ヲ除ク縣廳所在都市)  
大政翼賛會及選舉肅正中央聯盟各幹部

(四) 翼賛壯年團及推進員ノ動員

本運動ノ徹底ヲ期スル爲メ翼賛壯年團及推進員ノ活動ヲ促進セシムル方途ヲ講ズルコト

(五) 新聞其ノ他言論機關ノ協力要望

本運動ノ展開ニ關シ新聞其ノ他言論機關側ノ積極的協力ヲ求ムルコト

(六) 映畫、紙芝居及演劇ニ依ル宣傳

イ、内閣總理大臣、内務大臣及大政翼賛會代表者ノ講演トキー映畫ノ製作頒布

ロ、映畫業者ニ對シ本運動ノ趣旨ヲ加味シタル映畫ノ製作方要望

ハ、移動映寫班ノ派遣

ニ、本運動ノ趣旨ヲ主題トセル紙芝居ノ調製頒布

ホ、移動演劇ノ助成

(七) 印刷物ニ依ル宣傳

イ、週報及寫眞週報ノ利用

ロ、パンフレット、リーフレット等ノ刊行配布

A、宣傳要領

B、本運動指導者用パンフレット

C、推進員用パンフレット

(大政翼賛會、選舉肅正中央聯盟)  
(大政翼賛會)  
(情報局、内務省、大政翼賛會、選舉肅正中央聯盟)  
(情報局、内務省、大政翼賛會)  
(情報局、大政翼賛會)  
(選舉肅正中央聯盟、大政翼賛會)  
(大政翼賛會)  
(情報局、内務省、大政翼賛會、選舉肅正中央聯盟)  
(情報局、内務省)  
(内務省、選舉肅正中央聯盟、大政翼賛會)  
(内務省)  
(大政翼賛會)

- D、隣組同窓板用リーフレット
- E、本運動基本要綱ノ解説パンフレット
- ハ、ボスターノ印刷配布
- A、大、型 一種
- B、小、型 三種
- (八) 歌謡、浪曲其ノ他ニ依ル宣傳
- 歌謡、浪曲、壁新聞、ブローグ、スライド、百貨店ノ飾窓等ノ利用
- (九) 各種團體ノ動員
- 各種團體ニ對シ本運動ノ實績舉揚上必要ナル協力ヲ爲サシムルコト
- (各省、大政翼賛會)
- (情報局、大政翼賛會)
- (大政翼賛會)
- (選舉端正中央聯盟)
- (大政翼賛會)

二、大東亞戰爭 遂 翼賛選舉貫徹運動實施事項日程表

| 月 日 (曜)  | 實 施 事 項                  |
|----------|--------------------------|
| 一、二六 (月) | 衆議院議員總選舉對策懇談會開催 (於丸ノ内會館) |
| 一、二七 (火) | 企業委員會開催 (於内務大臣官舎)        |
| 一、三〇 (金) | 同 上 (同 上)                |
| 二、六 (金)  | 同 上 (於内務省)               |

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 二、一〇 (火) | 地方長官宛三月ノ常會徹底事項トシテ通牒             |
| 二、一七 (火) | 聯絡協議會開催 (第一回) (於内務省)            |
| 二、一八 (水) | 運動基本要綱閣議決定                      |
| 同        | 内閣總理大臣談話發表                      |
| 二、一九 (木) | 地方長官宛運動基本要綱 實施要領及選舉應正委員會整備ニ關シ通牒 |
| 同        | 各省次官宛協力方依頼ノ通牒                   |
| 同        | 關係廳局長宛協力方依頼ノ通牒                  |
| 二、二三 (月) | 道府縣總務部長事務打合せ開催                  |
| 同        | 各種雜誌ニ登載依頼                       |
| 二、二四 (火) | 新聞其ノ他言論機關代表者トノ懇談會開催 (於内務大臣官舎)   |
| 同        | 聯絡協議會開催 (第二回) (於内務大臣官舎)         |
| 二、二五 (水) | 週報 (常會ノ頁登載) 發行                  |
| 二、二五 (水) | 大政翼賛會中央協力會議開催                   |
| 二、二六 (木) | 道府縣振興課長事務打合せ開催                  |
| 二、二六 (木) | 翼賛壯年團長會議開催                      |
| 二、二七 (金) | 大政翼賛會支部部長會議開催                   |
| 二、二八 (土) | 定例次官會議ニ於テ内務次官ヨリ協力方依頼            |
| 三、二 (月)  |                                 |



|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 三、二(月)           | 情報局幹部ノ懇談會開催           |
| 三、三(火)           | 聯絡協議會開催(第三回)(於内務省)    |
| 三、四(水)           | 地方長官會議(内務省關係)開催       |
| 同                | 鐵道省ニ對シボスター掲出方依頼ノ通牒    |
| 同                | 逓信省ニ對シスタンプ使用方依頼ノ通牒    |
| 同                | 週報(翼賛選舉貫徹運動に就て登載)發行   |
| 三、六(金)           | 各省文書課長會議開催            |
| 三、七(土)           | 聯絡協議會開催(第四回)(於内務省)    |
| 三、八(日)           | 内閣總理大臣ラジオ放送           |
| 三、九(月)           | 各種團體ノ懇談會開催(於丸ノ内會館)    |
| 同                | 地方講演會講師打合せ開催(於大政翼賛會)  |
| 同                | 運動標語當選發表              |
| 三、一〇(火)          | 地方長官宛四月ノ當會徹底事項トシテ通牒   |
| 自三、一〇(火)至三、二七(金) | 地方三十四都市講演會開催          |
| 自三、一四(土)至三、二四(土) | 道府縣警察部長事務打合せ(地方局關係)開催 |
| 自三、二四(土)至三、二九(日) | 主要十二都市大講演會開催          |
| 三、一八(水)          | 聯絡協議會開催(第五回)(於内務省)    |

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 三、二〇(金)         | 貴族院調査會ニ於テ内務次官説明              |
| 三、二五(水)         | 週報(貫徹せよ翼賛選舉)發行               |
| 自三、二五(水)至四、一(水) | 各道府縣ニ視察督勵員派遣                 |
| 四、一(水)          | 全國一斉臨時常會開催                   |
| 四、二(木)          | 選舉期日公布後ニ於ケル運動取扱方ニ關シ通牒        |
| 同               | 聯絡協議會開催(第六回)(於内務省)           |
| 四、四(土)          | 衆議院議員總選舉期日公布                 |
| 同               | 内務次官ラジオ放送                    |
| 同               | 地方長官宛督勵通牒                    |
| 同               | 各省次官投票ノ便宜供與方依頼ノ通牒            |
| 四、一五(水)         | 司法大臣ラジオ放送                    |
| 四、二一(火)         | 聯絡協議會開催(第七回)(於内務省)           |
| 四、二七(月)         | 政府主催翼賛選舉貫徹大講演會開催(於東京市日比谷公會堂) |
| 四、二九(水)         | 内務大臣ラジオ放送                    |
| 四、三〇(木)         | 衆議院議員總選舉施行                   |

第三通牒

内務省發地第一六號

昭和十七年二月十九日

北海道廳長官  
各府縣知事宛

内務省次官

大東亞戰爭  
遂行翼賛選舉貫徹運動ニ關スル件

來ル四月三十日衆議院議員總選舉執行可相成候處大東亞戰爭完遂ノ重大使命ヲ達成スベキ未會有ノ非常時局ニ際會シ眞ニ國民ノ總力ヲ結集シ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スルハ現下ノ急務ナルニ鑑ミ本月十八日閣議ニ於テ別紙ノ通大東亞戰爭完遂翼賛選舉貫徹運動基本要綱決定相成右基本要綱ニ基キ官民一體ノ舉國運動ヲ展開スルコトト相成候條本運動ノ重要性質ニ鑑ミ各地方ノ實情ニ即應スル最速有效ナル運動方策ヲ樹立實施シテ本運動所期ノ成果ヲ集メタルニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候

(別紙省略)

地發乙第五六號

昭和十七年二月十九日

内務省地方局長  
内務省警保局長

北海道廳長官  
各府縣知事宛

大東亞戰爭  
遂行翼賛選舉貫徹運動實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ本日別途内務省發地第一六號ヲ以テ内務次官ヨリ依命通牒相成候處本運動所期ノ成果ヲ集メタル否トハ現下ノ重大時局ニ對處シ國政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル上ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノナルニ鑑ミ本運動ノ實施ニ當リテハ特別記實施要領ニ留意スルト共ニ汎ク關係各方面ノ協力ヲ促シ以テ所期ノ目的達成ニ遺漏ナキヤウ最善ヲ竭サレ度此段及通牒候也

追テ各道府縣ニ於ケル運動ノ實施方策其ノ他主要ナル實施事項ハ其ノ都度報告相成ルト共ニ本運動實施上參考トナルベキ事項ハ各道府縣相互ニ資料ヲ交換シ參考ニ資セラレ度申添候

(別紙省略)

地發乙第五七號

昭和十七年二月十九日

内務省地方局長



北海道廳長官  
各府縣知事宛

選舉肅正委員會整備ニ關スル件

大東亞戰爭爆發選舉實施運動實施ニ關シ本日別途内務次官ヨリ依命通達並地方、警保兩局長ヨリ通達相成候處選舉肅正委員令ニ依ル委員ノ任期満了後未ダ改任ヲ行ハザル向ニ在リテハ昭和十年五月二十五日付發地第四七號選舉肅正ニ關スル件地方、警保兩局長依命通達ノ趣旨ニ依リ至急整備ヲ遂ゲ本運動實施上萬全ヲ期セラレ度  
追テ右選任ニ當リテハ大政翼賛會道府縣支部役員（例ヘバ常務委員、協力會議々長等）及道府縣翼賛壯年團長ノ中ヨリモ適宜委員ニ選任方御配意相成度申添候  
參照

選舉肅正委員會令

（昭和十年五月八日）  
（勅令第二一〇號）

- 第一條 衆議院議員選舉其ノ他公ノ選舉ノ肅正ヲ圖ル爲道府縣毎ニ選舉肅正委員會ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス  
第二條 選舉肅正委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ地方長官（警視總監ヲ含ム）ノ諮問ニ應ジテ前條ノ選舉ニ關スル弊害ノ防止、公正ナル選舉觀念ノ普及其ノ他選舉ノ肅正ニ關スル事項並ニ衆議院議員選舉法第四百十條第三項及第四項ノ規定ニ依ル事項ノ實施ニ關スル事項ヲ調査審議ス  
選舉肅正委員會ハ前項ニ付關係行政廳ニ意見ヲ提出スルコトヲ得  
第三條 選舉肅正委員會ハ會長一人及委員三十人以內ヲ以テ之ヲ組織ス  
會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ選任ス

- 一 政治家、實業家、教育家其ノ他學識經驗アル者  
二 官吏、待遇官吏及吏員

衆議院議員ノ選舉權ヲ有セザル者衆議院議員選舉法第七條第一項ニ規定スル者ヲ除クハ委員タルコトヲ得ズ  
第四條 委員ハ名譽職トス  
委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中地方長官之ヲ解任スルヲ妨ゲズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ地方長官ノ代理者其ノ職務ヲ代理ス

第六條 選舉肅正委員會ノ議事ニ關スル規則ハ地方長官之ヲ定ム

第七條 選舉肅正委員會ニ幹事及書記ヲ置ク廳府縣ノ官吏ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ整理ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ職務ニ從事ス

第八條 選舉肅正委員會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス 但シ衆議院議員選舉以外ノ選舉ノ肅正ヲ圖ル爲特ニ必要ナル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔ト爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省發地第四七號

昭和十年五月二十五日

北海道廳長官  
各府縣知事宛  
警視總監

内務省  
内務省  
警保局長

選舉肅正ニ關スル件依命通牒

本月八日勅令第百十號ヲ以テ公布相成候選舉肅正委員會令ニ基キ今回道府縣ニ設置セラルヘキ選舉肅正委員會ノ運用等ニ關シテハ曩ニ御會同ノ際訓示及指示有之其ノ趣旨ニ依リ夫々御計畫中ノコトト存候處之カ組織ニ付テハ別紙要綱第一項ニ依リ御取扱相成度又本年度行フヘキ選舉肅正運動ニ付テハ選舉肅正委員會ノ調査審議ノ結果ニ基キ各地方ノ實情ニ即シ最モ適切ナル方法ヲ以テ其ノ實ヲ舉グルニ努メラルハ固ヨリナルモ別紙要綱第二項ノ趣旨ヲ參照シ地方ノ實情ヲ考慮シ適當ニ御措置相成度尙肅正運動ニ當リテハ選舉人ヲ教導シテ肅正ノ實ヲ學クルヲ旨トシ之カ爲荷モ選舉人及選舉運動者ニ對シ脅威ヲ感セシムルカ如キ憂ナキヲ期スルハ勿論肅正運動ト選舉運動トヲ混淆シ或ハ名ヲ肅正運動ニ藉リテ選舉運動ヲ爲シ或ハ他人ノ適法ナル選舉運動ヲ妨害スルヤノ疑ヲ懷カシムルカ如キ其ノ他却テ弊害ヲ生スルカ如キコトナキ様致度本年九月ニ行ハル府縣會議員總選舉ニ在リテハ之ヲ目標トスル肅正運動ハ八月末迄ニ了スル様致度

選舉肅正ニ關スル要綱

一、選舉肅正委員會ニ關スル事項

- 委員ノ數、一道府縣三十人以内ニ於テ各地方ノ實情ニ應ジ適當ナル數ト爲スコト
  - 民間ヨリ選任スル委員(選舉肅正委員會令第三條第三項第一號ノ委員)ハ政治家、實業家、教育家ノ外例ヘハ教化團體其ノ他主要ナル團體ノ幹部、宗教家、社會事業家、新聞社ノ代表等學識經驗アル者ノ中ヨリ適當ナル者ヲ選フコト
  - 官公吏タル委員(選舉肅正委員會令第三條第三項第三號ノ委員)ハ凡ソ道府縣ノ總務部長、警察部長(東京府ニ在リテハ警視廳官房主事、刑事部長)及學務部長、檢事、官公立學校長、市町村長等ノ中ヨリ選任スルコト
  - 官公吏中ヨリ選任スル委員數ハ凡ソ總數ノ四分ノ一程度ニ止ムルコト
  - 委員選任ノ形式ハ地方長官ノ監督ニ屬スル官公吏ニ付テハ委員ヲ囑託スルノ形式ニ依ルコト
  - 幹事ハ選舉事務主管課長、選舉取締事務主管課長、社會教育事務主管課長等ノ中ヨリ書記ハ選舉事務主管課、選舉取締事務主管課、社會教育事務主管課等勤務ノ官吏ノ中ヨリ之ヲ命スルコト
- 二、選舉肅正運動ニ關スル事項
- (以下省略)

地發乙第七七號

昭和十七年三月四日

北海道廳長官  
各府縣知事宛

内務省  
内務省  
地方局長



大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動趣旨徹底ニ關スル件  
完 送

標記ニ關シテハ夫々策劃立實施中ノコト存シ候處鐵道、軌道驛構内及客車、電車、バス等ニボスター、ピラ、セロハ  
ンボスター等ヲ掲出スルハ效果多キ場合モ可有之ト豫想シ道府縣及大政翼賛會道府縣支部、選舉肅正中央聯盟名義方ニ關  
シテハ當省ニ於テ鐵道省ト協議ヲ遂ゲ別紙ト通依賴置キ候條御了知ノ上掲出ヲ必要トスル場合ハ當事者ヨリ左記ニ依リ夫  
★手續スペク御取計相成度

記

- 一、省營驛構内及客車内ニ掲出スル文書ニ付テハ地方鐵道局長宛規格、圖案等ニ關シ事前ニ協議ヲ遂グルコト
- 二、公私營鐵道、軌道驛構内及客車、バス等ニ掲出スル文書ニ付テハ各經營者ト打合セテ遂グルコト

別 紙 (一)

地發乙第七七號

昭和十七年三月四日

鐵道省 運輸局長 宛  
内務省 地方局長

大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件  
完 送

標記ニ關シテハ客月十九日內務省發地第一六號ヲ以テ貴省次官ニ對シ當省次官ヨリ御依頼申上置候處貴省驛構内及客車  
内等ニ本運動ニ關スルボスター、ピラ等ヲ掲出スルハ趣旨徹底上極メテ效果ノ多キコト被存候ニ付テハ之等宣傳文書ノ

掲出竝ニ掲出料等免除ニ關シ格別ナル御配慮相煩度此段及御依頼候也

迫テ本運動ノ趣旨徹底ニ關スルボスター、ピラ等ハ中央ニ於テハ當省及大政翼賛會、選舉肅正中央聯盟ノ連名或ハ之等  
ノ何レカノ名義ニヨル豫定ニシテ之ガ掲示ニ關シテハ別ニ關係者貴局ニ伺出御依頼申スベク地方ニ於テハ道府縣及大政  
翼賛會道府縣支部、選舉肅正中央聯盟ノ連名或ハ之等ノ何レカノ名義ニヨル豫定ニシテ之ガ掲出ニ關シテハ別ニ地方鐵  
道局長ニ對シ名義者ヨリ御協議御依頼方取扱ハシムルコト致度候條御含ミノ上宜敷御取計相成様致度申添候

別 紙 (二)

地發乙第七七號

昭和十七年三月四日

鐵道省 監督局長 宛  
内務省 地方局長

大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件  
完 送

標記ニ關シテハ客月十九日內務省發地第一六號ヲ以テ貴省次官ニ對シ當省次官ヨリ御依頼申上置候處鐵道、軌道各驛構内  
及客車、電車、バス等ニ本運動ニ關スルボスター、ピラ等ヲ掲出スルハ趣旨徹底上極メテ效果ノ多キコト被存候ニ付テ  
ハ之等宣傳文書ノ掲出竝ニ掲出料等免除ニ關シ格別ナル御配慮相煩度此段及御依頼候也

迫テ貴省關係ニ付テハ別途貴省運輸局長ニ御依頼申上置候間御含ミ相成様致度申添候

五

地發乙第一五八號

昭和十七年四月二日

北海道廳長官  
各府縣知事宛  
警視總監

内務省  
地方局長  
警務局長

選舉期日公布後ニ於ケル翼賛選舉貫徹運動ノ取扱方ニ關スル件

翼賛選舉貫徹運動ニ就テハ愈々之が徹底ヲ圖ルニ努メラレツツアルコト存ズルモ選舉期日公布セラレ選舉運動期間ニ入  
リタル後ニ於ケル啓蒙運動ノ實施ニ當リテハ選舉運動トノ混淆ヲ避クル爲概ネ左記ニ御留意相成度  
尙之ガ實施ニ當リテハ茲ニ配布シタル「啓蒙運動ノ實施上注意ヲ要スル事項」就中「時期ニ於テ注意スベキ點」ニ特ニ留  
意セララルヤウ致度

記

一、道府縣、市町村、大政翼賛會、選舉期正中央聯盟等ノ主催ニ係ル講演會、映寫會等ニシテ市區町村以上ノ區域ヲ單位  
トスルモノハ差支ナキモ四月下旬ニ入りテハ之ヲ開催セシメザルコト尙小規模ノ懇談會、座談會等ハ之ヲ行ハシメザ  
ルコト

二、町内會、部落會、隣保班等ノ集會ハ定例常會ノ外之ヲ行ハシメザルコト

三、町内會、部落會、隣保班等ノ定例常會ニ於テ翼賛選舉ノ聲、申合等ヲ爲スハ差支ナキモ候補者ニ關スル論議、意見交  
換等ハ之ヲ爲サザルヤウ指導スルコト

内務省發地第四〇號

昭和十七年四月四日

六

北海道廳長官  
各府縣知事宛  
警視總監

内務省  
次官

大東亞戰爭  
完 遂 翼賛選舉貫徹運動實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ茲ニ通牒相成候本運動基本要綱ニ基キ夫々適切ナル方途ニ依リ銳意之ガ趣旨徹底ニ盡瘁セラレツツア  
ルコトト被存候處本日選舉期日公布セラレ本運動實施ノ期間モ餘日僅少ト相成候ニ就テハ今後愈々之ガ徹底ヲ期シ本運動  
所期ノ成果ヲ擧グルニ更ニ一段ノ御努力相成度依命此段及通牒候也

七

地發乙第二六一號

昭和十七年四月四日

北海道廳長官  
各府縣知事宛  
警視總監

内務省  
地方局長

二九



衆議院議員總選舉ニ於ケル投票ノ便宜供與方ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ本日別紙ノ通内務次官ヨリ各省次官宛及依願置候補右御含ミノ上關係各方面ニ對シ投票ノ便宜供與方ニ付可然御取計相成度

別紙

内務省發地第四一號

昭和十七年四月四日

各省次官宛

内務次官

衆議院議員總選舉ニ於ケル投票ノ便宜供與方依頼ニ關スル件

二月十九日付内務省發地第一六號通牒並客月二日ノ次官會議ニ於テ大東亞戰爭遂翼賛選舉實徹運動實施ニ關シ御協力方夫々及御依頼處本月三十日ヲ期シ衆議院議員ノ總選舉施行セラル旨本日公布相成候ニ就テハ今次總選舉ニ際シ全有權者ヲシテ投票ヲ行ハシメ大東亞戰爭完遂ノ目的達成ニ寄與スベキ翼賛選舉ノ實徹ヲ期スルハ洵ニ緊要ナルコトト被存候補貴省關係各方面ニ對シ選舉當日ニ於ケル投票ノ便宜供與方ニ付可然御示達相煩度  
追テ選舉當日貴省關係職員ノ投票ニ關シテモ可然御取計相煩度申添候

第四 關係官廳へ協力依頼

内務省發地第一六號

昭和十七年二月十九日

各省次官  
情報局長宛

内務次官

大東亞戰爭遂翼賛選舉實徹運動實施ニ關シ協力方ノ件

來ル四月三十日衆議院議員總選舉執行可相成候處大東亞戰爭完遂ノ重大使命ヲ達成スベキ未付有ノ非常時局ニ際合シ眞ニ國民ノ總力ヲ結集シ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スルハ現下喫緊ノ要務タルニ鑑ミ本月十八日閣議ニ於テ別紙ノ通大東亞戰爭完遂翼賛選舉實徹運動基本要綱決定相成官民一體ノ舉國運動ヲ展開スルコトト相成候ニ就テハ本運動所期ノ目的達成ノ爲格段ノ御協力相煩度

(別紙省略)

地發乙第五八號

昭和十七年二月十九日

情報局第一、二、四、五各部長  
司法省 刑事局長 宛  
文部省 社会教育局長 宛

内務省 地方局長

大東亞戦争 遂行選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件

完  
來ル四月三十日衆議院議員總選舉執行可相成候處大東亞戦争遂行ノ重大使命ヲ達成スベキ未會有ノ非常時局ニ際會シ眞ニ國民ノ總力ヲ結集シ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スルハ現下喫緊ノ要務タルニ鑑ミ本月十八日閣議ニ於テ別紙ノ通大東亞戦争 遂行選舉貫徹運動基本要綱決定相成官民一體ノ舉國運動ヲ展開スルコト相成候ニ就テハ本運動ノ趣旨徹底上格段ノ御協力相煩度此段及依頼候  
(別紙省略)

地發乙第五六號

昭和十七年二月二十四日

司法省 刑事局長 宛  
情報局 次長 宛

内務省 地方局長

大東亞戦争 遂行選舉貫徹運動實施ニ關スル件

完  
標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通各地方長官ニ及通候條可然御配意相成度候

地發乙第五六號

昭和十七年二月十九日

北海道 廳長 官  
各府 縣 知事 宛  
警視 總監 宛

内務省 地方局長  
内務省 警保局長

大東亞戦争 遂行選舉貫徹運動實施ニ關スル件

完  
標記ノ件ニ關シ本日別途内務省發地第一六號ヲ以テ内務次官ヨリ依命通牒相成候處本運動所期ノ成果ヲ舉グルト否トハ現下ノ重大時局ニ對處シ國政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル上ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノナルニ鑑ミ本運動ノ實施ニ當リテハ特別記實施要領ニ留意スルト共ニ汎ク關係各方面ノ協力ヲ促シ以テ所期ノ目的達成ニ遺漏ナキヤウ最善ヲ竭サレ度此段及通候條也

追テ各道府縣ニ於ケル運動ノ實施方策其ノ他主要ナル實施事項ハ其ノ都度報告相成ルト共ニ本運動實施上參考トナルベ



キ事項ハ各道府縣相互ニ資料ヲ交換シ參考ニ資セラレ度申添候  
(別紙省略)

三四

地發乙第七九號

昭和十七年三月四日

逓信省 郵務局長 宛

内務省 地方局長

大東亞戰爭 遂行選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件

標記ノ件ニ關シテハ客月十九日内務省發地第一六號ヲ以テ貴省次官ニ對シ當省次官ヨリ御依頼申上置候處郵便物ノ消印ニ本運動ニ關スル標語等ノ如キモノヲ押入シ用フルハ趣旨ノ普及徹底上極メテ效果ノ多キコトト被存候ニ付テハ右消印ノ御使用方ニ關シ格別ナル御配慮相煩度此段及御依頼候也  
迫テ押入相煩度標語等ハ別ニ申進度尙使用期間ハ本年三月及四月末迄ヲ適當ト被認候條御含ミ置キ相成様致度申添候

五

郵業第一九二號 回答 昭和十七年三月廿三日

内務省 地方局長 宛

逓信省 郵務局長

大東亞戰爭 遂行選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件

本月四日附地發乙第七九號ヲ以テ御申越相成候通信日附印ニ翼賛選舉標語入刷印ノ使用ニ關シテハ準備ノ都合モ有之四月上旬ヨリ五月二十日迄別紙印影ノ三種類ヲ交互ニ使用スルコトニ致候條御了知相成度候

|      |
|------|
| 大東亞  |
| 築く力だ |
| この一票 |

|     |
|-----|
| 國思ふ |
| 一票  |
| 國思ふ |
| 人に  |

|      |
|------|
| 選べ適材 |
| 貫け征戰 |

六

地發乙第七七號

昭和十七年三月四日

鐵道省 逓信局長 宛

内務省 地方局長

大東亞戰爭 遂行選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件

標記ニ關シテハ客月十九日内務省發地第一六號ヲ以テ貴省次官ニ對シ當省次官ヨリ御依頼申上置候處貴省營繕構内及客車内等ニ本運動ニ關スルポスター、ビラ等ヲ掲出スルハ趣旨徹底上極メテ效果ノ多キコトト被存候ニ付テハ之等宣傳文書ノ掲出竝ニ掲出料等免除ニ關シ格別ナル御配慮相煩度此段及御依頼候也

三五

三六  
迫テ本運動ノ趣旨徹底ニ關スルボスター、ビラ等ハ中央ニ於テハ當省及大政翼賛會、選舉廳正中央聯盟ノ連名或ハ之等ノ何レカノ名義ニヨル豫定ニシテ之ガ揭示ニ關シテハ別ニ關係者當局ニ伺出御依頼申スベク地方ニ於テハ道府縣及大政翼賛會道府縣支部、選舉廳正中央聯盟ノ連名或ハ之等ノ何レカノ名義ニヨル豫定ニシテ之ガ揭示ニ關シテハ別ニ地方廳道局長ニ對シ名義者ヨリ御協議御依頼方取扱ハシムルコトト致度候條御含ミノ上宜敷御取計相成様致度申添候  
地發乙第七七號  
昭和十七年三月四日

鐵道省 監督局長宛  
內務省 地方局長

大東亞戰爭 遂翼賛選舉貫徹運動實施ニ關シ協力方ノ件

標記ニ關シテハ客月十九日內務省發地第一六號ヲ以テ貴省次官ニ對シ當省次官ヨリ御依頼申上置候處鐵道、軌道各標構內及客車、電車、バス等ニ本運動ニ關スルボスター、ビラ等ヲ掲出スルハ趣旨徹底上極メテ效果ノ多キコトト被存候ニ付テハ之等宣傳文書ノ掲出並ニ掲出料等免除ニ關シ格別ナル御配慮相煩度此段及御依頼候也  
迫テ貴省關係ニ付テハ別途貴省運輸局長ニ御依頼申上置候間御含ミ相成様致度申添候

內務省發地第四一號

昭和十七年四月四日

七

各省次官宛  
內務省次官

衆議院議員選舉ニ於ケル投票ノ便宜供與方依頼ニ關スル件

二月十九日付內務省發地第一六號通牒並客月二日ノ次官會議ニ於テ大東亞戰爭 遂翼賛選舉貫徹運動實施ニ關シ御協力方々及御依頼候處本月三十日ヲ期シ衆議院議員ノ總選舉施行セラル旨本日公布相成候ニ就テハ今次總選舉ニ際シ全有權者ヲシテ投票ヲ行ハシメ大東亞戰爭完遂ノ目的達成ニ寄與スベキ翼賛選舉ノ貫徹ヲ期スルハ洵ニ緊要ナルコトト被存候條貴省關係各方面ニ對シ選舉當日ニ於ケル投票ノ便宜供與方ニ付可然御取計相煩度申添候  
迫テ選舉當日貴省關係職員ノ投票ニ關シテモ可然御取計相煩度申添候

## 第五 會 議

### 一、地方長官會議

#### 1 內閣總理大臣訓示要旨 (抄) (昭和一七、三、三三)

來月末に行はんとする衆議院議員總選舉は、前回の總選舉以來滿五年、支那事變開始以來最初の總選舉であります。未曾有の重大戰時下に於て敢て今次の總選舉を行はんとする所以のものは一には選舉を期して戰時下國民の總力を集結し、畢



三六  
國愈々決意を固くして戦争目的の完遂に邁進せんとするものであり、一には又今回の選挙に依て支那事變以來殊に大東亞戦争開始以來飛躍的に發展を遂げた時局の新段階に對應すべき清新なる議會の成立を期待せんとするものであります。依て政府は此選挙が舊套を一掃して眞に公正明朗に行はれ、之に依て大政翼賛の熱意に燃え、大東亞戦争の目的完遂の爲に積極的な力を致すべき有爲の人材の一人にても多く選出せられんことを熱望するものであります。諸君に於かれましては、此政府の意向を體し、今次選挙の實施に付遺憾なきを期せられ度いのであります。

## 2 内務大臣訓示要旨 (抄)

(昭和一七、三、四)

現任衆議院議員の任期は四月二十九日を以て満了せんとし、其の改選の期は目下間に迫つて居ります。今次総選挙は皇國の隆替と東亞の興廢とを決せんとする皇國未曾有の大戦の中に決行せられるのであります。政府は此の選挙こそ、國內に漲る報國の情熱と澎湃たる聖業翼賛の氣運との下に於て、曠古の大戦と歴史的な建設の聖業とに對し敢然邁進する我が國民の意氣と氣魄とを示し、愈々其の決意を凝くせしむべき絶好の機会なることを信ずると共に、此の選挙を通じて、時局の新段階と國家の要請とに應ずべき清新強力なる翼賛議會の確立するに至らんことを切望して已まないものであります。従つて政府は、此の機会に於て、翼賛選挙貫徹の爲、官民一體の舉國的大運動を展開せんことを決意致しました。而して、選挙修正運動の趣旨に則り、選挙の倫理化を徹底し選挙界の弊風を一掃して選挙の公明を期するは固より、更に其の趣旨を擴充し、一步を進めて、大政翼賛の氣運と國民の積極眞摯なる政治的意欲との昂揚を圖り、以て眞に時局の要請に應じ大政翼賛の重責に任すべき有爲の人材を議會に動員せんとするものであります。之が爲適切な各般の積極的方途が活潑なる展開を示さんことを期待するものであります。若し夫れ選挙の取締に至りましては、厳正公平之に當るは固よりであります。力めて國民の自覺と協力とを促し、未然に事犯の防止を圖るに意を用ひられ度いのであります。他面

選挙に際し、國家機密を漏洩し、或は國論の分裂、國內の相剋等を醸成するが如き言議の許すべからざるは言ふ迄もない所でありまして、之に對しては十分なる警戒を加ふるの要があると考えます。

## 3 内務大臣指示事項 (抄)

(昭和一七、三、四)

一 大東亞戦争  
翼賛選挙貫徹運動ニ關スル件  
今次衆議院議員選挙ニ際シ政府ハ茲ニ開議ヲ決定シ經テ完 遂 翼賛選挙貫徹運動ヲ官民一體ノ舉國的大運動トシテ展開スルコトト爲セリ、各位ハ今次ノ總選挙ガ未曾有ノ大戦ノ下ニ行ハル意義深キ選挙ナルニ鑑ミ、之ヲ機トシテ國民ノ總力ヲ結集シ愈々戦争完遂ニ對スル舉國的大決意ヲ鞏固ナラシムルト共ニ、清新強力ナル議會ノ確立ヲ期スル爲メ、人材ヲ議會ニ動員スルノ氣運ヲ醸成スルニ努メ、更ニ又時局下選挙ノ倫理化ヲ徹底シ以テ公正ニシテ明朗ナル選挙ヲ實現スルニ最善ノ努力ヲ竭サレタシ

## 4 司法大臣訓示要旨 (抄)

(昭和一七、三、四)

國家の總力を擧げての大東亞戦争中、近く衆議院議員の總選挙が施行せらるゝ豫定となつて居りますことは、一に國內の治安が完全に確保せられ、民心の安定を得てゐる體左であります。誠に御同慶の至であります。此の意義深き總選挙は一億國民が自衛自戒の上積年の選挙に伴ふ弊風を一掃し、時局に相應しき清新なる翼賛議會の確立を期し、以て戦時下國民の意氣を廣く中外に示すべき絶好の機会でありますから、政府に於きましても深く今次の總選挙の重大性に鑑み、新なる構想を以て之に臨まむとして居るのであります。而して此の目的を達成する爲には、官民一體となり、積極的に翼賛選挙貫徹の爲の啓蒙運動と、憲法精神の徹底、選挙犯罪の根絶及禁錮の防止等を包含する選挙修正運動との實施が豫定さ

れて居るのであります。私と致しましては、此等の運動が強力且健全に展開せられ、眞實選挙の實を挙げむことを衷心より期待致しますと共に、従来の選挙公正運動に見られる新規の大運動なるに鑑み、之が實施を適正妥當ならしむる爲、司法部に於きましても出来得る限り協力するの方針であります。尤も司法部職員中判事に在りましては、其の職務上直接間接の何れたるを問はず選挙運動に関する言議は固く之を慎しみ、公然政事に關係するが如き非難を受けることなき様注意致さ度いと考へて居ります。検事に在りましても、主として違法及防犯等の徹底を圖る爲講演其の他適當の方法に依り此等の運動に協力することは差支へありませんが、其の場合に於きましても十分に注意を加へまして、苟も檢察の公正に疑惑を生ぜしむるが如き言動に出づることなきことを期して居ります。各位に於かれましては、司法警察が檢察を補佐するの職司たることに思を致され、其の職域を恪守せしめて誤ることなき様希望する次第であります。又今回豫定されて居ります運動に於きましては、部内、町内、隣保班等市町村の下部組織を通じて、啓蒙運動が活潑に展開せらるゝとなつて居り、最適當候補者の推薦氣運を積極的に醸成することをも其の内容として居るのでありますから、取締の衝に當る者と致しましては、啓蒙並に選挙公正の運動と固有の選挙運動との限界を明確にし、假初にも選挙運動の境内に踏み入るが如きことなき様厳に戒慎を要するものと存するのであります。殊に啓蒙又は選挙公正の運動の指導者たるべき者は自ら私心を去り大御心に副ひ奉るの至誠を以て指導の事に膺らなければなりません。勿論のことであり、選挙民に對しましては法の遵守を説くのでありますから、自らも亦率先して遵法を旨とし、選挙民に對し範を垂れなければならぬと存するのであります。各位に於かれましては、此等の點に深く注意を拂はれ、該運動に關與する者の中より不用意の裡に選挙運動に亘る言動を爲し、非議せらるるが如き者の出でざる様十分戒められむことを切望致します。

尚眞實選挙貫徹運動とは別個に、政事結社として中央並に地方に候補者推薦母體が結成せらるるの機運を見ると共に、啓蒙運動の影響下に各選挙区内に幾多の候補者総會、推薦會等の設けられることが豫想されて居るのであります。此

四〇

の場合當該政事結社としての餘衛活動に致しましては、結社活動に非ざる餘衛會、推薦會に致しましては、特定人の當選を斡旋するものに非ざる限り選挙運動と爲らざることは勿論であります。が、選挙事務に關係ある官公吏が其の關係區域内に於て之に参加する場合には、選挙運動を爲すものの如き誤解を招くことなき様注意すべきであります。各位に於かれましては此の點に關し十分部下を戒飭し、慎重なる用意を以て公正明朗なる選挙事務の運行を圖らしむる様御留意を請ひ度いであります。

次に選挙事犯の取締に關しては嚴正公平を旨とすべきは勿論、檢事の重點を買収、囂惑、其の他の惡質犯に置き、些末なる形式犯に對しては苛察に失せざる様注意を拂ひ、徒に檢事の多數を誇り選挙運動者並に選挙民の士氣を沮喪せしむるが如きことなき様留意せらるゝと共に、事犯の檢事及取調を爲さしむるに當つては檢事の指揮を受けしめ、後日司法警察官吏に對する選挙干渉、人権蹂躪等の非難の聲なからしむる様努められ度いのであります。各位に於かれましては此等の點に御留意の上、克く部下を督勵して所期の明朗公正なる眞實選挙の實を挙げられむことを特に希望する次第であります。

選挙に關しては尙思想檢察の分野に於て、選挙に際し言論文章を通じ聖職の完遂を妨ぐるが如き治安上有害なる思想の流布せらるることなきやを憂慮するのであります。此の見地より議員候補者其の他の者の演説又は選挙運動の爲に頒布せらるる文書の内容に付ては嚴正なる批判を加へ、此の種言動の取締に遺憾なきを期する必要があると考へるのであります。各位に於かれましては此の點に注意を拂はれ、取締の萬全を期せられ度いのであります。

## 二、内務省關係

### (一) 總務部長會議

四一



1 内務大臣訓示要旨 (抄)

(昭和十七年二月三十一日)

斯の歴史的な一大時機に當り現任衆議院議員の任期は四月二十九日を以て満了せんとし、其の改選の期は迫つたのであります。惟ふに現下の時局に於て、國家の行ふ所盡く戦争目的の完遂に歸一せらるべきは言を俟たざる所でありませう。政府が戦時下に於て敢て總選挙を行はんとする所以のものは、舉國征戰の完遂に邁進する意氣と氣魄とを示し其の決意を新にする絶好の機会なるを信ずると共に、時局の新段階に應ずべき清新なる議會の成立を期待するが故に外ならぬのであります。政府は今回「大東亞戦争 翼賛選挙貫徹運動」の實施を決定し、今次の總選挙に際し、聖業翼賛の赤誠と至情とに燃ゆる國民の眞摯純正なる政治的意識の昂揚を圖ると共に、清新強力なる議會の確立を目指し、官民一體の一大舉國運動を展開することとしたのであります。政府は此の運動を通じて、眞に戦争完遂の一大目的に副ひ大政翼賛の重責に任ずべき積極有爲の人材を議會に動員せしむる爲、汎く國民の間に最適候補者推薦の氣運が積極的に醸成せられ、其の實現の方途に付國民一般の熱意が促進昂揚せられんことを期待するものであります。固より此の非常時局下の選挙に於て、選挙に纏綿する情弊が斷乎一掃せられ、選挙の倫理化が徹底せらるべきは言を俟たざる所でありませう。各位は本運動の趣旨の存する所に鑑み之が適正強力なる遂行に最善の努力を致すと共に、選挙公營其他各般の選挙事務に付ても亦周到なる注意を拂ひ、之が運営に遺憾なきを期せられんことを望むものであります。

2 會議指示事項

(昭和十七年二月三十一日)

一 大東亞戦争 翼賛選挙貫徹運動ニ關スル件  
來ルベキ衆議院議員總選挙ニ際シ政府ハ翼賛議會ノ決定ヲ經テ 大東亞戦争 翼賛選挙貫徹運動ヲ官民一體ノ舉國運動トシテ展開スルコトセリ

本運動ハ大東亞戦争ノ完遂ト之ガ爲ニ必要ナル翼賛議會ノ確立ヲ目標トシ之ガ基本方針ハ選挙ヲ機トシ戦争完遂ニ對スル國民ノ意氣ト氣魄トヲ示シ其ノ決意ヲ鞏固ナラシムルト共ニ清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スル爲汎ク人材ヲ議會ニ動員スル氣運ノ醸成ニ努メ更ニ時局下ニ於テ選挙ノ倫理化ヲ徹底シ以テ公正ニシテ明瞭ナル選挙ヲ實現スルニ在リ各位ハ今次ノ選挙ノ意氣ヲ重ナルニ鑑ミ翼賛議會確立ノ爲國民ノ自覺ト奮起トヲ促シ以テ本運動所期ノ成果ヲ擧グルニ最善ノ努力ヲ竭サレタシ

(二) 警察部長會議

1 内務大臣訓示要旨 (抄)

(昭和十七年二月三十一日)

現任衆議院議員の任期は四月二十九日を以て満了せんとし、其の改選の期日は目睫の間に迫りました。政府が此の際敢て總選挙を行はんとする所以のものは、既に屢次説明せられたるが如く、戦時下國民の總力を集結し舉國意氣と決意を固くして戦争目的の完遂に邁進せしむる絶好の機会なるを信ずると共に、時局の新段階に對應すべき清新強力なる翼賛議會の確立を期せんとするに外ならぬのであります。政府は此の機会に於て、翼賛選挙貫徹の爲、官民一體の舉國の一大運動を展開し、眞に時局の要請に應じ大政翼賛の重責に任ずべき最適の人材を議會に動員するの氣運を醸成昂揚するに努むると共に、其の趣旨を具現すべき適切な積極の方途が活潑なる展開を示さんことを期待するものであります。選挙の取締に當りては、厳正公平を期するは固より、力めて國民の自覺と協力とを促し、犯罪の未然防止を圖ると共に、選挙界を荼毒する惡質事犯に對しては徹底的取締を加へ、選挙界結年の情弊を一掃するに意を致され度いのであります。他面選挙に際し、苟も國家機密を漏洩し、國論の分裂、國內の相剋を醸成するが如き言議に對しては十全の取締を加ふべきは申す迄もありません。

2 會議指示事項 (抄)

(昭和一七、三、二四)

一 大東亞戰爭

選 翼賛選挙貫徹運動ニ關スル件

來ルベキ衆議院議員總選挙ニ際シ政府ハ翼賛ニ開議ノ決定ヲ經テ 大東亞戰爭 選 翼賛選挙貫徹運動ヲ官民一體ノ舉國的運動トシテ展開スルコトセリ、本運動ハ大東亞戰爭ノ完遂ト之ガ爲必要ナル翼賛議會ノ確立ヲ目標トシ、之ガ基本方針ハ選挙ヲ機トシ大戦完遂ニ對スル國民ノ意氣ト氣魄トヲ示シ愈々其ノ決意ヲ鞏固ナラシムルト共ニ、清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スル爲メ人材ヲ議會ニ動員スル氣運ノ醸成ニ努メ、更ニ時局下愈々選挙ノ倫理化ヲ徹底シ以テ積年ノ情弊ヲ一掃スルニ在リ各位ハ今次選挙ノ意義ノ重大ナルニ鑑ミ克ク本運動ノ趣旨ヲ體シ公正ニシテ明朗ナル選挙ヲ實現スルニ最善ノ努力ヲ竭サレタシ

(三) 振興課長會議

1 地方局長挨拶要旨 (抄)

(昭和一七、二、二六)

斯の重大時機に際會致しまして今春國內に於きましては衆議院議員の總選挙が行はれんと致して居ります。諸君も既に知らるる如く今次の總選挙は昨年國際情勢の逼迫を理由として議員任期延長の異例の措置が執られました結果昭和十二年議會解散後に行はれました總選挙より滿五年實に支那事變發生以來最初の改選に當るものであります。而して大東亞戰爭の只中に敢て總選挙の行はれます所以のものは一つには選挙が愈々國民の總力を集結し舉國征戰完遂に邁進するの決意を新にするの好機であるからであり一つには支那事變殊に大東亞戰爭開始以來飛躍的に躍進を遂げた時局の新狀態に應ずる清新にして強力な議會の成立が期待されるが故に外ならぬのであります。茲に於きまして先般開議に於て「大東亞戰爭 選 翼賛選挙貫徹運動」の基本要綱が決定せられ来るべき總選挙を目指し大東亞戰爭の完遂と之が爲必要なる翼賛議會の確立を旗幟とする官民一體の一大舉國運動が展開せられることとなつたのであります。此の舉國的運動に於ては戦争完遂に對する國民の意氣と氣魄とが示され翼賛議會の確立に對する國民の眞摯純正なる政治意識が力強く昂揚せられることが望ましいのであります。従ひまして今次の運動は従前行はれたる單なる選挙教育運動より更に一步を進め眞に戦争完遂の大目的に副ひ大政翼賛の重責に任ずべき積極有爲の人材を議會に動員することに重點を置くものでありまして之が爲汎く國民の間に最適候補者推薦の氣運が積極的に醸成せられ其の實現の方途に就ても國民一般の熱意と工夫とが傾けられんことを期待するものであります。更に重大時局下の選挙に際し愈々選挙の倫理化の徹底せらるべきは固より申す迄もないことでありまして未曾有の戦時下に行はれる今回の選挙こそ亦選挙に絡る在來の情弊を斷乎一掃するの好機であると信ずるのであります。今回の運動に於きましては以上の方針の下に新なる着想に基く活潑なる啓蒙運動が最も積極的に展開せられますことが期待せられるのでありまして地方に在つて本運動の實施を擔當せられる諸君は今回の選挙が大東亞戰爭遂行の途上に行はれます歴史的とも申すべき選挙であり今後の國政運用の基礎を鞏固ならしむる上に於きまして極めて重大なる意義を有することに鑑み克く本運動の趣旨の存する所を體し汎く關係各方面の協力を得て本運動の強力なる遂行を期するやう最善の努力を竭されんことを切望する次第であります。

「翼賛選挙貫徹運動」の基本要綱が決定せられ来るべき總選挙を目指し大東亞戰爭の完遂と之が爲必要なる翼賛議會の確立を旗幟とする官民一體の一大舉國運動が展開せられることとなつたのであります。此の舉國的運動に於ては戦争完遂に對する國民の意氣と氣魄とが示され翼賛議會の確立に對する國民の眞摯純正なる政治意識が力強く昂揚せられることが望ましいのであります。従ひまして今次の運動は従前行はれたる單なる選挙教育運動より更に一步を進め眞に戦争完遂の大目的に副ひ大政翼賛の重責に任ずべき積極有爲の人材を議會に動員することに重點を置くものでありまして之が爲汎く國民の間に最適候補者推薦の氣運が積極的に醸成せられ其の實現の方途に就ても國民一般の熱意と工夫とが傾けられんことを期待するものであります。更に重大時局下の選挙に際し愈々選挙の倫理化の徹底せらるべきは固より申す迄もないことでありまして未曾有の戦時下に行はれる今回の選挙こそ亦選挙に絡る在來の情弊を斷乎一掃するの好機であると信ずるのであります。今回の運動に於きましては以上の方針の下に新なる着想に基く活潑なる啓蒙運動が最も積極的に展開せられますことが期待せられるのでありまして地方に在つて本運動の實施を擔當せられる諸君は今回の選挙が大東亞戰爭遂行の途上に行はれます歴史的とも申すべき選挙であり今後の國政運用の基礎を鞏固ならしむる上に於きまして極めて重大なる意義を有することに鑑み克く本運動の趣旨の存する所を體し汎く關係各方面の協力を得て本運動の強力なる遂行を期するやう最善の努力を竭されんことを切望する次第であります。

2 會議指示事項

(昭和一七、二、二六)

一 大東亞戰爭

選 翼賛選挙貫徹運動ニ關スル件

(一) 運動ノ目標及基本方針

(二) 運動ノ實施方策



## イ、啓蒙運動ノ實施要領

## ロ、運動ノ實施方法

## (三) 運動實施上ノ注意

## 三、大政翼賛會關係

## (一) 中央協力會議

## 1 東條總裁挨拶要旨 (抄) (昭和一七、二、二五)

次に政府は今春四月末を期して衆議院議員總選舉を行ふことに決定致しました。惟ふに大東亞戰爭下において敢て總選舉を行はんとする所以のものは、一に選舉をして戦時下國民の總力を結集し舉國一いよ決意を固くして聖戰完遂に邁進せしむる絶好の機会たらしむるとともに、一は今回の選舉を以て支那事變以來殊に大東亞戰爭開始以來飛躍的に發展を遂げましたる時局の新段階に對處すべき清新激烈たる議會の成立を期待してゐるに外ならないのであります。

大政翼賛會はその本質に鑑み、會として直接選舉運動を爲すべきものでないことは固より當然であります。政府のこの要望に呼應して大東亞戰爭完遂のため、翼賛選舉貫徹の國民運動の展開に大いに貢獻せねばならぬのであります。

各位におかれてはこの趣旨を十分諒得せられ翼賛選舉の貫徹と併せて國內體制強化の方途に關し、その胸中に漲る聖戰完遂の氣魄を披瀝し、聖業翼賛の赤誠を吐露し十分の議を盡し以て本會議所期の成果を挙げられますと共に、今後益々大政翼賛運動一段の進展のため、御協力下さいますやう切望に堪へない次第であります。

## 2 會議事項

## 一、大東亞戰爭完遂ノタメノ翼賛選舉貫徹ニ關スル件

## (二) 大日本翼賛壯年團道府縣團長會議

## 安藤團長訓示要旨 (抄) (昭和一七、二、二七)

抑も今次の總選舉は此の機會に於て、戦時下國民の總力を集結し、舉國一いよ決意を固めて戰爭の目的完遂に邁進せしむると共に、支那事變以來、殊に大東亞戰爭開始以來、飛躍的に發展せる時局の新段階に對處する爲、新進有爲の人材を多數選出して議會の陣容を刷新し、眞に其の名に適はしき翼賛議會を確立して、政治の革新を強力に促進せんことを期して居るのであります。

依て翼賛壯年團は政府、大政翼賛會等と一致協力して、大東亞戰爭完遂の舉國決意の鞏化、翼賛政治思想の徹底、新人材推薦氣運の醸成、選舉の倫理化等を主眼とする翼賛選舉貫徹運動を積極果敢に展開すると共に、成立早々の團としては本運動を通じて團組織の確立、團員訓練の徹底、團活動の錬成に努め、以て團運動發展の素地を固むる方針であります。各位は本運動が團最初の大規模の運動たるに鑑み、慎重對策を練り特に大政翼賛會支部との連携を密にし、現地の實情に即應して團の實勢に合致する適切な具體的實施方策を樹て、團の全組織を活用し、團員全部を動員して活動力なる運動を展開し、以て大いに本運動の成果を挙げんことを切望致します。勿論本運動は團の性格上現行選舉法の規定する所謂選舉運動の範圍に介入すべきものにあらざることは茲に明言する所であります。

## (三) 道府縣支部庶務組織兩部長會議

## 1 安藤副總裁訓示要旨 (抄) (昭和一七、二、二八)

御承知の如く昨年時局重大の故を以て延期されました衆議院議員の総選挙を今回大東亞戦争下、乃昨年よりも更に一層重大なる時局下に於て之を決行せられんとする所以のものは實に大東亞戦争が愈々本格的に建設戦の段階に入つた事を示すものもあり、又建設戦の鞏固なる進軍を推進するには國內諸體制の革新整備、わけても政治新體制の確立が第一層緊急必須の要件たることを物語るものに外ならぬと確信致す次第で御座います。

而して来るべき選挙に對する政府の方針につきましては既に東條総理大臣を始め政府當局者の數次の聲明によつて明かなる所でありますから茲に私から改めて申上ぐる必要もないかと思ふのであります。

ただ私共の一面に於て最も深く自から戒め且周到なる考慮を廻して居りますことは翼賛運動に挺身すべき使命を持つて今日まで毀譽褒貶の外に立ち不斷に努力し來りましたる吾々 翼賛會が國民の非常なる注視の中に立つて今回の総選挙に直面するに當りまして果してよく此の政治革新の絶好の機会を捉へて遺憾なく國民の期待望望にそひ得るかどうかと云ふこととあります。

而して乍ら他面今回の翼賛選挙貫徹運動は既に國民全體の壓倒的な期待を以て迎へられて居りますことは之を過日の臨時中央協力會議の狀況に徴して明かに之を見ることが出來ましたので私としては茲に一段の勇を鼓し必成の信念を益々堅持して邁進する決意を固めて居りますと共に此の運動推進の重責を荷ふ我々翼賛會關係者は全員集つて深くその責任の重大性を痛感せねばなりません。

而してこの運動に依つて所期の成果を収めることは又實に皇軍の戦果に應へ、靖國の英靈を慰むる現下に於ける吾々の意義ある一つの道であるかと堅く信じます。

既に翼賛會地方支部は組織漸く整ひ、運動の先達たるべき翼賛壯年團の全國組織も亦略其成立を了らんとして居るのであります。最早此の重責を果すべき準備は必ずしも薄弱なりと弱音を發することは斷じて許されざる所であり自ら自ら

の實力を危ふんで過疑違巡することは絕對の禁物であると存じます。

吾々はあくまでも敢然として既に直面せる此の試練に立向ふべきのみであります。

### 2 會議 指示 事項

- 一、翼賛選挙貫徹運動基本要綱ニ關スル件
- 二、翼賛選挙貫徹運動實施要綱ニ關スル件

## 第六 協議會及懇談會

### 一、衆議院議員總選舉對策懇談會

衆議院議員總選舉對策懇談會（昭和一七、一、二六 於丸ノ内會館）出席者

| 内務省   |       | 次官      |      |
|-------|-------|---------|------|
| 地方局長  | 湯澤三千男 | 地方局振興課長 | 成田一郎 |
| 同行政課長 | 岡本茂   | 警保局保安課長 | 齋藤昇  |
| 同警務課長 | 永野若松  | 同警務課長   | 今井久  |



企畫委員會出席者

二、企畫委員會

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 大政翼賛會   | 內務事務官 | 柴田達夫  |
| 事務總長    | 横山助成  |       |
| 組織局長    | 挾山間   |       |
| 地方部長    | 永野芳辰  |       |
| 宣傳部長    | 八並璣一  |       |
| 總務      | 菅太郎   |       |
| 同       | 栗原美能  |       |
| 理事長     | 田澤義鋪  |       |
| 常任理事    | 赤木朝治  |       |
| 幹事      | 松原一彦  |       |
| 同       | 小山忠義  |       |
| 內務省     | 次官    | 湯澤三千男 |
| 地方局長    | 成田一郎  |       |
| 地方局振興課長 | 岡本久茂  |       |
| 警保局警務課長 | 今井    |       |

五〇

開催期日及場所

|             |          |        |
|-------------|----------|--------|
| 大政翼賛會       | 內務事務官    | 柴田達夫   |
| 組織局長        | 挾山間      |        |
| 地方部長        | 永野芳辰     |        |
| 總務          | 菅太郎      |        |
| 常任理事        | 赤木朝治     |        |
| 幹事          | 松原一彦     |        |
| 大日本壯年團      | 選舉肅正中央聯盟 |        |
| 昭和十七年一月二十七日 | 第一回      | 內務大臣官舎 |
| 同 一月三十日     | 第二回      | 內務大臣官舎 |
| 同 二月六日      | 第三回      | 內務省    |

三、聯絡協議會

聯絡協議會委員

|                |       |
|----------------|-------|
| 情報局第一部第一課長     | 近藤新一郎 |
| 同 第五部第四課長      | 小松東三  |
| 司法省刑事局第一課長     | 清水鼎   |
| 文部省社會教育局成人教育課長 | 里見富次  |
| 大政翼賛會地方部長      | 永野芳辰  |

五一

|   |            |       |
|---|------------|-------|
| 同 | 選舉肅正中央聯盟幹事 | 八並瑤一  |
| 同 | 內務省地方局長    | 小原忠義彦 |
| 同 | 地方局振興課長    | 成田一郎  |
| 同 | 警保局警務課長    | 岡本井久  |

|   |   |   |   |   |        |     |    |    |    |    |    |
|---|---|---|---|---|--------|-----|----|----|----|----|----|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 内務大臣官舎 | 内務省 | 今岡 | 成田 | 小山 | 松原 | 八並 |
|   |   |   |   |   |        |     | 井本 |    |    |    |    |
|   |   |   |   |   |        |     |    | 一  | 忠  | 一  | 璣  |
|   |   |   |   |   |        |     | 久茂 | 郎義 | 彦  | 一  |    |

(順不同)

田  
元

|   |          |              |        |
|---|----------|--------------|--------|
| 同 | 朝日新聞東京本社 | 副主幹          | 西野入愛一  |
| 同 | 報知新聞社    | 編輯局長         | 千葉雄次郎  |
| 同 | 中外商業新報社  | 編輯局次長        | 後藤喜間太枝 |
| 同 | 讀賣新聞社    | 編輯局次長        | 小田島利得吉 |
| 同 | 都新聞社     | 編輯局次長        | 安部英夫   |
| 同 | 同盟通信社    | 編輯局次長        | 古澤磯次郎  |
| 同 | 北海タイムス社  | 編輯局次長        | 大平重孝治  |
| 同 | 河北新報社    | 整理部長         | 亘内寅清   |
| 同 | 名古屋新聞社   | 編輯總務<br>編輯局長 | 寺田利和雄  |



|   |        |   |       |   |       |   |         |   |       |   |         |          |         |       |       |      |       |
|---|--------|---|-------|---|-------|---|---------|---|-------|---|---------|----------|---------|-------|-------|------|-------|
| 同 | 新愛知新聞社 | 同 | 中國新聞社 | 同 | 合同新聞社 | 同 | 福岡日日新聞社 | 同 | 日本新聞會 | 同 | 中外商業新報社 | 朝日新聞東京本社 | 東京日日新聞社 | 報知新聞社 | 讀賣新聞社 | 都新聞社 | 同盟通信社 |
|---|--------|---|-------|---|-------|---|---------|---|-------|---|---------|----------|---------|-------|-------|------|-------|

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 萩 | 伏 | 安 | 松 | 渡 | 田 | 假 | 岡 | 不 | 城 | 阿 | 周 | 谷 | 上 | 中 | 志 | 篤 | 大 |
| 野 | 見 | 田 | 山 | 瀬 | 中 | 澤 | 村 | 破 | 戸 | 部 | 藤 | 龍 | 野 | 町 | 田 | 田 | 官 |
| 利 | 武 | 庄 | 幸 | 亮 | 慎 | 章 | 二 | 瑳 | 磨 | 太 | 二 | 太 | 卓 | 國 | 健 | 伍 | 三 |
| 八 | 夫 | 司 | 逸 | 輔 | 郎 | 治 | 一 | 太 | 亮 | 郎 | 郎 | 郎 | 爾 | 吉 | 勝 | 二 | 郎 |

選舉肅正中央聯盟

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 松 | 赤 | 堀 | 田 | 八 | 永 | 狹 | 横 | 尾 | 小 | 金 | 松 | 近 | 川 | 福 | 吉 | 奥 | 熊 |
| 原 | 木 | 切 | 澤 | 並 | 野 | 山 | ノ | 松 | 井 | 村 | 藤 | 面 | 本 | 住 | 村 | 谷 |   |
| 一 | 朝 | 善 | 義 | 璉 | 芳 | 助 | 上 | 東 | 元 | 秀 | 新 | 隆 | 柳 | 正 | 喜 | 幸 |   |
| 彦 | 治 | 郎 | 鋪 | 一 | 辰 | 茂 | 成 | 信 | 郎 | 彦 | 逸 | 一 | 三 | 男 | 男 | 利 |   |

五五

内務省

|         |    |
|---------|----|
| 次官      | 山崎 |
| 地方局長    | 成田 |
| 警保局長    | 今松 |
| 地方局行政課長 | 齋藤 |
| 同 振興課長  | 岡本 |
| 警保局警務課長 | 今井 |
| 同 保安課長  | 永野 |
| 内務事務官   | 門叶 |
| 同       | 上村 |
| 同       | 小倉 |
| 同       | 柴田 |
| 同       | 山田 |

五、各省連絡會議

各省連絡會議出席者 (昭和十七、三、六)  
(於内務大臣官舎)

|          |    |
|----------|----|
| 内閣官房總務課長 | 稻田 |
| 内閣情報局情報官 | 彌富 |
| 外務省文書課長  | 岸元 |

六、各種團體との懇談會

各種團體との懇談會出席者 (昭和十七、三、九)  
(於九ノ内會館)

|            |    |
|------------|----|
| 大藏省文書課長    | 保澤 |
| 陸軍省軍務局軍務課長 | 佐藤 |
| 司法省秘書課長    | 岡咲 |
| 文部省文書課長    | 清水 |
| 農林省文書課長    | 鈴木 |
| 商工省文書課長    | 吉田 |
| 逓信省文書課長    | 長得 |
| 鐵道省文書課長    | 富山 |
| 拓務省文書課長    | 川本 |
| 厚生省文書課長    | 小林 |
| 内務省地方局長    | 成田 |
| 同 監査官      | 中島 |
| 同 行政課長     | 齋藤 |
| 同 振興課長     | 岡本 |
| 同 保安課長     | 永野 |



内務省 地方局長  
 振興課長  
 大政翼賛會 事務總長  
 組織局長  
 地方部長  
 庶務部長  
 各種團體

五八  
 成田 一郎  
 岡本 茂  
 横山 助成  
 狭間 茂  
 永野 芳辰  
 市來 鐵郎  
 全國町村長會  
 全國市長會  
 帝國在郷軍人會  
 警防協同會  
 自治振興中央會  
 產業報國聯合會  
 農業報國聯盟會  
 商業報國聯合會  
 日本海運報國團  
 大日本佛教聯合會  
 日本キリスト教團  
 神道教派聯合會

全國神祇會  
 大日本婦人會  
 大日本青少年團  
 產業組合中央會  
 帝國農會  
 商業組合中央會  
 全國米穀商業組合聯合會  
 全國漁業組合聯合會  
 工業組合中央會  
 日本商工會議所  
 日本齒科醫師會  
 日本文化中央聯盟  
 日本醫師會  
 日本藥劑師會  
 大日本傷痍軍人會

# 第七 講演會

## 一、政府主催主要都市講演會

- 講演會名 大東亞戰爭 選 翼賛選舉貫徹大講演會
- 主催者 内務省、司法省、情報局、大政翼賛會、選舉庶正中央聯盟、地元道府縣、市共同主催
- 開催地 主要十二都市
- 開催地別講師名

| 開催地   | 期日   | 会場       | 講師                                                                                                                                          |
|-------|------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○東京市  | 三、一四 | 日比谷公會堂   | 内務大臣 湯澤三千男 (中繼放送)<br>大政翼賛會 後藤文夫 (中繼放送)<br>中央協力會議長 安藤紀三郎 (中繼放送)<br>大政翼賛會 安藤紀三郎 (中繼放送)<br>内閣總理大臣 東條英機 (中繼放送)<br>陸軍大將 阿部信行 (中繼放送)<br>大藏大臣 賀屋興宜 |
| ○名古屋市 | 三、一八 | 市公會堂     | 司法大臣 岩村通世<br>選舉庶正 田澤義輔<br>中央聯盟理事長 湯澤三千男<br>内務大臣 湯澤三千男                                                                                       |
| ○神戸市  | 三、一八 | 神戸市海員會館  |                                                                                                                                             |
| ○大阪市  | 三、一九 | 中之島公會堂   | 情報局總裁 谷正之<br>大政翼賛會 安藤紀三郎<br>副總裁 安藤紀三郎<br>情報局總裁 谷正之                                                                                          |
| ○京都市  | 三、二一 | 日ノ出會館    | 内務大臣 湯澤三千男<br>陸軍中將 中井良太郎<br>選舉庶正 田澤義輔<br>中央聯盟理事長 賀屋興宜<br>大藏大臣 賀屋興宜                                                                          |
| ○金澤市  | 三、二一 | 第四高等學校講堂 | 情報局次長 奥村喜和男<br>内務省地方局長 成田一郎<br>選舉庶正 丸山鶴吉<br>中央聯盟理事長 橋田邦彦<br>文部大臣 橋田邦彦                                                                       |
| ○仙臺市  | 三、二三 | 仙臺公會堂    | 選舉庶正 田澤義輔<br>大政翼賛會 安藤紀三郎<br>副總裁 安藤紀三郎                                                                                                       |
| ○松山市  | 三、二六 | 松山市國技座   | 司法大臣 大森洪太<br>選舉庶正 赤木朝治<br>中央聯盟理事長 天谷直次郎<br>陸軍中將 天谷直次郎                                                                                       |



|        |                 |          |             |
|--------|-----------------|----------|-------------|
| ○横濱市   | 三、二九            | 開港記念館    | 内務大臣 湯澤三千男  |
| ○廣島市   | 三、二九            | 袋町國民學校講堂 | 大政顧問 吉田 茂   |
| ○福岡市   | 三、二九            | 福岡市九州劇場  | 副總裁 安藤紀三郎   |
| ○札幌市   | 三、二九            | 市公會堂     | 陸軍中將 伊東政喜   |
| 合 計    | 一二              |          | 大藏大臣 賀屋興宜   |
| 1 講演會名 | 大政翼賛會主催各都市講演會   |          | 陸軍中將 堀切善吹郎  |
| 2 主催者  | 大政翼賛會、地元道府縣、市共催 |          | 司法次官 大森洪太   |
| 3 開催地  | 三十四都市           |          | 情報局長 奥村喜和男  |
|        |                 |          | 中央聯盟理事 松井 茂 |
|        |                 |          | 司法大臣 岩村通世   |
|        |                 |          | 陸軍中將 中島鐵藏   |
|        |                 |          | 中央聯盟理事 丸山鶴吉 |
|        |                 |          | 講師延人員 三五    |

|       |      |          |             |
|-------|------|----------|-------------|
| ○宇都宮市 | 三、一〇 | 宇都宮市縣公會堂 | 陸軍中將 和田 龜治  |
| ○千葉市  | 三、一〇 | 千葉市縣教育會館 | 陸軍中將 中野登美雄  |
| ○前橋市  | 三、一一 | 前橋市群馬會館  | 陸軍中將 大島 正徳  |
| ○浦和市  | 三、一一 | 浦和市埼玉會館  | 陸軍中將 長谷部照伍  |
| ○甲府市  | 三、一一 | 山梨縣會議事堂  | 陸軍中將 市來 鐵郎  |
| ○静岡市  | 三、一二 | 静岡市公會堂   | 陸軍中將 香椎 浩平  |
| ○長野市  | 三、一二 | 長野市圖書館   | 陸軍中將 藤澤 規雄  |
| 合 計   | 六三   |          | 中央訓練所 藤澤 規雄 |
|       |      |          | 陸軍中將 濱田 古治郎 |
|       |      |          | 陸軍中將 田村 元一  |
|       |      |          | 陸軍中將 石井 豊七郎 |
|       |      |          | 陸軍中將 天谷 直次郎 |
|       |      |          | 陸軍中將 千 葉 了  |
|       |      |          | 陸軍中將 田村 元一  |
|       |      |          | 選出評議員 青木 得三 |





|       |      |           |         |       |
|-------|------|-----------|---------|-------|
| ○鹿兒島市 | 三、二五 | 鹿兒島市公會堂   | 陸軍中將    | 中井良太郎 |
| ○宮崎市  | 三、二六 | 宮崎市公會堂    | 調査委員    | 田中廣太郎 |
| ○大分市  | 三、二七 | 大分市公會堂    | 陸軍中將    | 中井良太郎 |
| ○佐賀市  | 三、二二 | 佐賀市公會堂    | 陸軍中將    | 池岡直孝  |
| ○長崎市  | 三、二三 | 長崎市三菱會館   | 陸軍中將    | 香椎浩平  |
| ○青森市  | 三、二四 | 青森市新所國民學校 | 中央協力會議員 | 下中彌三郎 |
| ○盛岡市  | 三、二三 | 盛岡市縣教育會館  | 陸軍中將    | 香椎浩平  |
| ○福島市  | 三、二二 | 福島市第一國民學校 | 陸軍中將    | 下中彌三郎 |
| 合計    | 三四   |           | 陸軍中將    | 香椎浩平  |

六六

## 第八常會

地發乙第三二號

昭和十七年二月十日

北海道廳長官  
各府縣知事宛

内務省地方局長

三月ノ常會徹底事項ニ關スル件

標記ノ件別紙ノ通決定相成候條之ガ趣旨ノ徹底方可然御取計相成度

一、翼賛選舉ノ徹底

來ル四月三十日執行セラルベキ衆議院議員總選舉ニ當リ内務省ヲ中心トシ、大政翼賛會及ビ選舉肅正中央聯盟協力ノ下ニ大東亞戰爭完遂ヲ目標トスル翼賛選舉徹底ノ舉國國民運動ヲ展開シ以テ必勝ノ國民士氣ヲ昂揚シテ大東亞戰爭完遂ニ對スル鐵石ノ決意ヲ鞏固ナラシムルト共ニ選舉界ニ於ケル舊來ノ情弊ヲ一掃シ且ツ國民ノ眞摯純正ナル政治的意欲ヲ振起シテ公正、明朗ナル翼賛選舉ヲ實現シ眞ニ國民ノ政治力ヲ結集セル清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期セシム

六七

地發乙第九七號

昭和十七年三月十一日

北海道廳長官宛  
各府縣知事宛

四月ノ常會徹底事項ニ關スル件

機記ノ件別紙ノ通決定相成候條之ガ趣旨徹底方可能御取計相成度  
一、翼賛選舉ノ貫徹

- 來ル四月三十日ヲ期シテ執行セラレル管ノ衆議院議員ノ總選舉ニ臨ミ、舉國的一大國民運動トシテ  
舉其徹底運動ヲ展開シツツアルガ、今次ノ總選舉ガ現下重大戰時下ニモ不拘敢ヘテ行ハレントスルノ意義ニ鑑ミ、國民  
ハ愈々愛國ノ至情ヲ發露シ、清新強力ナル翼賛議會ノ確立ノ爲翼賛選舉ヲ貫徹スベク、左ノ趣旨ノ申合セヲ行ヒ、以  
テ大東亞戰爭完遂ノ大目的達成ニ舉國邁進スベキデアル。
- 一、大東亞戰爭完遂ニ對スル鐵石ノ決意ヲ固ムルコト。
  - 二、清新強力ナル翼賛議會確立ノ意識ヲ熾ニスルコト。
  - 三、最速ノ人材ヲ議會ニ動員スルヲ期スルコト。
  - 四、斷ジテ在來ノ情弊ヲ一掃スルコト。

六八

地發乙第二二五號

昭和十七年三月二十日

北海道廳長官宛  
各府縣知事宛

翼賛選舉貫徹ニ關スル一齊常會開催ノ件

今般大東亞戰爭完遂翼賛選舉貫徹運動ヲ更ニ徹底セシメ本運動ヲシテ眞ニ實效ヲ擧ゲシムル爲、ラジオ司會ヲ以テ左配要  
領ニ依リ全國一齊ニ隣保班（隣保班ナキ場合ハ部落會、町内會）ノ臨時常會ヲ開催シ翼賛選舉貫徹ニ關スル申合ヲ爲シ之  
ガ實踐ヲ督ハシムルコトト相成候條之ガ周知徹底方御配意相成度  
追テ別途送付ノ印刷物「翼賛選舉の誓」ハ當日各常會ニ於テ利用相成様致度

六九



記

日時 昭和十七年四月一日(水)午後七時四十分ヨリ八時マデ (二十分間)

次第

- 一、挨拶 湯澤内務大臣 約五分
- 一、講演 安藤大政翼賛會副總裁 約十分
- 一、「翼賛選舉の誓」朗讀 扶間大政翼賛會組織局長 約五分
- (以上ラジオ司會)

一、各常會ニ於ケル協議申合

地發乙第二二五號

昭和十七年三月二十五日

北海道廳長官宛  
各府縣知事宛  
内務省地方局長

翼賛選舉貫徹ニ關スル一齊常會開催ノ件

標記ノ件ニ關シ本月二十日地發乙第二二五號ヲ以テ通牒致置候處右常會ノ開キ方ハ別記要領ニ依ラシムル様至急御手配相成度

翼賛選舉貫徹一齊常會(ラジオ司會)ノ開キ方

一、日 時 四月一日午後七時三十分ヨリ八時三十分マデ

一、出席者 常會ニハ有權者ハ必ズ出席スルコト。

一、常會次第

當日午後七時三十分迄ニ会場ニ集合シ、ラジオ放送ノ五分钟前ニ次ノ(一)(二)(三)ノ事項ヲ終了シ靜ニラジオノ放送ヲ待ツコト。

(一) 敬 禮 (一同)

(二) 宮城遙拜 (必ズ宮城ノ方位ニ向クコト)

(三) 祈 念 (靖國ノ神靈ニ對シ奉リ感謝ノ誠ヲ捧ゲ、併セテ皇軍將兵ノ武運長久ヲ祈念致シマス)

(始メ……五呼吸……終リ)

ラジオ放送——午後七時四十分

- (四) 挨拶 湯澤内務大臣 約七分
- (四) 講演 安藤大政翼賛會副總裁 約八分
- (四) 「翼賛選舉の誓」朗讀 扶間大政翼賛會組織局長 約五分
- (四) 申合セニ關スル注意

ラジオ放送終リ——午後八時

(四) 翼賛選舉貫徹ノ申合セ

ラジオ放送終了後直ニ隣組長又ハ部落會長ヨリ簡單ニラジオ放送ニ基キ翼賛選舉貫徹ノ申合セヲ行ヒ度キ旨ヲ述べ「翼賛選舉の誓」ノ趣旨ニ依リ左ノ申合セヲ爲スコト。

申合七例

大東亞戰爭下ニ於ケル衆議院議員ノ總選舉ニ當リ吾等一同他クマデ征戰ヲ戦ヒ抜ク鐵石ノ決意ヲ固メ清新強力ナ  
翼賛議會ヲ確立スル爲一票以テ皇國ニ報ズルノ誠ヲ顯シ左ノ事項ヲ必ズ實行致シマセウ。

- 一、眞ニ今日ノ日本ガ必要トスル最適ノ人材ヲ議員ニ選出スルコト。
- 一、絕對ニ情實ヲ因縁ニ提ハレズ自己ノ信念ニ基ク正シイ一票ヲ投ズルコト。
- 一、大御心ニ副ヒ奉リ必ズ一票ノ義務ヲ果スコト。

昭和十七年四月一日

何々隣組(又ハ部落會)出席者一同

(ウ) 閉會ノ挨拶 (隣組長又ハ部落會長)

(ヨ) 敬 散 會 禮

(參照) 三月二十五日發行ノ週報ヲ參照スルコト。

### 第九 ラジオ放送

一、政府側放送

| 月 日         | 時 間            | 放 送 者       | 演 題         | 備 考    |
|-------------|----------------|-------------|-------------|--------|
| 三月 八 日(日)   | 午後七時四十分ヨリ十五分間  | 内閣總理大臣 東條英機 | 國民に告ぐ       | 大詔奉戴日  |
| 同 十四 日(土)   | 午後一時十五分ヨリ二十分間  | 内務大臣 湯澤三千男  | 講 演         | 東京市講演會 |
| 四月 一 日(水)   | 午後七時四十分ヨリ六分間   | 内務大臣 湯澤三千男  | 挨拶          | 臨時全國一齊 |
| 同 四 日(土)    | 午後七時三十分ヨリ十三分間  | 内務次官 山崎 巖   | 總選舉に際し國民に望む | 選舉期日公布 |
| 同 十五 日(水)   | 午後七時三十分ヨリ十六分間  | 司法大臣 岩村通世   | 演 演         | 東京市講演會 |
| 同 二十 七 日(月) | 午後七時二十分ヨリ二十五分間 | 内閣總理大臣 東條英機 | 總選舉を前に國民に望む | 選舉期日ノ前 |
| 同 二十九 日(水)  | 午後七時三十分ヨリ十四分間  | 内務大臣 湯澤三千男  | 總選舉を終りて     |        |
| 五月 二 日(土)   | 午後七時三十分ヨリ十二分間  | 内閣總理大臣 東條英機 |             |        |

二、民間側放送

| 月 日        | 時 間           | 放 送 者       | 演 題     | 備 考    |
|------------|---------------|-------------|---------|--------|
| 三月 十四 日(土) | 午後二時三十分ヨリ三十分間 | 大政翼賛會 安藤和太郎 | 講 演     | 東京市講演會 |
| 同 十四 日(土)  | 午後三時五十分ヨリ三十分間 | 大政翼賛會 後藤 文夫 | 講 演     | 東京市講演會 |
| 四月 一 日(水)  | 午後七時四十六分ヨリ八分間 | 大政翼賛會 安藤和太郎 | 挨拶      | 臨時全國一齊 |
| 同 二十 日(月)  | 午後七時五十四分ヨリ六分間 | 大政翼賛會 扶間 茂  | 一 票 翼 賛 |        |
| 同 二十九 日(水) | 午後九時十分ヨリ二十一分間 | 大政翼賛會 扶間 茂  | 一 票 翼 賛 |        |



|           |                |                 |                         |                     |              |
|-----------|----------------|-----------------|-------------------------|---------------------|--------------|
| 同 二十一日(火) | 午後九時三十分ヨリ二十十分間 | 選舉廳正中央<br>聯理事務長 | 田澤 義雄                   | 来るべき總選舉について         | 東京市議<br>演會中継 |
| 同 二十二日(水) | 午後八時ヨリ二十十分間    | 法學博士            | 下村 宏                    | 大東亞戰と總選舉            | (録音入)        |
| 同 二十四日(金) | 午後六時三十分ヨリ十八分間  | 産業報國會長          | 平生臥三郎                   | 産業人の實業選舉            | (録音入)        |
| 同 二十五日(土) | 午後八時三十分ヨリ十七分間  | 工學博士            | 大河内正敏                   | 生産力第一主義と目指す選舉       |              |
| 同 二十六日(日) | 午後八時ヨリ二十三分間    | 石黒 忠篤           | 農業に告ぐ                   | 大東亞戰下の總選舉           |              |
| 同 二十七日(月) | 午前六時三十分ヨリ十五分間  | 貴族院議員           | 長岡隆一郎                   | 産業人と一際實業            |              |
| 同 二十八日(火) | 午後二時五十四分ヨリ五十分間 | 大日本産業<br>報國會理事長 | 小畑 忠良                   | 講演                  |              |
| 同 二十九日(水) | 午後七時四十分ヨリ二十三分間 | 貴族院議員           | 吉田 茂                    | 實業選舉への誓             |              |
| 同 三十日(木)  | 午前九時ヨリ二十八分間    | 高島 米峰           | 選舉と家庭婦人の心構              | 選舉と家庭婦人の心構          |              |
| 同 三十一日(金) | 午後九時十一分ヨリ四十六分間 | 徳富猪一郎           | 總選舉に際し千五百萬の選舉<br>者各位に告ぐ | 國民の誓                |              |
| 同 五月六日(土) | 午前六時三十分ヨリ十六分間  | 貴族院議員 子爵 岡部 長景  | 明日は投票日                  | 大東亞を導く一緊            |              |
|           | 午後九時ヨリ二十七分間    | 日本放送協會          | 今日は投票日                  | 今次總選舉の推薦制運動を願<br>みて |              |
|           | 午前六時三十分ヨリ十五分間  | 同               | 同                       | 同                   |              |
|           | 午前九時ヨリ二十分間     | 同               | 同                       | 同                   |              |
|           | 午後八時四十二分ヨリ十三分間 | 阿部 信行           | 同                       | 同                   |              |

七四

## 第十 刊 行 物

### 一、内 務 省

#### 1 刊 行 物

大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動實施資料  
完 遂 翼賛選舉貫徹運動指導資料  
完 遂 翼賛選舉の程

啓蒙運動の實施上注意を要する事項

選舉に際し警察として常會司會者の各位へ御願ひ

一般人(所謂第三者)の選舉運動心得

議員候補者、選舉事務長、選舉委員の選舉運動心得

#### 2 週 報

三月の常會の頁

翼賛選舉貫徹運動に就て

貫徹せよ翼賛選舉

四月の常會の頁

總選舉について(警察の立場から)

(二月二十五日 二八二號)

(三月四日 二八二號)

(三月二十五日 二八五號)

(同)

(四月十五日 二八八號)

七五

3 各種定期刊行物に掲載依頼

4 「新民」特輯號(三月號)の買上頒布

## 二、大政翼賛會

翼賛選舉訓

國民に告ぐ(東條首相放送)

大東亞戰爭と翼賛選舉

翼賛選舉を貫徹させよう(回覧板)

## 三、選舉肅正中央聯盟

大東亞戰爭  
完 遂 翼賛選舉貫徹運動基本要綱解説

選舉の倫理化

議員候補者銓衡協議會の開き方

理想候補者の推薦運動と選舉法の運用

## 第十一 其の他の啓發宣傳方策

### 一、標語

大東亞戰爭 遂 翼賛選舉貫徹運動當選標語

一等 大東亞築く力だ この一票

二等 國恩ふ一票 國恩ふ人に

選べ適材 貫け征戰

三等 大詔に應へまつらん この一票

十億が期待してゐる人を出せ

一票 翼賛

一億の決意示さう この一票

戦果に恥ぢぬ この一票

### 二、翼賛選舉の誓

一 選舉も大東亞戰爭完遂の一業です 必勝完遂の固めに 皇民わたくし達は眞心もて参加します

誓つて世紀の新議會を現はさすに措きません

一 議會の眞髓は人にあります 今こそ議會も清新を要します 皇民わたくし達の代表は 眞に 人の中の人たる



今日の人材を選びます、めます

誓つて誤り感ふことはありません

一票も自己の魂です 清く 尊く 怯みなく 郷土にあらぬますらをの意志にも問うて 皇民わたくし達の任を公明に果します

誓つて小義や情實にけがすことはありません

わが日本の總選挙です 長くも民意にお質しあり給ふ弘き御下問です 皇民わたくし達は忠誠をこめ 大御心に副ひ奉ります

誓つて小やがな一票たりとおろそかにいたしません

### 三、翼賛選挙訓

(大政翼賛會)

#### 一、選挙の本義

帝國議會は 天皇の統治を翼賛し奉る府であつて、議員は、即ち、民意を暢達して、立法その他重要な國務の遂行に参劃し、以て 天皇の政事を輔翼し奉る國民代表である。従つて、選挙は、われわれ國民中の有資格者が臣民たるの本分に基き、議會の一院である衆議院の議員を公選する嚴肅な責任行為を意味するものである。

#### 二、大東亞戦争下における總選挙の意味

大東亞戦争は日本國民にとつて乾坤一擲の大事業である。われらは當然、大規模の長期戦を覚悟してかからなければならぬ。この長期にわたる戦争の確實なる遂行については、われわれは眞に國家の政治力を結集し、外に向つて強力なる戦争意志を表現するとともに、内に於ては清新激刺たる運動を展開し、以て、何らの滞りなく國家の總力を發揮する政治體制

の整備に邁進すべきである。今次の選挙はかくの如く、聖戰目的完遂の基礎たる政治力及び政治體制の結集・整備を目的とし、これが推進力たるべき清新にして迫力ある議員を公選せんとするのである。

#### 三、翼賛議會と大政翼賛運動

翼賛議會は大政翼賛運動と相俟つて國內新體制の確立を促進せしめるものである。それ故翼賛議會と大政翼賛會とは唇齒輔車の關係にある。翼賛議會が確立することによつて、翼賛運動は自ら鬱然たる發展の新段階に進むのである。

#### 四、推薦の精神

今次の總選挙は、大東亞戦争の完遂、翼賛議會の確立を目的とする重要な上もない選挙であつて、そのために最適の人材を議會に動員せんとするのである。従つて眞に適當の人材ありと信する時は、積極的にその薦起を促し、これを候補者として推薦するの熱意と努力とを示すことを翼賛の本義を盡すものである。

#### 五、議員としての最適條件

選出せらるべき適當なる人物は個人的情實はもとより地方的因縁や一黨一派の利益にとらはれない國家的人材たることを必須の條件とする。しかも國策の遂行翼賛議會の確立について十分なる熱意を有し、創意に富み、かつ卓越せる政治的意見を以て大東亞建設の使命達成を目標とする、時局下の國務に關して粉骨碎身、協賛の實を盡しうべき大いなる型の人材でなければならぬ。

### 四、壁新聞

翼賛議會を確立せよ

情報局

外に赫々の大戦果  
内に鐵壁の建設陣  
大東亞戦争の完遂へ  
大詔を奉戴し一億國民は前進する  
我等が戦ふのだ  
我等が建てるのだ  
輝かしき大東亞の建設へ  
清新強力なる翼賛議會を目指し  
總選舉は迫る  
四月三十日!!  
この日こそ大建設の土壌石たる  
有爲の人材を議會に送り出す日だ  
我等が選ぶのだ  
我等がつくるのだ  
一票もおろそかにすまい!  
情實に因はれず、不正に與せず  
大東亞を築け、この一票!!  
それは忠靈に捧げ、將兵に代り

大君に應へ奉る至誠の一票である。

### 五、映 畫

大政翼賛會に於て宣傳映畫「貫徹しよう翼賛選舉」(三五巻、全二巻)を百五十本製作し、三月上旬から四月二十一日まで左記の如く宣傳を實施した。

- 1 右映畫五十本を社團法人映畫配給社を通じ上映す
- 2 右映畫五十本を各道府縣知事に寄贈し各道府縣下に指定上映す
- 3 右映畫五十本を各道府縣振興課等映畫班、公共團體映畫班、一般に貸與し、更に讀賣新聞社映畫奉公隊、東京日々新聞社巡回映畫班に貸與し巡回班を編成す
- 4 右映畫を十六巻に縮寫し大政翼賛會の一翼たる日本移動文化協會を起用、全國映畫常設館なき町村を翼賛會道府縣支部を通じ動員せしめて三十分程度の翼賛選舉主旨貫徹の講演、或は座談會を開催す

大東亞戦争完遂翼賛選舉貫徹移動映畫會、全國道府縣別開催数及び観客動員数

(日本移動文化協會起用の分)

| 道府縣別 | 開催回数 | 観客動員数  | 道府縣別 | 開催回数 | 観客動員数  |
|------|------|--------|------|------|--------|
| 樺太   | 七八   | 四六、八〇〇 | 岩手   | 七八   | 四六、八〇〇 |
| 北海道  | 六九   | 四一、四〇〇 | 秋田   | 六五   | 三九、〇〇〇 |
| 青森   |      |        | 山形   | 四五   | 二七、〇〇〇 |
|      |      |        | 宮城   | 四五   | 二七、〇〇〇 |
|      |      |        | 福島   | 七一   | 四二、六〇〇 |
|      |      |        | 茨城   | 一一   | 六、六〇〇  |



|           |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 富山        | 三重     | 愛知     | 岐阜     | 静岡     | 山梨     | 長野     | 新潟     | 神奈川    | 東京     | 千葉     | 埼玉     | 群馬     | 栃木     |
| 九二        | 一一四    | 一三〇    | 七一     | 三五     | 五二     | 一五〇    | 八六     | 四〇     | 五六     | 一一四    | 五八     | 一一     | 一四     |
| 五五、二〇〇    | 六八、四〇〇 | 七八、〇〇〇 | 四二、六〇〇 | 二二、〇〇〇 | 三二、二〇〇 | 九〇、〇〇〇 | 五一、六〇〇 | 二四、〇〇〇 | 三三、六〇〇 | 六八、四〇〇 | 三四、八〇〇 | 六六、〇〇〇 | 八、四〇〇  |
| 香川        | 徳島     | 廣島     | 岡山     | 鳥取     | 島根     | 和歌山    | 奈良     | 大阪     | 兵庫     | 京都     | 滋賀     | 福井     | 石川     |
| 四〇        | 七五     | 一一二    |        |        |        | 三三     | 六      | 六四     | 七六     | 一〇二    | 四八     | 三〇     | 七九     |
| 二四、〇〇〇    | 四五、五〇〇 | 六七、二〇〇 |        |        |        | 一九、八〇〇 | 三六、〇〇〇 | 三八、四〇〇 | 四五、六〇〇 | 六一、二〇〇 | 二八、八〇〇 | 一八、〇〇〇 | 四七、四〇〇 |
| 合計        |        |        | 沖繩     | 鹿兒島    | 宮崎     | 熊本     | 長崎     | 佐賀     | 福岡     | 大分     | 山口     | 高知     | 愛媛     |
| 二、六七二     |        |        | 七      | 七      | 一      | 一      | 一四二    | 一五     | 三二     |        | 七四     | 三五     | 一三三    |
| 一、六〇三、一〇〇 |        |        |        | 四六、二〇〇 |        | 七、八〇〇  | 八五、二〇〇 | 九、〇〇〇  | 一九、二〇〇 |        | 四四、四〇〇 | 二一、〇〇〇 | 七九、八〇〇 |

一回當り平均 六〇〇人強

六、紙芝居

(1) 「總意の進軍」

大政翼賛會に於て「總意の進軍」(翼賛選舉貫徹のために)と題する紙芝居を製成發行し(原作伊島蘭平・作畫近藤日)

出造)之を左記の通り配布利用せしめた。

配 布 (三萬部發行)

- 道府縣支部 (郡、支廳支部、道府縣翼賛壯年團を含む) 各二〇部
- 六大都市支部 各五部
- 六大都市區支部 各五部乃至八部
- 其他道府縣所在地支部 各二部
- 其他市支部 各一部
- 町村支部 各一部
- 大日本産業報國會本部を通じて單位産報へ配布するもの 三、〇七〇部
- 産業組合中央會を通じて全國産業組合へ配布せるもの 一、二〇〇部
- 大日本青少年團を通じて單位團へ配布せるもの 八〇〇部
- 各地紙芝居團體 各一部乃至一〇部
- 各地文化團體 各一部乃至二部
- 利用總回数 四二〇、〇〇〇回

(2) 「大建設」

選舉修正中央聯盟に於ては翼賛選舉貫徹運動の趣旨を普及徹底せしむる爲、平易にして明快なる紙芝居「大建設」を作製の上二〇、〇〇〇部を發行して全國各市町村に配布した。

七、移動演劇

四月九日より同二十一日迄移動演劇班八班を以て全國主要都市七十市町村に於て實施し各會場とも二千名以上の觀衆を得て上演を行った。

(1) 開催回数 七十回

觀衆動員總數 一六一、〇〇〇名

一回當り平均人員 二、三〇〇名

(2) 派遣演劇班及上演目録

1 松竹第一班 (宇都宮、盛岡、石巻、福島、若松、新潟、高田、富山、金澤、福井)

一、勝利の一票

二、時勢は移る

三、道行初音旅

2 松竹第二班 (福岡、佐賀、長崎、久留米、熊本、鹿児島、宮崎、大分)

一、勝利の一票

二、武藏とト傳

三、三社祭

3 くらがね隊 (横濱、小田原、大津、京都、福知山、岸和田、大阪、和歌山、奈良、津、松坂、四日市)

一、勝利の一票

二、蟹淵寺縁起

三、ヴァラエティ

4 新興班 (加古川、神戸、高知、池田、徳島、高松、丸亀、西條、八幡濱)

一、漫才

二、浪曲

5 簡寅班 (濱松、廣島、尾道、倉敷、岡山、姫路、鳥取、松江、下関)

一、大東亞樂く力だこの一票

二、漫才

三、世紀の進發

6 東寶班 (青森、弘前、秋田、大曲、鶴岡、山形)

一、實ひ風呂

二、舞踊

三、大東亞樂く力だこの一票

四、護り合ひ

7 新生新派 (岐阜、名古屋、松本、長野、甲府、八王子、東京、高崎、前橋、下館)

一、おやち

二、大東亞樂く力だこの一票

三、十六夜のころ



8 獨立座（大分縣下九ヶ所）

- 一、勝利の一票
- 二、西南戦争と西郷隆盛

八、ポスターその他

(1) 傳單

大政翼賛會に於て一種類三十萬枚づつ、五種類、百五十萬枚作成  
傳單の種類（二色刷、何れも募兵標語）

- 1、大東亞榮光だこの一票
- 2、一票翼賛
- 3、戦果に恥ぢぬこの一票
- 4、選べ適材實け征戦
- 5、大詔に應へまづらんこの一票

(2) 大型ポスター

大政翼賛會に於て四色刷、三萬五千枚を作成  
外に全国省縣三等縣以上の構内に掲示のため一千枚を配布の上掲出せり

(3) スライド

大政翼賛會に於て翼賛選舉實地標語入りスライドを四月一日より二十九日まで十日毎に一種類のスライド八千枚を作

(4) 交通機關利用宣傳

成配布の上二十九日まで三回、三種類合計二萬四千枚を作成配布の上全國映畫館に上映せり

一、省線電車内中吊懸廣告（東鐵管内、六、二四〇枚）

掲出期間

第一回 自四月十日―至四月十二日

第二回 自四月二十八日―至四月三十日

二、私鐵電車内中吊懸廣告（東鐵管内、四、八〇〇枚）

掲出期間

第一回 自四月十一日―至四月十三日

第二回 自四月二十八日―至四月三十日

三、東京市電中吊懸廣告（六、〇〇〇枚）

掲出期間

第一回 自四月十日―至四月十二日

第二回 自四月廿八日―至四月三十日

四、東京市電乗換切符裏廣告（八、〇〇〇、〇〇〇枚）

第一回 自四月十一日―至四月十二日

第二回 自四月廿九日―至四月三十日

九、音 盤

大政翼賛會に於てレコード一種、一、二〇〇枚を製作、放送、映畫館、劇場、集會場等に於て期間中之を利用した。

A面 合唱「二票翼賛」

歌詞 大東亞榮く力だわが一票

選べ適材貫け征戰

一億の

決意示さうこの一票

作曲 栗松昭博

吹込 ボリドル合唱團

B面 朗讀「翼賛選舉の誓」 決闘組織局長

十、その他

日本幻燈文化協會ニ幻燈フィルム「二票翼賛」一、〇〇〇部を製作せしめ全國に配布した。

第十二 内務省視察督勵班

大東亞榮 翼賛選舉貫徹運動内務省視察督勵班

視察派遣官

府 縣 名

成田地方局長

京都、大阪、愛知

中島監査官

神奈川、埼玉、静岡、千葉

關 監査官

山梨、岐阜、三重、奈良

川井監査官

群馬、新潟、富山、長野

小林財政課長

福岡、佐賀、熊本、大分

齋藤行政課長

栃木、秋田、山形、岩手、青森

岡本振興課長

兵庫、鳥取、島根

鈴木事務官

石川、福井、滋賀、和歌山

加藤事務官

岡山、廣島、愛媛、山口

柴田事務官

長崎、宮崎、鹿児島

江口事務官

茨城、福島、宮城

山上事務官

香川、徳島、高知

備考 北海道廳、東京府及沖繩縣へハ派遣セズ



### 第十三 講演 内容

#### 一、内務大臣 講演

(昭和十七、二、二五)  
於大政翼賛會中央協力會議

本日大政翼賛會中央協力會議が開催せられ茲に翼賛選挙の貫徹に關する協議が行はれまする機会に於て今次の衆議院議員総選挙に對する政府の態度に就きまして私より所懐の一端を申述べ各位の御協力を求め度いと存じます。

大東亞戦争開始以來舉げられつつある戦史に比類なき大戦果の中に現任衆議院議員の任期は四月二十九日を以て満了せんとし其の改選の時期は目睫の間に迫つたのであります。御承知の如く昨年國際危機の逼迫に依り議員の任期延長と云ふ異例の措置が執られました結果、今次の選挙は昭和十二年議會解散後の總選挙が行はれましたるより滿五年實に支那事變發生以來最初の改選に當るのであります。

而して政府は此の重大時局下に於て總選挙を行はんとするは勿論更に進んで選挙を機とし一大學國運動の展開を爲すべく決意致したのであります。大東亞戦争下に政府が敢て今次の總選挙を行はんと致します所以は一つには選挙を機會として愈々國民の總力を集結し學國征戰の完遂に邁進する意氣と氣魄とを示し其の決意を新にせんことを切望する故であり一つには支那事變發生以來殊に大東亞戦争開始以來飛躍的に發展を遂げつつある時局の新段階に應ずべき清新にして強力なる議會の成立を期待するが故に外ならぬのであります。政府は茲に於て去る二月十八日開議に於て「大東亞戦争翼賛選挙貫徹運動」の實施を決定し今次の總選挙に際し大東亞戦争完遂と之が爲必要な翼賛議會の確立を目指し官民一體の一大學國運動を開始すること、致したのであります。

以下本運動の基本方針を明確に致し度いと存じます。

先づ本運動基本方針の第一は選挙を機とし必勝の國民士氣を昂揚し大東亞戦争完遂に對する學國鐵石の決意を愈々鞏固ならしむることであり、即ち今日の重大戦時下に於て國家の行はる所盡くが戦争目的の完遂に歸一せらるべきことは茲に言を俟たない所であり、即ち本運動は單なる選挙啓蒙運動に非ず遂に選挙を機とする大東亞戦争完遂の學國的運動であり選挙を通じて國民が征戰完遂の鐵石の決意を表明すべき一大運動に外ならぬのであります。

本運動基本方針の第二は清新強力なる翼賛議會を確立する爲國民の眞摯純正なる政治的意欲を積極的に昂揚せしむることであり、今や國を擧げて大東亞建設の歴史的の使命を遂行すべき時期に際し致しまして愈々國內應勢の強化刷新が必要とされて居ります。之が爲には時局の新狀勢に應ずべき清新強力なる議會の確立を急務とするのでありまして此の學國的運動に於て大東亞建設の聖業を翼賛せんとする國民の赤誠と至情とが示され、翼賛議會確立の爲め國民の眞摯純正なる政治意欲が燃ゆる熱情となつて力強く昂揚せられることが望ましいのであります。従ひまして在來の選挙に對する誤れる無關心と無氣力の態度の如きは茲に一擲せられねばならぬと信ずるものであります。

本運動基本方針の第三は大東亞戦争完遂の大目的に副ひ眞に大政翼賛の重責に任すべき最適の人材を議會に動員すること、氣運を汎く醸成せしむることであり、

清新強力なる翼賛議會の確立とは即ち眞に現下の時局が必要とする最適有爲の人材を議會に動員すること、に外ならぬのであります。本運動は此の議會に對する有爲の人材の動員に重點を置かんとするものでありまして是れ即ち本運動が従前行はれましたる選挙教育の運動より更に一步を進めたる積極的意義を果さんとする所以であると信じます。而して本運動は之が實現の爲汎く國民の間に最適候補者推薦の氣運が積極的に醸成せられ積極有爲の人材が現實に選出せらるゝやう之が實現の方途に就ても汎く國民一般の熱意と努力とが促進せられんことを最も期待するものであります。

本運動基本方針の第四は此の重大時局下の選挙に際し愈々選挙の倫理化を徹底し斷じて在來の情弊を一掃し公正にして

九二  
明朗なる選挙を実現せんとするに在るのであります。翼賛議会の確立の目標を實現致しまする爲には選挙の倫理化を期すべきは我が立憲の本義に鑑み當然の前提を爲すものであります。過去に於ける我國選挙界の實情を見ますに最も厳正なるべき選挙が或は舊き情實因縁に捉はれ或は買収關係に依りまして左右せられ選挙界が甚しく汚濁せられた例に乏しくないのであります。若し尙今次戦時下に行はるる選挙に際し舊態依然、在來の情實に泥み或は不正不純なる運動に依り法を素るが如きことありと致しまするならば戦争目的遂行を阻害する非國民的行爲と稱するも過言でないのてありまして折角有爲の人材が候補に立ちましても爲に國民の正しき判斷が蔽はれる結果となり今次の翼賛選挙の貫徹の上から見まして寔に此の上なき遺憾の事と申さねばなりません。此の未曾有の非常時下に行はるる選挙こそ國民が茲に選挙に結る舊套因習を拂ち宿弊を斷乎一掃するの好機であると信するのであります。

以上申述べました基本方針の下に政府は今次の總選挙に臨まんとするのであります。本運動實施の爲には大東亞戦争の完遂、翼賛議会の確立、翼賛選挙の實現を目標とする一大國民的啓蒙運動が展開せられることを期待するものであります。而して此の啓蒙運動が部落會町内會隣保班の末に至る市町村下部組織は勿論各種團體、各種職域組織を動員する國民の自主的運動として活潑に展開せられることを希望致して居ります。

尙本運動は官民眞に一體の國民運動でありますから、政府自ら運動全般の指導に當ることは申す迄ありませんが、一面民間に於て本運動が眞に大政翼賛の國民運動たるに鑑み、大政翼賛會が中心となり、能く政府地方暨に協力して活潑なる民間運動を展開せられんことを期待致す次第であります。

世界歴史に一新紀元を劃すべき東亞新秩序建設の途上に於て行はれんとする今次の總選挙が我國政の基礎を愈々鞏固ならしむる上に於て如何に重大なる意義を有するかは茲に申すまでもない所であります。私は中央協力會議議員各位が茲に翼賛選挙貫徹の爲十分貴重なる協議を遂げられ選挙を通じ大政に翼賛し奉るの熱烈なる至誠を先づ以て示されんことを衷心

希望して已まぬ次第であります。

## 二、總理大臣講演

(昭和一七、三、八 ラジオ放送)

### 「國民に告ぐ」

皇軍の輝かしい大戦果の中に、今日早くも第三回 大詔奉戴日を迎へることになりました。開戦劈頭、忽ちにして太平洋の米英主力艦隊を撃滅し、一ヶ月にして香港、「マニラ」の二大據點を居り二ヶ月にして敵が東亞侵略の本據新嘉坡を陥れ、三ヶ月にして西南太平洋の殘存敵聯合艦隊を覆滅し今やまさに「ジャバ」島を攻略して蘭印全土を我が脚下に懐伏せしめんとして居ります。

此の世界の歴史に比類なき一大戦果が開戦後極めて短時日の間に挙げられましたことは、御稜威の下我が皇軍將兵の力戰奮闘の賜でありまして我々國民の感激に堪へない所であります。

然し乍ら此の輝々たる大戦果の際には默々として凡ゆる艱苦を忍び未曾有の困難に處しつゝある國民諸君の獻身的努力が與つて力があるのであります。之に對し私は衷心より感謝を致して居ります。素より國民生活の確保に關しましては、政府は出来得る限りの方策を採りつつありますが、それにも拘らず物資の不足、日常生活の不便を全然無くすことの出来ませんことは國民諸君の爲誠に遺憾に堪へない次第であります。然し乍ら之亦大戦遂行の爲には已むを得ないことなのであります。

緒戦の大勝利も國民が今日迄の苦しみを忍び努力して來た其の結晶に依つてこそ捷ち得たのであり、更に又我々が東亞建設者としての光榮を後の世に残すことも此の苦しみを忍ぶことに依つてのみ出来得るのであります。戦争は正に今後にあるのであります。前途には更に幾多の困難が豫想せらるるのであります。然し乍ら我々國民は輝かしき前途の光明を仰



九四  
ぎつつ飽く迄も此の試煉に耐へて行かねばなりません。飽く迄も頑張り通さねばなりません。私は全國民諸君があつた十二月八日を忘れないとして忘れ得ざる感激を日々新にして各々其の職域に於て凡ゆる困難を克服して今後益々精進せられんことを熱望して止まない次第であります。

今や緒戦の結々たる戦果に應へ國民が決意を新にして、大東亞戦争を戦ひ抜かんとするの秋に當り、来る四月三十日を期し衆議院議員の總選挙が行はれんとして居るのであります。申すまでもなく戦争遂行の途上に於きましてはすべてのものは戦に勝ち抜くことを主眼として行はるべきものであります。而して私は今回の總選挙こそは此の大戦争を如何なる困難をも突破して戦ひ抜かんとする國民の決意を表明する絶好の機会であると信ずるものであります。又、今回の選挙に依て支那事變以來殊に大東亞戦争開始以來飛躍的に轉機致しましたる内外の情勢に應ずべき清新な議會を成立せしめねばならぬと信ずるのであります。私は國民諸君が奮き情實と因習とを打破し、又從來あり勝らな政治に對する無關心なる態度を精算し此の選挙を完全に自分のものとして之を行ひ、而も選挙と謂ふ此の大事な責務を果すに當つては只骨大君の爲身命を擧げて突進するあの第一線將兵の心を心として以て神聖にしてまじりけのない選挙の實現に積極的に協力せられんことを御願ひする次第であります。

而して清新強力なる翼賛議會を確立する爲には最も適當なる人材を議會に選出することが必要なのであります。此の意味に於きまして今度の選挙は議會に對する國內人材の總動員でなければなりません。而して現下の時局が必要とする最も適當なる人材とは單に學識經驗に秀でたるに止まらず、大東亞戦争を戦ひ抜く爲に積極的な身を以て之に當り得る人物を指すのであります。其の信念の爲には富貴も淫する能はず威武も屈する能はざる氣魄を有する人でなければなりません。翼賛選挙の眞髓は實に茲に在るのであります。私は斯様な候補者の推薦せられる機運の醸成を希望し、其の實現の方途に就て汎く國民一般が工夫と熱意とを傾けられんことを期待するものであります。茲に各界先達の人々を招いて親しく其

の盡力を依頼致しました経旨も亦茲にあるのであります。私は此等の人々が其の理想實現の爲に日夜工夫を重ねられて居りますことを聞き誠に心強く感じて居ります。此の機會に於きまして更に國民諸君に向つて充分の工夫と協力とを御願ひ致す次第であります。

若し夫れ今日の如き重大なる時機に行はるる選挙に際し尙ほ舊態依然、在來の情實に拘はり、又萬一不純なる行爲が行はるるが如きことありと致しますならば、之實に國民として大なる恥辱であるばかりでなく遂に翼賛議會の確立は百年河清を待つ結果となり延ては大東亞戦争遂行に大なる障礙を與ふるに至るのであります。一度兵として召さるるや「大君の邊にこそ死なめ願ひはせじ」と奮ひ立つ國民が選挙に臨み國民として大事な一票の御奉公をおろそかにして顧みざるが如きことが假初にもあつてはならないのであります。國民が心を一にし私情を捨て因縁を絶つて正しきに就き眞に翼賛の至情に發する一票を投じてこそはじめて新しい翼賛議會が生み出され大東亞戦争遂行に必要な國內體制が築き上げられるのであります。

私は國民諸君が眞に今回の選挙の意義をよく了解し、私の只今申し上げましたる心構へを以て此の歴史的選挙に臨まれ翼賛の誠を煥されんことを念願して已まないものであります。

### 三、内務大臣講演

(三月十四日  
於日比谷公會堂)

生産力の擴充に、生活必需品の配給に、其の他夫々の職域奉公に、寧日なき諸君が、来る四月三十日の衆議院議員總選挙に就いて、重大なる關心を寄せられ、寸暇を割いて、本日の講演會に參集せられました事に對して衷心敬意を表する次第であります。

大東亞戦争の結々たる戦果は、既に、諸君の御承知の通りであります。我々は茲に、ハワイ及マレー沖の海戦、香港、

マニラ、シンガポールの陥落等を併せて、開戦以來の大戦果を祝ひ、去る十二日には又、蘭印の戦定とラングーンの攻略とを併せ、國を擧げて、第二次の戦捷祝賀を行つたのであります。之等の戦果は、其の何れの一つを取上げて見ましても世界を驚倒せしむるに足るのであります。相強ぐ之等の大戦果に依り、戦前敵が呼號した對日包圍陣は、今や全く破砕せられ、東亞防衛の要衝と、重要資源地域は、盡く我が手中に歸したのであります。

然しながら、戦は未だ開始以來、僅かに三ヶ月に過ぎぬのであります。我々が國を擧げて、戦捷を祝賀してゐる時に於て、敵は一九四四年、或は四五年の反撃を目指して、戦備の充實に狂奔しつゝあるのであります。世界制覇の傳統に倣り物質の富強を待ひ米英をして、眞に迷夢より醒めしめ、其の分に應じて處を得しむる爲には、徹底的に、之を撃砕屈服せしむるの外、途は無いのであります。大東亞戦争の關が原は、尙、今後の問題として、残つて居るのであります。我々は緒戦の戦果に酔ふ事なく、長期戦たるべき大東亞戦争の本質を、直視して、今後、一層力強く、高度國防國家體制の整備に、邁進しなければならぬのであります。

高度國防國家體制の整備と云ふ見地より、我が國、諸般の國策に就いて見まするに、外交に於ては、既に大東亞に新秩序を建設して、世界平和に寄與すると云ふ國策が決定し、漸々其の具體化を見つゝあり、産業經濟に於ては、重要産業團體の統制を始め、各種統制法令の下に於て、國防目的への再編成が、強化せられつゝあります。然るに我が國の政治部面に就いて、之を見まするに、衆議院は五十年の長きに涉つて、更新せらるゝ所なく、従つて、國民は、時局の變遷に伴ふ政治的意慾を、表明する機会に、恵まれなかつたのであります。又、從來、帝國議會の運営に當つて居りました議會政黨は、大政黨會の成立と同時に殆んど解消して對立抗争を無くしたとは云へ、之に代つて、議會の運営に當るべき、新な政治組織は、生れるに至らず、政治部面に於ては、外界の目まぐるしき變遷にも拘らず、無風情態が続いて來たのであります。國防國家體制を高度に整備して行く上に於ては、政治が強化せられ、外交、産業、經濟、文化等の諸部面を推進し

て行く事が、必要であるにも拘らず、我が國に於ては、政治部面の刷新強化が、最も立ち遅れた姿の儘、今日の時局に、突入して參つて居るのであります。政府が大東亞戦争の眞只中に於て、勢力、資材、輸送等、各方面に於て、相當の苦難を忍びながらも、尙、敢へて今次の總選挙を斷行せんと致しますのは、此の立ち遅れた政治部面を刷新強化し、如何なる事態に當面しても、長期戦を完遂し得る、高度國防國家體制の整備に、資せんが爲に外ならぬのであります。

以上申述べました意味に於きまして、政府は今次總選挙を通じて、翼賛政治體制が確立せられ議會が新なる發足を遂げる事を期待してゐるのであります。有難い事には、我が國に於ては、國家の重大時機に於ける刷新改革は、常に、國體の本義に歸へる事に依り、達成せられてゐるのであります。政權の獲得や、部分的利益の追求が、一擲せられ國民の總べてが、上御一人の大御まつりごとを翼賛し奉ると云ふ、我が國の有難き國體に於て、ひとり議會のみが民主主義國家の飛躍に倣ふが如き、弊風の許さるべきでない事は、今日改めて申す迄もない所であります。國民は今日、環國以來の、飛躍的大發展を、眼前に見て、只管、大東亞建設の聖業を翼賛し、臣道を實踐せんとする氣魄に、燃えて居るのであります。此の國民の氣魄と至誠とを、最も純化した形に於て結果し、大東亞建設の政治に、翼賛し奉るものが、今日の帝國議會でなければならぬのであります。

而して、國民の此の氣魄と至誠とを結果し、之を帝國議會に反映せしめる爲には、選挙の手段、方法に於ても亦、新なる創意と工夫とがめづらされねばならぬのであります。

その第一は、選挙場裡の言論であります。我が國の大國策が決定せられ、一億國民の指向すべき方途が、既に明かとなつてゐる今日、自由放恣なる言論の、許さるべからざるは固より、國民をして迷途に陥らしめ、歸趨に迷はしめるが如き言論は、斷じて、之を避けなければならぬのであります。大東亞戦争の眞只中に於て、行はれる選挙の言論は、大東亞建設の眞義を説き、聖業を翼賛し奉らんとする、國民の氣魄を昂め、その至誠を純化し、その心を蔽ふ曇があれば、之を拂



九八  
拭し、陛下の赤子としての真心に立ち歸らしむる底の、言論でなければならぬのであります。私共は、選挙場裡に出られる方々の言論が斯かるものであつてこそ、選挙戦の勇士は、第一線の勇士に、恥ぢぬものであると、考へるのであります。

第二には、従来行はれてゐた選挙の方法を、日本化する事でありまして、自己宣傳は元來、日本人の最も不得手とする所であり、道に志す人々の潔しと、しない所でありまして、又、政權獲得を目的とせず、私益の追求をも目的としない、高潔なる人士を煩はすに、自己宣傳を以てすると云ふ事は、理に於て當らず、情に於て忍びない事でありまして、之に就ては、どうしても選挙の考へ方を改め、立派な人に、選挙民一同が、御苦勞を御願ひすると云ふ考へ方に、ならなければならぬのであります。「投票してやる」と云ふ考へ方から、「御苦勞でも出て貰ふ」と云ふ考へ方に、改めぬ限り、人格高潔、有能達識の人は、議會に動員されて來ぬのであります。最適の人士を、如何にして議會に送るかに就て、政府は幾に、各界連連の人達を御招きして、研究を願つたのであります。大體の結論としては、諸君が新聞で御承知の通り、最適候補者、即ち、國體の本義に徹し、大東亞戦争完遂の爲、翼賛議會確立の熱意に燃え、人格嚴見高く、部分的利害に捉はれず信望を有する者を、推薦すると云ふ事に、到達してゐるのであります。

第三には、選挙に關する在來の情弊を一掃し、選挙を明朗清純なものたらしめ、と云ふ事でありまして、從來、選挙界には、金錢に依る投票の取引、利益又は縁故に依る投票の誘導、依頼、請託等、各種の弊風が横行してゐると傳へられ、事實、之等の事山に依て、刑罰に觸るゝ者も、選挙の都度、砂から出す出でゐるのであります。選挙下に於て行はれる今度の選挙に、斯かる不心得なものが出ようとは、考へられぬのであります。萬一にも、斯かる忌はしい行動に出づる者があつて、聖業翼賛の至誠に燃ゆる、國民の赤心を歪める様な事がありましては、折角の翼賛選挙を汚辱するのみならず、前線の勇士に對しても誠に申譯ない次第でありますので、矢張り、諸君と共に、警戒の手續を、緩めてはならぬと存するの

であります。

初めに申しました通り、來る四月三十日の総選挙は、我が國が長期戦を完遂する爲、必要なる國內政治體制を、整備し得るや否やの、岐れ目でありまして、敵性國家に於ては、其の情報網を動員して、此の選挙の成り行きを注視してゐるのであります。私共は、國民諸君が、深く我が國從來の政治の推移と、今日の國際情勢とを省察せられ、來るべき総選挙に於て、一票の行使を、誤られざる事を、求めて止まぬのであります。

#### 四、内務大臣 演説

(昭和一七、四、一、一齊會に於けるラジオ放送)

大東亞戦争の眞只中に於て行はれる衆議院議員の総選挙が如何なる意義を持つものであるかに就いて理解を深めそして此の総選挙に臨む御互の決意を固くする爲今夜は全國一齊に齊會が開かれてゐるのであります。

御承知の通り一昨年大政翼賛會の成立に當つて、既成政黨は悉く解消し今日帝國議會の中には全く對立抗争をする者なく、政府の行ふ政策に對しては盡くが賛成を致して居るのであります。政府として現狀を以て十分であると致しますならば昨年の例に倣つて現任議員の任期を更に一年延長すると云ふ方法を選ぶ事も必ずしも不可能ではなかつたのであります。然しながら今日此の世界的大動亂の中に處して米英制覇の舊秩序を打倒し道義に基く新秩序を建設すると云ふ我が國の大國策を遂行する爲には前線に於ける皇軍の勇戦奮闘と相俟つて銃後に於ける官民が打つて一丸となり鐵石の團結を以て難局の打開に當つて行かなければならぬのであります。政府と國民の間には一分の隙がある事も許されないのであります。現在の衆議院は支那事變の發生前から大東亞戦争が勃發して世界の狀勢が全く一變した此の五十年の長期に亘り全く更新せられずに今日に至つて居るのであります。従つて國民と其の代表者との結び付きは何と言つても甚しく薄らいで來て居るのは事實であります。此の際此の結び付きを強固にする事は絶対に肝要であります。即ち大東亞戦争完遂の熱意に

然ゆる國民の政治的意識の發達に依て新に國民代表が衆議院に動員せられる事は學國一致體制強化の爲眞に必要なものと痛感するのであります。政府は今回の翼賛選舉に依つて政府と國民とが議會を通じて打てば響くと云ふ一層緊密なる關係に立ち相率いて大政を翼賛する政治體制の確立を深く期待致すのであります。

政府は斯様な意味に於きまして今度現任議員の任期満了を機とし「大東亞戰爭の完遂、翼賛選舉の貫徹」を旗印として總選舉を斷行する事になつたのであります。

而して政府の期待して居ります様な國內政治體制が實現されるか否かは一に時局の要請に應ずる積極有爲の人材が議會に動員されて来るか否かに懸つてゐるのであります。積極有爲の人材を議會に動員する爲に政府は先般來翼賛選舉貫徹の一大國民運動を起すと共に各界練達之士を御招きして之が具體的方法に就て工夫と研究を御願ひしたのであります。之等の方々は研究の結果目下の情勢に於きましては中央地方相俟つて全國的組織の下に最適候補者を推薦すると云ふのが最も適當な方法であると云ふ結論に達せられ唯今之が實施に鋭意努力して居られる次第でありまして政府としては其の工夫と努力に敬意を表すると共に其の成果が果ります事に多大の期待を寄せてゐるのであります。

以上申述べました所に依りまして明かな通り今度の總選舉は從來の總選舉の様に一黨一派の勝利を目的とするものとは全く異り大東亞戰爭の完遂に必要な國內政治體制の整備を目的とするものであります。私は有識者各位が今日の國際形勢と近年に於きます我が國政界の推移に鑑みられ来るべき總選舉の持つ意義の重大さを良く了解せられ翼賛選舉貫徹の決意を固くし之が爲國民としての最善の努力を盡されん事を望んで已まぬのであります。

#### 五、内務次官講演

(昭和一七、四、四、ラジオ放送)

#### 「總選舉に際して國民に望む」

去る四月一日には全國一齊に臨時の常會が開かれ、来るべき衆議院議員の總選舉に臨んで、眞に清新激烈たる議會を確立し、飽くまで大東亞戰爭を戦ひ抜かねば已まない國民の固い決意が、全國津々浦々に至るまで、翼賛選舉貫徹の力強い誓となつて溢れたのであります。斯様に翼賛選舉貫徹の一大運動が今や澎湃たる勢となつて全國に捲き起つて居りますとき、今日詔書を以て愈々来る四月三十日に衆議院議員の總選舉を施行する旨公布せられたのであります。そこで選舉期日の公布せられました今日から愈々總選舉を目指して候補者の届出が行はれ、選舉運動の期間に入ることと相成つたのであります。

シンガポールの陥落と引きつゞく全南印の裁定によりまして、南方の要衝と資源區域は盡く我が手中に歸し、戦局はこれから愈々雄渾な規模に擴大されようとして居りますが、之と共に大東亞戰爭は愈々本格的な建設の段階となりました。これからは外に愈々大いなる戦果を發揮すると同時に、内に此の一大建設を必ず爲し遂げる國內態勢の確立が急務とせられるのであります。大東亞建設の經綸を行ふには強力な政府と共に強力な議會の存在が必要であります。清新強力な議會の確立こそは國內態勢強化の第一歩と謂はなければなりません。皇軍の相次ぐ連勝に開戦以來今日の四ヶ月を、只感奮と感激の中に送つた國民は、今こそ此の戦局の一大進展を機として力強い建設の一步を内に踏み出さなければなりません。四月三十日に行はれんとする總選舉こそは此の緒戦に掛けられた大戦勝を愈々必勝磐石の構へに置き換へる大事な役目を果すものでなければなりません。

清新強力な翼賛議會の確立は眞に大東亞建設の使命を果すべき最適有爲の人材を議會に送るにあるのであります。其の爲には先づどうしても此の様な資格を持つ立派な候補者が國民の前に出現することが必要であります。此の故に今回の選舉に際しましては政府の呼び掛けに應じ、汎く民間の人材をすぐり、最適候補者を求めて之を推薦しようとする最適候補者の推薦機運が國民の間に高められて今日に至つたのであります。茲に東條内閣總理大臣が各界練達之士を招請して其の



實現の方途に就て盡力を懇請し、遂に之等の士の奮起するところとなつて、翼賛政治體制協議會が發足するに至りましたのも此の故に依るのであります。政府は斯様に今日まで民間の眞摯な努力に依つて翼賛議會確立の熱意に燃えた幾多清新の士が進んで推薦せられる適切な方途が講ぜられることを期待して参つたのであります。

併し今日總選舉施行の期日が公布せられ、茲に候補者の届出が行はれることになり、最適當候補者推薦機運の醸成を目途として参りました翼賛選舉貫徹運動の第一段階は漸く其の使命を終つたのであります。今日以後「最適當候補者を推薦せよ」の旗印は「最適當候補者を選出せよ」の旗印に變らなければなりません。今日よりは候補に立てられた幾多の標的に向つて國民が自己の信念に基づき正しい斷を下すべき時機となつたのであります。申すまでもなく衆議院が公選の議員を以て組織せらるべきことは我憲法の定むる大原則でありまして、何人が最適當の人士であるかを決定し、翼賛議會確立の成否に向つて最後の斷を下すべき責任は實に千五百萬選舉民の双肩に在るのであります。今日より四月三十日の總選舉期日に至るまで、選舉民は何人が眞に大東亞戰爭完遂の建設議會に選らるべき最適當の人士であるかを其の人格と識見、其の熱意と實行力とに就て、或は其の自ら發表する所に依り、或は第三者の推薦する所に依つて正しく究めなければなりません。而して一度決せられた信念の前には斷じて過去の情實と因縁とを斥け、眞に大業翼賛の忠誠と信念とに背かぬ赤心の一票を擧げなければなりません。

選舉に臨む千五百萬選舉民の擧げる一票は一億國民の燃える征戰完遂の決意を示すものでなければなりません。而して又其の一票の力こそは東亞十億の民族興隆の運命をも左右すべき重大な意義を持つものであります。遂に生を現代に受け此の皇國興隆の秋に際會して大業翼賛の榮譽ある任に奉仕する一千五百萬の選舉民は誰か其の光榮に感激し其の責務の眞に重大であることを痛感せぬものがあるまいやうか。

此の度の選舉は斯様に重大な意義を持つのであります。此の翼賛選舉の貫徹の爲には、選舉が公正に且つ明朗に行は

れますことが絶對の條件であります。この爲には先づ選舉に關係される方々は勿論、一般選舉民の各位が十分法令を守つて載ることです。從來選舉には買収とか、囂惑とか忌はしい犯罪がつきものとされて居ります。又情實因縁に依つて選舉が行はれると言ふことも良く申されるのであります。日本國民は忠勇義烈なる點に於ては、他國に其の比を見ないのであります。所が憲政の基礎とも言ふべき選舉に當つて何故斯かる汚點を貼して來たのでありませうか、之は國民が選舉其のものに對する理解に乏しかつたこと及び從來の悪い慣習の情性に引摺られて來た爲であると存するのであります。

申す迄もなく選舉は國民が其の國家的意義に正しい理解を持つて、眞に國を愛へ、國を愛する誠心から之を行ふものでなくてはなりません。そして投票に際しましては金錢とか利害關係とか、或は情實因縁を拂拭して、純眞なる氣持で臨まなければならぬと存じます。まして我國は今國を擧げて大東亞戰爭完遂に邁進致して居り内外の諸問題は更始一新、大東亞建設の新段階に向つて大いに飛躍しなければならぬ秋であります。此の秋に行はれる今度の總選舉に際しましては是非其從來の情弊を一掃して公正なる選舉を行ひ、清新にして激烈たる翼賛議會の確立に邁進致さねばなりません。

一般に選舉は非常に難かしいもので、誠に手を出せない、選舉で口を開けば直ぐにも違反に爲る様に考へられる向きがあるかと思はれるのであります。曾つて風呂屋や床屋で選舉の話をして違反に問はれたとか、又倒れて居た看板を起した爲罰を受けたと言ふ様な滑稽な風評さへ行はれ其の爲選舉には「觸らぬ神に祟りなし」と言ふ考へもあつた様に思ふのであります。が選舉法令に定められた取締の狙いどころは決して左様なものではないのであります。其の爲に選舉に對する熱意を失ふようなことがあつてはなりません。一般選舉民の守らねばならぬことは、極めて簡單であり、又選舉に携はる人々に於かれても、全國の警察官には何處にも「選舉相談所」が設けられて居りますから此の種の機關を御利用になれば十分過ちを防止し得ることと存するのであります。

選舉は實に國民が大政に翼賛し奉る最大の機會であります。國民は決して選舉を一部の候補者や運動者のものと考へて



昭和十七年十一月五日

内務省地方局長

第二十一回衆議院議員補選執行に際し實施セラルタル大東亞戦争  
先遂舉省選舉貫徹運動記略「選實選舉貫徹運動の概要」一 部編參  
考迄ニ及送付候

裏面白紙



はなりません。往々にして選挙民の斯様な考へが純真な選挙の實現を妨げて來たのであります。此の度の選挙に於てこそ選挙民は純真な翼賛の熱意を以て選挙に臨み、誓つて最適有爲の國民代表を新議會に送り、大東亞戦争を完遂する確固不拔の態勢を今にして確立しなければなりません。今日より活潑な選挙運動が行はれるに際し、私は今回の總選挙が飽くまで大東亞戦争遂行の途上、列國環視の中にあつて行はれるものであることを國民が寸時も忘れることなく、推すものも推されるものも、立つものも、選ぶものも、共に日本精神に基く公正な行動に終始し、愈々學國一體の實を擧げ、未曾有の大戦果に恥じない公正明朗な選挙を貫徹せられんことを切望するものであります。

#### 六、司法大臣 講演

(昭和一七、四、一五 ラジオ放送)

#### 「翼賛選挙と道法」

衆議院議員總選挙は愈々此の三十日を期して行はるることとなりましたので此の機會に聊か選挙に關する意見と希望とを申上げて見たいと思ひます。

大東亞戦争開始以來 大後威の下皇軍の力戰奮闘に依り世界戦史の上に比類なき赫々たる戦果を收むるを得ましたことは誠に御同慶に堪へない所でありましたが、戦は正に今後にあるのでありまして一億國民は益々一致團結鐵石の國內態勢を確立しなければなりません。政府に於て大東亞戦争遂行の眞只中に敢て衆議院議員の總選挙を施行せむと致しまするのも全く此の重大時局に適應する強力にして潑刺たる議會の成立を期し以て聖戰完遂の爲の國內體勢を一層強化せむとするが爲に外ならぬのであります。皆様方に於かれては何卒政府の意の存する所を克く理解せられ此の選挙を通じて國民としての傳統的赤誠と時局に對する熱ゆるが如き熱意とを投票の上にも表はし眞に翼賛選挙たるの名に相應はしき成果を擧ぐる様御協力を煩はし度いのであります。

今回の總選挙は一般に翼賛選挙と呼ばれ選挙を通じて大政を翼賛し奉らむことが強く要望されて居るのであります。素より翼賛選挙と云ふことは今回の總選挙に限られたことではないのであります。帝國憲法に「衆議院へ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」と規定せられて居るのでありまして衆議院議員は天皇陛下の御親政に協賛し奉りますところの極めて重大なる職責を持つて居るのであります。其の衆議院議員を國民の中から選挙に依つて擇び出すことが憲法に所謂公選と云ふことの意味であります。而して國民が選挙に依つて衆議院議員を擇んで之を議會に送り、天皇陛下の御親政を協賛し奉るものでありますから國民の各自が其の選挙權を投票の方法に依つて行ひますることがとりもなほさず日本國民として天皇陛下の統治の大權を翼賛し奉ることとなるのであります。換言すれば選挙に依つて大政を翼賛すること即ち翼賛選挙であります。此の意味に於きまして選挙と云ふことは素より私事ではなく正に國民に課せられますところの崇高なる公の義務であるのであります。

何卒皆様方に於かれては帝國憲法の御恩召を奉體し胸の奥底から湧き上がる熱意を籠めて今回の總選挙を通し眞に大政翼賛の實を擧げられむことを切望致します。

議會は國民の縮圖であると古人は申して居ります。眞に其の通りでありまして國民一人一人の投票が即ち議會に反映するのでありますから議會は云はゞ國民の姿を其の儘鏡に映したものと云つても差支へないと存じます。若し既往の議會にして非難せらるべきものありと致しますれば夫れは國民にも一半の責任があると申さねばなりません。

今回の總選挙に當りましては國民各位が眞に自己の清き姿を議會と云ふ大なる鏡に映す心持を以て臨まれむことを希望して已まない次第であります。情實や因縁に捉はれたり或は買収や囑應に依り汚された一票を投じてはなりません。

殊に買収は候補者側より云へば投票を買つて金錢づくで無理矢理に當選を圖らんとすることであり又買収せられた有権者の側から申せば利益の爲に目が眩らみ投票を賣つて選挙權を行ふこととなり此の位選挙界を毒するものはありません。

買収が行はれる限り選挙界の浄化は之を期する事が出来ません。買収こそ正に今次の翼賛選挙の有らゆる努力を水泡に帰せしむるものであつて實に翼賛選挙に取つては憎むべき敵と申すべきであります。吾々は此の機会に多年の積弊である此の忌はしき買収文は是非とも之を根絶する様全國民と共に特に戒心して努力しなければならぬ重要な事柄と考へるのてあります。或る人は次の様に私に語つたことがあります「前線の將兵は、天皇陛下の萬歳を叫びつゝ従容として死に就く其の將兵の門途を送る銃後の國民は只もう夢中に日の丸の小旗を打ち振つて萬歳を絶叫する。其の忠勇義烈の日本國民が何故選挙となると或は無關心の結果棄權をしたり或は違反を取つてゐるか全く同じ國民とは思へない」と云ふのであります。私も亦出征將兵を見送る銃後國民の感激の姿を見る度に同じ感じを受けるものであります。素より生命を獻げて出征される將兵と國內政治に携はる人との間には其の境遇環境を異にするものではありませんが今次の總選挙に當りましては戦争と國內政治體制の密接不可分の關係に在ることに思を致されまして出征將兵の門途を見送ります瞬間の感激を想ひ起されて其の感激の氣分を以て今次の總選挙に臨まれむことを衷心より冀望致します。

次に私は翼賛選挙は違法即ち法律命令を尊重し之に進んで従ふところの精神を以て之に臨むのでなければ決して良い成績を挙げ得ないと云ふことを強調致し度いのであります。

此の事は全國の候補者選挙事務長、選挙委員は素より第三者として演説又は推薦狀に依る選挙運動をされる方々に對しても等しく御願をして置き度いと思ふのであります。

茲に昭和十一年の總選挙の際には選挙違反として檢査せられた人員は實に一萬七千有餘人の多數に上つてゐるのであります。司法部と致しましては惡質なる違反事件が発生すれば斷乎として檢査處斷する方針であります。素より厳正公平は司法部傳統の使命でありますから何れの候補者に對しても一視同仁の態度を以て臨むことは勿論であります。そして只臂犯罪の防止、治安の確保を目標として總選挙に臨む方針でありますが選挙事犯の絶滅を期する爲には偏へに選挙關係者一

人一人の自肅自戒に待つ外はないのであります。私は戦時下の國民は克く翼賛選挙の本義に徹せられ惡質なる選挙違反の絶無を期待し得るものと固く信じて疑はないのであります。然るに世上往々々々翼賛議會確立の實を擧げるには選挙法令を違守して居るのみでは其の目的を達することが出来な。否寧ろ前線將兵の決死の覺悟に比すれば時としては違反の刑責に問はれる位は敢て附せず必勝の覺悟を以て所信を貫徹すべしと云ふが如き極端なる議論を爲すものあるを聽くのであります。すが誠に遺憾至極之は以つての外の考へ違ひであります。

法律命令を輕視し目的の爲には手段を選ばずと云ふが如き思想は國家存立發展の基礎たる法的秩序を無視する考へ方であつて誤れる思想と申さねばなりません。熱意に燃え血氣に過る餘り斯る言論を爲すこととは思ひますが萬一法律に違反することがあつては取り返しつかぬこととなりましてから克く法の精神を辨へて間違の起らぬ様に致したいのであります。尙ほ最後に申上げ度いことは只今の選挙法は惡質なる違反を防遏する爲に取締が非常に嚴格であり社會常識から云へば差支ないと思はる、ことでありまして犯罪を豫防する爲に法律でことさら禁止して居る事柄がありますから候補者、選挙事務長、選挙委員としては各種細目に亘る規則によく通づる必要がありますが一般選挙民即ち第三者と致しましては多少窮屈ではありますが演説又は推薦狀に依る選挙運動の外は出来ませぬから恣いまいに或る定まつた候補者の當選を得せしむる爲に特殊盡力することは不法なる第三者運動となりますから此の點は御注意を願ひ度いのであります。此の點を除けば大體圓滿なる常識に訴へれば先づ違反となる處はありませぬから明らかなる氣持で選挙に臨んで頂き度いのであります。

私は全國一千五百万の有権者諸君と共に違法の精神を貫徹し奉公の至誠を以て來たるべき總選挙に臨み大東亞戦争下に於て理想的選挙を行ひ選挙界に一新時期を劃し度いと存じます。

以上を以て私の講演を了ります。



七、總理 大臣 講演

「總選舉ヲ前ニ國民ニ望ム」

大東亞戰爭遂行の途上に於て行はれる衆議院議員の總選舉の日、四月三十日は愈々數日の後に迫りました。昭和十二年以來今度始めて行はれる總選舉こそは、現在國を擧げて戦ひつつある大東亞戰爭を完遂する爲特別の重要性をもつてあります。

顧みれば滿洲事變を契機として大東亞に躍進の第一歩を踏出した帝國は、引きつゞき支那事變の勃發によつて更に其の巨歩を進め、此の五ヶ年の間頑迷なる重慶政権の迷妄を打破して東亞の安定を廣し、延ては世界の平和に寄與せんが爲開つて参つたのであります。

然るに米英兩國、之を奇貨指くべしとなし自己の野望を逞うせんが爲、帝國に對し執拗なる壓迫と陰險なる策動を續け遂に我國をして驟然起つて干戈を執るの已むなきに至らしめたのであります。畏くも米英に對する宣戰の大詔が一度渾發せられ、國家の禍ふ所を昭かに示し給ふや、我々國民は恰も暗雲の中に天日を仰ぐが如く生氣躍動、勇躍して征戰の事に從つて居るのであります。而して、御稜威の下皇軍將兵の勇戰奮闘に依り、陸に、海に、空に史上比類なき幾多の大戦果が擧げられ、開戦三ヶ月餘にして東亞に於ける米英の要衝は相次いで陥落し、更に全蘭印は我手中に歸するところとなり今や我々國民の歡喜と感激とは津々浦々に漲つて居るのであります。

國威の宣揚せられますこと今日の如きは寔に有史以來未曾有の事であり、御稜威の然らしむるところでありまして我々は此の有難い御代に生れ合せた光榮と幸福とに只々感激するものであります。此の間に於ける我が皇將兵の勇戰奮闘に對し且又あらゆる困難を克服して銑後を守り續けて居らるる國民諸君の獻身的努力に對しましては私

は衷心より感謝の意を表するものであります。而して又傷病に悩む幾多の將兵に對し深甚なる同情の意を表すると共に戰場を華と散つた護國の英靈に對しましては謹んで敬弔の誠を捧ぐるものであります。此等の尊き犠牲に對しましては私は國民諸君と共に愈々責務の極めて重大なるを痛感する次第であります。

大東亞戰爭は寔に未曾有の大戦争であります。これに依りひとり大東亞の運命が決せられるばかりでなく、實に世界の動向が決せらるるものであります。従つて此の大使命を達成せんが爲には飽く迄も此の大戦争を勝ち抜かねばならないのであります。然も戦ひは正に今後にあるのであります。緒戦に續く今後の段階こそ我々國民の試練の時機であり、又我々國民の結束を最も要する時機であるのであります。開戦以來の打續く敗戦に敵國米英は既に決戦の氣力を失ひ愈々焦躁の色蔽ひ難いものがあるものであります。斯くの如き情勢に迫ひ込まれたる敵が其の敗戦を糊塗し國內の不信と不評とを挽回せんが爲に其の手段を選ばないことは最近の例に見るも明かなることであり、此際我々國民の念頭に置くべきことは只今我々は内戦の眞只中に在りと云ふ事實であります。即ち國內に在る我々と雖も常に戦線に於ける眞剣なる心構を以て敵側が我國内に向つてするあらゆる挑戦に對處し、我が前線將兵と一體となつて其の活動を容易ならしめねばならぬのであります。斯くして我々は愈々不退轉の決意を堅持して、最後の勝利に向ひ、外米英勢力を徹底的に撃破すべく雄渾なる大戦を敢行すると共に内赫々たる戦果をして眞に有終の美を結ばしむるに遺憾なき各般の處置を講じて参らねばならないのであります。

此の内外の新情勢に應じ、大東亞戦争の完遂に向つて國內情勢を強化し、之を一分の隙もないものにするのが今度の總選舉の持つ重大な意義なのであります。衆議院の確立こそは此の國內情勢強化の第一歩なのであります。

抑々帝國議會が開設せられて以來五十餘年、衆議院議員の總選舉は二十數回に亘つて施行されたのであります。然し乍ら今回の總選舉が大東亞戦争遂行の途上に於て行はれるものであり、「戦争を戦ひ抜くため」と云ふ過去に前例のない國

家的要求を持つ大事な選挙であることを我々は假初にも忘れてはならないと思ふのであります。

我々國民は今日國運飛躍の秋に際會して、只大東亞建設の聖業を翼賛し奉る至誠と熱意に燃えて居るのであります。此の至誠と熱意とを最も醇化した形に於て結果し大政を翼賛し奉るのが今日に於ける帝國議會の重大な使命であると私は確信するものであります。從て政府は今回の翼賛選舉に依つて政府と國民とが議會を通じて從來より更に一層渾然一體の實を擧げ相倚り相扶けて大政を翼賛し奉る政治體制の確立を深く期待して居るのであります。既に國民諸君も御承知の通り翼賛議會確立の道は議會に國內人材を動員することであり、即ち議會に大戰爭遂行の爲獻身的努力を惜まざる積極有爲の人を得ることであり、斯くの如き人材を議會に送るべき手段として政府は今次の總選舉に當り、此處に御出の阿部大將其他民間各界に於ける有識先達の方に對し其の方途に付き工夫と盡力とを御依頼申上げたのであります。其の結果之等の方々の御努力に依り民間に於ては候補者の推薦制が採られることとなり、これに依つて汎く大政翼賛の人材を推薦せんとする貴い努力が拂はれることとなつたのであります。私は民間に於ける斯くの如き推薦制の活用が今次の總選舉の劃期的な意義を爲すものであり更に今後の我國の國情に相應じき日本の選舉を實現する上に大いなる貢獻と示唆を齎すものであることを深く信ずるものでありまして、此の間に於ける各界先達の方々の非常なる御苦心と私心なき御努力とに對しまして私は深き感謝の意を被演するものであります。而して何人が最適の人であるかを決定するのは云ふ迄もなく千五百萬の有權者諸君なのであります。即ち諸君がいつまでも個人的な小さな情實や義理に捉はれ、眞に國家の大局から國を思ふ一票を擲ぐるの赤心に目覺めない限りは遂に翼賛議會を確立するの機會は余らないのであります。一億國民の心からの協力の體制を確保し得るや否や其の成否は一に來る三十日總選舉に臨む國民諸君の心構へにあるのであります。從て我國民の選舉に臨む態度は「謹みて大御心に副ひ奉り大政を翼賛し奉る」と云ふ至誠赤心の表はれでなければならぬのであります。思へば有權者諸君の職責は重大であります。蓋し選舉は聖業、翼賛の最も光榮ある國民の義務であるからであ

ります。若し選舉を權利とのみ看做し、或は私のものと考へ假にも一票の義務を怠り甚しきは之を汚して省みない者があ  
りまするならば實に日本國民としての臣節に背くばかりではなく、前線の將兵に深く恥ぢなければならぬ行爲であります。  
有權者諸君は此の日將つて眞實の一票を擧げ、以て大東亞建設の礎石の一つ一つを自分の手で築く覺悟が必要であります。  
有權者の家族の方々に對しましては有權者をして眞に光榮ある眞實の責務を果さしむるやう特に私は御協力をお願い  
する次第であります。

する次第であります。

今や帝國は國運を賭しての大戦争に従ひ、日毎世界の歴史と地圖とを改めつつ聖戰目的完遂に一路邁進して居るのであります。我々國民は此の皇國飛躍の嚴然たる姿を正視すると共に十二月八日、大詔を拜し奉つたあの日、あの時の感激を想ひ起し常に昭和の御民我等に課せられたる重大なる責務を深く肝に銘じ今日迄夫れ夫れの職域に於て報效の誠を擲けて参りましたる赤心を此の翼賛選舉の上にも發揮せねばならないのであります。

國民諸君、願くは南北萬里の戰線に在つて日夜一身を敵前に曝して君國の護りを全うしつづめる將兵の勞苦を思ひ、殉  
忠無難の心構へを以て此の職責を全うし以て國民一政協力の體制を確保し前線將兵をして全く後顧の憂なく征戰の事に當  
らしむるに至らんことを切望して止まないものであります。

八、內務大臣講演

「總選舉を前に國民に望む」

本日、長くも大東亞戦争下に於て始めて迎へ奉りまする天長の佳節に當りまして、謹みて、聖壽の無窮を壽ぎ奉り、國運の興榮を祝福致す次第であります。

國民諸君



明四月三十日こそは、翼賛議會を建設する爲の、衆議院議員總選舉の行はれる大切な日であります。最も、明治天皇は帝國憲法を欽定遊ばされるに當り、皇祖皇宗の御神靈に「臣民翼賛の道を廣め」とお告げ遊ばされ、國民に對する篤き御信頼の下に立憲政治を御布き遊ばされたのであります。このありがたい、聖旨に奉答すべき、國民として最も光榮ある日、最も嚴肅なるべき日、即ち明日であります。

わが國の政治は、一君萬民の國體の下に、陛下が萬民の翼賛に依り御政を遊ばさるゝ有難き思召の政治であります。天皇の御統治と臣民の翼賛とが常に一體となつて天壤と共に窮りないことが我國の政の眞の姿であります。この有難き國體の下に行はれる大政翼賛の重要な手續が選舉であります。選舉に依つて我々は、全國民の翼賛意思の代表者を選び、我々に代つて國政を議して貰ふのであります。「如何なる人物が今の帝國議會に於て眞に國民の翼賛意思を代表して國政を議するに足ると思ふか。」との、陛下の尊き御下問に御答へ申上げることが、我が日本に於ける選舉の眞の意味であります。

今や我が國は、國を挙げ大東亞戰爭の眞只中にあるのであります。肇國以來の大理想に従つて、八紘爲宇の大精神を顯現する時機が到來したのであります。宿敵米英を撃滅して、大東亞共榮國を確立すべき歴史的な大使命の達成に當面してゐるのであります。

支那事變以來、我が國は内外の情勢に對應すべき高度國防國家の建設を目指して、産業に、經濟に、文化に、その他各般に涉り、飛躍的にその體制を新にし、面目を改めて來たのであります。大東亞戰爭の勃發と共に、外に、赫々たる皇軍の武動に應へ、内に、愈々國內總力を結集して、戰爭目的の完遂に邁進する鐵壁の國防國家の完成が切實に必要とされてゐるのであります。

茲に於て政府は今次の總選舉に當つて大東亞戰爭完遂翼賛選舉貫徹運動を提唱し一は以て選舉を通じて大東亞戰爭を戰

ひ抜く國民の確乎たる決意を披瀝せしめ一は以て大東亞建設の翼賛議會を確立せしめんとして過去二ヶ月有半に亘り一大國民運動を展開致して參つたのであります。此の大東亞戰爭完遂翼賛選舉貫徹運動なる名稱の明かに示す如く大東亞戰爭の完遂と翼賛議會の確立と云ふことは結局二つの異つた題目ではなく互に相關聯して切離すことの出来ないものであるであります。是が實に今回の選舉が平時の選舉と全く其の意義を異にする所であります。此の平時の選舉と全く其の趣を異にする憲政史上劃期的意義を有する選舉をして眞に其の成果を挙げしめる爲には亦之に相應しき新なる工夫と創意が必要なることを言を俟たない所であります。

政府は茲に鑑みましてこの大東亞戰爭完遂の爲の翼賛議會確立の方途に就き汎く民間有識經驗の士の獻策と協力を求めることとなり御承知の如く是等の人々に依つて翼賛政治體制協議會が結成され最適人材選出の爲に候補者推薦方式が採用せらるゝに至つたのであります。その結果翼賛政治體制協議會は本部支部相呼應して全国各地の熱誠なる支持と信頼の下に全國民の輿望に副ふべく議員候補者として最適の人材を推薦する爲最善の努力を傾倒せられて參つたのであります。政治は其の成果に深く期待するものであります。

國民諸君。總選舉は明日に迫りました。陛下の尊き御下問に奉答すべき日は參つたのであります。全國に於ける候補者の数は千有七十九名の多数に上つて居ります。諸君は此の中から眞に今日の日本が求める人士が誰であるかをしっかりと見定めて最適最良の人物を選び、之に投票せられるやう望みます。若し、その辨別に迷ふが如き場合は、その推薦者等より推薦するも亦一方法であります。斷じて私の利害や、個人間の小さな義理等にこだはつてはなりません。選舉は單なる私の權利ではありません。一票を奉じて陛下の御信頼に應へ奉るべき重大な責務であり、立憲國民としての光榮ある大政翼賛の義務であります。從來の情實や因縁に基づく地盤關係等は、この際一切之を破砕して、眞に、御下問に奉答するの巨道を實踐すべきであります。

この聖代に生を享け、大東亞共榮國の大建設の聖業に奉仕するの光榮を有する我等國民として、その代表者を選ぶ心の裡に、些の曇りがあつてもなりません。投票所にある選挙人の心境は、正に

明治天皇の御製

眼に見えぬ神の心に通ふこそ

人の心の誠なりけれ

の御心を身にしめて、富貴も淫する能はず、威武も屈する能はず、貧賤も移す能はざる底の大丈夫の精神を以て、一切の私を去り、榮れる過去の絆を断ち切つて、眞に眞實の重責に任ずべき最適の人材を選ばれることを切望して已みません。

明日行はれる総選挙こそは重大時局に處する一億國民の鐵石の決意を示す選挙であります。故に、選挙人たる者は一人も残らず、一票報國の義務を果されんことを切望すると共に、各官廳、會社、工場其の他多數の選挙人を包容せられる所に於ては、これ等の人々に對し、投票の爲に格別の便宜を與へられるやうお願ひするのであります。若し漫然投票を怠り徒に口實を設けて棄權するやうなことがあれば、その人自身が公民としての責務を等閑に附するの誇りを受くるに止らず或は爲に劣惡候補者の當選を有利にする虞れがないことを思はねばなりません。

和歌山縣の生石村に榎本徳太郎といふ老人がりましたが、昭和十年の選挙に、八十一歳の老軀を提げて、部落八十餘名に卒先して投票を終り、棄權してはならぬ理由を説きましたので、最年長のこの老人の熱意に感激した部落長は、病者を除いて一人残らず投票した結果、殆んど棄權率皆無といふ好成績を示したのであります。

若し國民の中一人でも今や祖國の運命を賭して戦ひつゝある皇國の現状を正視することなく買収棄權其の他不正な方法で誘惑せられたり、或は私情、因縁等を清算出来ずに、信念なき投票を行つたり、或は選挙運動に反感せられて眞實の本義を忘れた投票をしたりするやうなことがあれば、それは大東亞戦争下に滿洲事變前の選挙を再現し今日までの目懸

しい國運の飛躍を水泡に歸せしめることになるのであります。斯くの如きは實に銃後國民の結束を紊すものであり前線將兵に對しても面目のない行爲であると存じます。

選挙に臨む千五百萬有權者の捧げる一票の力は決してひとり有權者の意思を示すものではなく一億國民が大東亞戦争を戦ひ抜く決意の現れてあり更に東亞十億の民族を興隆せしむべき重大使命を荷ふ大東亞建設の議會を建設する力ではなくはなりません。

今日國運興隆の秋に生を享け選挙に臨んで大東亞共榮の任に奉仕する千五百萬の有權者は今こそひとしく其の光榮に感激し其の責務の重且つ大なることを知るべきであります。今日一億の國民は誰一人として大東亞戦争を戦ひ抜く爲の強き決意に燃えない者はあるまいと存じます。この戦争完遂の決意に燃える國民が戦争完遂の爲に絶対必要な翼賛議會確立の爲に清く正しく且建設的な一票の行使を懈り誤るが如きことは絶対に無いと信ずるのであります。

私は此の度の選挙が飽くまで大東亞戦争遂行の途上列國環視の中にあつて行はれるものであることを國民が決して忘れることなく一人の違反もなく一人の棄權もなく明日の選挙に臨んで一票翼賛の責務を完全に果し、聖明に應へ奉られんことを切望するものであります。

九、總理大臣講演

(昭和一七、五、二ラジオ放送)

「總選挙を終りて」

大東亞戦争の眞只中に於て帝國が敢へて斷行致しましたる衆議院議院の總選挙は、本日を以て概ね終了致しました。世界制覇の非望を逞しうせんとせる米英兩國に對し帝國は史上未曾有の大戦争を遂行しつつ衆議院議員の總選挙を何等支障なく實行したのであります。去る二月十八日、大東亞戦争完遂翼賛選挙貫徹の基本方針を決定致しまして茲に七十餘日、



外には「ビルマ」の攻略「ジャバ」海の新設、印度洋の海戦「バタン」半島の占領等、皆に敵國のみならず世界の耳目をも聳動せしむる大戦果を各方面に擧げながら内には全國民の結束愈々鞏固でありまして、敵の窮餘の試みたる「マリラ」空襲の如き些かも動搖する所なく、實に一千七十九名の候補者を出し、一千五百萬の有権者が動員せられたる総選挙を我々は列國環視の中に於て赫々たる餘裕を以て完了したのであります。是れ偏へに、御稜威の下、皇軍將兵が到る處に於て勇戦奮闘、祖國の國土を磐石の安きに置ける偉い賜であります。それと同時に又、議員候補者、有権者、關係官吏、及一般國民諸君が今次総選挙の重大なる意義を十分に認識せられ、各々の重責を克く遂行せられた結果に外ならぬのであります。私は誠に衷心より感謝に堪へざる次第であります。更に此の間に於て翼賛選挙貫徹運動に對し、終始積極的熱意を以て全幅的に協力せられ克く其の實績を擧げられたる報道諸機關に對し、茲に併せて深甚なる謝意を表明するものであります。

惟ふに今次総選挙に於きましては、相當多數の有権者が戦地に在るにも拘らず而して又有権者に對する交通の便思ふに任せず、而も戦時下有権者夫れ夫れの職域に於ける業務洵に繁忙緊急なるものあり、更に移動頻繁なるを免れざる状況にあるにも拘らず、其の棄權率の如きは、從來に比し非常に少いのであります。此の事實は、取りも直さず、全國民の眞摯純正なる政治的意志を表明し、大東亞戦争下に於ける舉國鐵石の決意を中外に顯示するものでありまして、忙中に閑を得て家將を偲ぶ皇軍將兵は、定めし此の事實を知つて感激新たなるものがあり、愈々後顧の憂なくして只管征戰に突進し得ること確信せらるるのであります。而して此の事實は、共同の目的に向つて此の大戦争を戦ひ續けて居る友邦諸國に對し、我が國民の不拔の確信を無言の間に表明するものでありますと共に既に武力戦に自信を失ひ僅かに我が國內體制の動搖に一縷の望を托する米、英、重慶政權に對し、文字通り一億一心の斷乎たる威壓を加へて、彼等を啞然たらしむるものであります。

今や總選挙を終り正に翼賛議會の確立を具現すべき新しき段階に入つたのであります。衆議院議員諸君は茲に、大東亞戦争の本義に徹して征戰完遂の氣魄に燃えつつある國民諸君の手に依つて選出せられたのであります。此の名譽を荷ひ、重責を負ふ衆議院議員諸君が、其の選出に至る迄の事情如何を問はず、國民諸君の烈々たる報國の至情を必ずや其の儘議會に反映し、擧げて盡く翼賛議會の確立に協力邁進せらるべきは、私の信じて疑はざる所でありまして、

今や皇軍將兵は戦場に死生を超越して奮闘邁進し、産業戦士は全力を擧げて生産に従事する等國民は各々其の戦場に精進を續けつつあるのであります。而して帝國議會に於ては此の間に處して陣容を新にせる鋭利有爲の衆議院議員諸君が、聖旨を奉戴せられて政府と協力し、最も密接なる連絡を保ち力を盡せて大政を翼賛し奉らんとして居るのであります。即ち政治の劃期的刷新と強化とは期して待つべく國內の結束は愈々不動の固きを加ふるに至つたと確信するのであります。已に私が屢々申上げた如く、戦は今や正にこれからであります。更に我々は今後幾多の苦難と辛酸とを突破しなければならぬのであります。大東亞戦争を遂行し偉大なる新建設を完成する爲には我々全國民は實に今後に於てこそ更に不屈の努力と不撓の精進とを續けなければならぬのであります。私は總選挙の終了に際しまして全國民諸君の熱誠なる協力に對し茲に重ねて衷心より感謝の意を表しますと共に、全國民諸君と共に愈々覺悟を新にし今後一段の緊張と不斷の努力とを以て飽くまでも大東亞戦争完遂に勇往邁進し、以て展機を安んじ奉らんことを誓ふ次第であります。

# 第十四 大政翼賛會實施方策

## 一、翼賛選舉貫徹運動大政翼賛會實施要項

- (一) 協力會議ノ開催其ノ他  
中央協力會議  
二月二十五日より二日間ニ涉リ「臨時中央協力會議」ヲ開催シ本運動展開ノ一大梗概ヲ示シム。
- (二) 地方協力會議  
中央ニ準ジ道府縣、六大都市、郡支廳等各級協力會議ヲ開催ス。
- (三) 道府縣支部庶務、組織兩部長會議  
本運動ヲ組織的ニ展開スルタメ兩部長會議ヲ開催シ本部側諸方針ノ徹底ヲ計ル。
- (四) 翼賛壯年團長會議  
兩部長會議ト前後シテ道府縣翼賛壯年團長會議ヲ開催シ本部ト表裏一體、運動展開ニ當ラシム。
- (五) 推進員及翼賛壯年團ノ動員  
本運動ノ實踐部隊トシテ推進員及翼賛壯年團ヲ動員シ組織的ニ強力ナル運動ヲ展開セシム。
- (六) 宣傳・啓發  
大講演會ノ開催  
三月上旬ヨリ全國主要都市約百ヶ所ニ於テ本部主催ノ大講演會ヲ開催ス。

- (七) 映畫・製作  
首相、內相、法相及本會主幹部講演ノ全發聲映畫ヲ製作ス。
- (八) 文書・製作  
イ、推進員用指導書  
ロ、ポスター  
ハ、隣組廻覧板用ビラ或ハリーフレット  
等ヲ製作ス。
- (九) 標語・募集  
本運動ニ對スル全國民ノ關心ヲ喚起スルタメ標語ヲ募集ス。
- (一〇) 移動映寫班ノ派遣  
日本移動文化協會ソノ他ヲシテ常設館ナキ全國約四千町村ニ映畫會ヲ開催セシム。
- (一一) 移動演劇ノ助成  
日本移動演劇聯盟ニ於テ全國工礦業地帯三百數十ヶ所ニ於テ實施中ノ移動演劇ヲシテ翼賛選舉ニ關スル脚本ヲ上演セシム。
- (一二) 紙芝居  
イ、製作配布  
本會及選舉端正中央聯盟ノ共同企畫ノ下ニ紙芝居團體ヲ動員シ町内會、部落會等ヲ巡廻活用セシムルコトトス。



紙芝居大會ノ開催

六大都市内各所(百貨店、街頭、公園其ノ他)ニ巡回開催、大型紙芝居ヲ以テ街頭の宣傳ヲ行フモノトス。

四、指導連絡

全選舉區ニ本部役職員ヲ派遣シ運動展開ノ連絡ニ當ラシム。

五、言論界及各種團體ノ動員

(一) 言論界ノ動員  
情報局ト連絡シ新聞社、雜誌社、評論家等ヲ煩ハシ本運動ニ協力ヲ求ム。

(二) 各種團體ノ動員  
有力ナル各種團體ニ對シ本運動ニ協力ヲ求ム。

二、翼賛選舉貫徹運動壯年團實施要領

第一方 針

今次衆議院議員總選舉ニ際シ政府及大政翼賛會ノ一致協力シテ行フ大東亞戰爭完遂翼賛選舉貫徹運動ノ一翼トシテ政府ノ定ムル基本要綱並ニ政府及大政翼賛會ノ定ムル之ガ實施要領ニ基キ且ツ團ノ性格及組織ノ特質ニ則リ組織的積極的ニ本運動ノ實踐徹底ニ任ジ以テ大イニ其ノ成果ヲ擧ゲンコトヲ期ス

第二目 標

團ノ行フ本運動實施ノ目標ハ政府ノ定ムル實施要領ニ依ルノ外左ノ諸目標ニ重點ヲ置ク

(一) 選舉ヲ通ジテ大東亞戰爭完遂、大東亞共榮團建設ノ意義ヲ周知徹底セシメ、進ンデ皇國ノ世界史的使命ニ關スル

國民大衆ノ自覺ヲ深ムルト共ニ愈々必勝ノ信念ヲ固クシテ皇國戰爭完遂ニ邁進スルノ態勢ヲ確立スルニ努メ、苟クモ之等ノ問題ニ關シ疑義ヲ挟ムガ如キ思想傾向ニ對シテハ假借ナキ排撃ヲ加フ

(二) 大東亞戰爭ヲ完遂シ内ニ維新日本ヲ建設シ外ニ大東亞共榮團ヲ確立スル爲ニハ政治ノ革新、國防體制ノ強化ヲ斷行スルノ必要アリ、其ノ重要部門トシテ衆議院ノ陣容ヲ刷新シ議會ノ機能ヲ醇化シテ眞ニ皇國翼賛議會ヲ確立スルノ必須ナル所以ヲ闡明シ以テ今次選舉ノ時局ノ背景ヲ明示シ其ノ歴史の意義ヲ徹底セシム

(三) 國體ノ本義ニ照シテ翼賛議會ノ本質ヲ闡明シ翼賛選舉ノ眞義ヲ明示シ以テ西洋流ノ個人主義、自由主義乃至民主主義の議會觀又ハ選舉觀ヲ一掃シ選舉ニ於ケル臣道ノ實踐ヲ徹底スル爲ニ強力ナル啓蒙運動ヲ展開ス

(四) 情實、因縁、金權、利益提供等ノ誘惑ニ依リ不適格候補者ニ應援シ又ハ投票スルノ行爲ハ單ニ今次選舉ノ意義ヲ汲却スルノミナラズ選舉ニ於ケル臣道ノ實踐ニ悖リ奉公ノ大義ニ背クノ譴ヲ免レザルト共ニ前線ニ一命ヲ捧ゲテ勇戰奮闘シツツアル將兵諸士ノ信頼ヲ裏切り銃後ノ實務ヲ盡サザル恥ヅベキ行爲ナルコトヲ力説徹底セシム

(五)

過去ニ於ケル通弊ト認メラルル  
(1) 舊弊依然タル選舉地盤ニ拘ハリ從來特定議員ヲ選出シ來レル因習ニ捉ハルル結果附勢のニ從前ノ應援又ハ投票ヲ反覆スルヲ以テ當然乃至無難ト考ヘ甚シキハ之ヲ以テ郷黨ノ傳統ヲ重ンズル朴訥着實ナル美風ナリト誤解スル如キ選舉固陋ナル傾向

(2) 徒ラニ郷黨ノ結束融和ニ拘泥シ又ハ地元ノ利益擁護ニ汲々タルノ結果地方利害ノ代辯ニ汲頭スル不適格候補者ヲ選出シ甚シキハ斯ル行爲ヲ以テ愛郷のナリト錯覺スル偏狹ナル傾向

(3) 個人的恩顧情義ニ報ヒ先聲後聲ノ禮儀ヲ盡シ又ハ親分乾分ノ仁義ヲ立ツルコトノミニ捉ハルル結果不適格者ヲ選出シ甚シキハ斯ル行爲ヲ以テ恰モ「淳風美俗」ナルカノ如ク誤解スル公私混同ノ傾向等ノ諸弊風ヲ一

掃シ地元ノ傳統、郷黨ノ利害個人的情義等ヲ超ヘテ國家の奉公ニ歸一セントスル選舉臣道ノ本義ヲ高唱徹底セシム

(六) 本運動ハ單ニ選舉ノ倫理化ヲ主眼トスル消極的肅正運動タルニ止ラズ寧ロ議會陣容ノ刷新ニ依ル翼賛議會確立ヲ主目的トスル積極的建設運動ナルニ從ミ新進有爲ノ人材ヲ議會ニ選出スベク適格候補者ノ推薦不適格候補者ノ排斥ノ氣運ヲ大規模且強力ニ醸成シ特ニ別項ニ掲グル如キ適格標準ノ周知徹底ヲ圖ル

(七) 情實、因縁、金權等ニ依リ培養サレタル舊態依然タル所謂選舉地盤方選舉腐敗、政界墮落ノ根源トナリ新進人材ノ選出ヲ阻ム障礙トナルノ弊風ヲ一掃スルニ努ム

(八) 本運動ハ團最初ノ全國的大運動ナルニ鑑ミ其ノ企畫ヲ慎重適正ナラシムルト共ニ團ノ全組織ヲ動員シ幹部ノミナラズ團員各個ヲ活潑ニ活躍セシメ以テ團ノ行動力ヲ最高度ニ發揮シテ之ヲ展開ス

(九) 此ノ際大政翼賛會及官廳側トノ連携ヲ確保スルト共ニ職域奉公組織其ノ他關係團體トノ協力ヲ緊密ニシ將來ニ於ケル之等諸團體トノ提携合作ノ素地ヲ固ム

(一〇) 本運動ハ團ノ活潑果敢ナル活動アリテ始メテ克ク其ノ成果ヲ收メ得ベキモノナルヲ以テ團員ニ對シ本運動ニ於ケル自己ノ責務ノ重大性ヲ深刻認識セシメテ熱誠之ニ精進スルノ氣運ヲ醸成スルト共ニ(一)乃至(五)ニ掲グル事項ヲ中心トシテ團員自ラノ啓發訓練意識昂揚ニ先ツ十分ノ努力ヲ傾注シ以テ本運動ヲシテ團員ニ對スル政治教育ノ好機ヲラシム

(一一) 本運動ハ團當面活動ノ重點トシテ之ガ完遂ニ主力ヲ注グト雖モ團ノ使命及活動分野ヲ大觀シテ團活動全般トシテ調整ヲ圖リ以テ本運動ニ没入スルノ餘リ、團運動全般ノ發展ヲ歪曲スルガ如キコトナキ様留意スルト共ニ本運動ガ特定候補者ノ爲ニスル選舉運動ト混淆シ、特ニ既成勢力間ノ得票爭奪ニ捲込マレテ團勢ノ健全ナル伸張ヲ阻害ス

(二) 團成立ノ日尙淺キニ鑑ミ本運動ヲ通ジテ團組織ノ確立、團員訓練ノ徹底及團行動力ノ強化ヲ團リ團勢ノ伸張確立ニ資スルヲ重視ス

第三 具體的方策

團ノ行フ本運動實施ノ具體的方策ハ政府及大政翼賛會ノ定ムル實施要領ニ依ルノ外左ノ諸方策ニ重點ヲ置ク

(一) 大政翼賛會ノ行フ宣傳啓發ニ積極的ニ參加シ其ノ徹底的實施ニ任ズ  
團ハ其ノ組織ノ市町村ニ浸透シ、其ノ實踐力ノ強大ナル特質ニ則リ政府及大政翼賛會ノ行フ宣傳啓發ニ即應シテ左ノ如キ獨自ノ方策ヲ講ズ

(1) 團員ニ對スル啓發訓練ニ付テハ

イ、中央及地方團本部主催ノ各級講習會ノ開催

ロ、團報及指導叢書ノ發行

ハ、受講者ヲ中心トスル市町村團々員會議及町内會、部落會内ノ團員常會ノ開催

等ニ依リ其ノ徹底ヲ期ス

(2) 一般人ニ對スル啓發宣傳ニ付テハ

イ、町内會、部落會、隣組等ノ常會特ニ本運動ノ徹底ヲ主目的トスル特別常會ヲ利用シ團員必ズ之ニ出席シテ啓發宣傳ニ努ム

ロ、市町村團主催ヲ以テ一般人ヲ参加セシムル講習會、座談會等ヲ開催シ成可ク座談會式ニ隣ヲ交ヘ胸襟ヲ開キテ懇談シ啓發宣傳ニ努ム



(三)

ハ、各職域ニ於テモ議員中心トナリ成ル可ク當該職域ノ指導組織ヲ通ジテ前號ニ準ズル方策ヲ講ズ  
ニ、前記各職ノ場合ニ於テハ成ル可ク結論トシテ本運動ノ實踐ヲ中合ハセ又ハ誓約スルノ方法ヲ採ル  
適格候補者選出氣運ノ醸成ノ爲、團ハ凡ニル啓發宣傳ノ機會ヲ通ジテ清新發利タル有爲ノ士ニシテ眞ニ翼賛議會  
ヲ確立スルニ適ハシキ候補者選出ノ氣運ヲ昂メ左ノ各號ニ該當スル如キ候補者ハ不適格トシテ其ノ選出ヲ見ザル  
權特ニ重點ヲ置キテ其ノ趣旨ヲ徹底ス

イ、團體ノ本義ニ徹セズ其ノ思想信念ニ於テ十分ノ信頼ヲ受クルニ足ラザル者  
ロ、日本民族ノ使命ヲ體セズ皇國外交ノ基調タル大東亞戰爭ノ完遂、大東亞共榮國ノ確立ニ關スル明確不動ノ信  
念決意ニ缺クル者  
ハ、戰爭目的ノ貫徹、國防體制ノ強化、總力戰態勢ノ確立ニ必須ナル諸國策遂行ヲ傍觀冷笑シ又ハ非難妨害スル  
ガ如キ傾向アル者

ニ、翼賛體制ノ確立、翼賛運動ノ發展ヲ陰ニ阻止セントスルガ如キ者

ホ、人物識見ニ於テ又至誠奉公ノ信念熱意ニ於テ眞ニ國民ヲ代表シ翼賛議會ノ一員トシテ國事ニ奔走シ國政ノ重  
責ニ參與スル資格ナキ者

ヘ、破廉恥ノ罪ヲ犯シ又ハ不徳ノ行アリテ鄉黨ノ指彈ヲ受クルガ如キ者、殊ニ選舉犯罪、瀆職罪ニ觸レタル等公  
人トシテノ節操徳義ニ缺クル者

ト、地域、職域ノ立場ニ偏シ又ハ派閥朋黨ノ利害ニ拘リテ大局的ナル判斷又ハ進退ヲ誤ル虞アル者  
チ、情實、因縁、金力等ニ依リ所謂選舉地盤ノ培養強化ニ没頭シテ國事ヲ疎シ奉公ノ職責ヲ怠リ又ハ議員其ノ  
他ノ公職ヲ自己ノ資名、漁利、勢力擴張獵官等ニ利用スル傾斜アル者

向本項ノ運動ヲ行フニ付テハ選舉法ノ適用上所謂選舉運動又ハ選舉妨害トナラザル様注意ス、特定人ヲ特ニ指ス  
コトナク抽象的ニ適格者ノ選出、不適格者ノ排斥ヲ主張スル場合(就中適格、不適格ノ條件ヲ示ス場合)ニモ具  
體的情況特ニ其ノ言辭表現ノ方法ニヨリ或ハ立候補者ノ狀況ニヨリ、特定候補者ノ當選難航又ハ妨害ト認メラ  
ルコトアルニ付十分留意スルヲ要ス

(四)

別ニ設ケラルル中央、地方ノ推薦母體ノ行フ推薦ニ付テハ、團ハ直接之ニ關與スル限リニ非ザルモ極力啓發宣傳  
ニ努メ適格候補者選出ノ氣運醸成ヲ圖ル

(五)

有權者タル團員ガ候補者ノ何レニ應援シ投票スルヤニ付テハ團ハ關與スル限リニ非ズ。團員ハ前記啓發訓練ニ依  
リ體得セル精神ニ則リ特ニ前記標準ヲ體シ各個ニ普及ス。推薦母體ノ推薦セル候補者ハ一應適格者ト認メ得ベキ  
モ團員ノ自由意志ヲ拘束スルニ非ザルヲ以テ右ノ趣旨ニ則リ各自ニ於テ各候補者ヲ批判檢討シタル上善處スベキ  
モノトス

(六)

選舉ノ倫理化ニ付テハ團ハ其ノ組織ト實踐力トヲ活用シテ犯罪ノ豫防ニ主力ヲ注ギ有効ナル啓發宣傳ニ努ムルノ  
外

(1) 選舉運動關係者ニ對シ強ク自肅自戒ヲ促シ要スレバ之ヲ一堂ニ集メテ團ノ主張ヲ通達徹底シ違反根絶ノ中合  
又ハ誓約ヲナサシム

(2) 團員特ニ選舉運動ニ關係スル團員ハ先自肅自戒シ苟モ違反ニ陷ルガ如キコトナカラシム、之ガ爲團員ニ對  
スル啓發訓練ニ際シテハ選舉法ノ解説及選舉心得ニ關スル項目ヲ設ク

第四 指導組織

團ノ行フ本運動ト翼賛會ノ行フ本運動トヲ一元的ニ指導スル爲中央、道府縣、市郡、區町村ニ夫々臨時ニ會、團聯合

ノ指導組織ヲ設ケ地方各級指導組織ハ本運動實施要領ニ基キ當該地方ノ政治狀勢及會、團ノ實情特ニ團員ノ同志精神ノ濃度ニ鑑ミ之ニ適應スル詳細適確ナル具體方策ヲ樹立實施ス  
指導組織ノ構成ニ付テハ別ニ之ヲ指示ス

三  
昭和十七年四月三日

各道府縣翼賛壯年團長宛

大日本翼賛壯年團長

翼賛選舉貫徹運動ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ茲ニ「翼賛選舉貫徹運動壯年團實施要領」ニ依リ銳意之ガ徹底ヲ期セラレ居候コトト信ズル次第ナルガ本運動ノ本格的展開ハ寧ろ今後ニ期待スベキモノナルヲ以テ左記事項ニ留意ノ上益々活潑果敢ニ之ヲ繼續實施シ以テ本運動有終ノ美ヲ收ムルニ遺憾ナキヲ期セラレ度及通牒候

記

一、本運動ノ進捗及翼賛政治體制協議會ニ依リ推薦ノ進行ト共ニ選舉ニ關スル國民一般ノ關心ハ漸ク昂リ來レルヲ以テ本運動ノ展開ニ當リテハ後ニ述ブル諸點ニ於テ部分的ニ多少ノ制限ヲ受クルモノアリト雖モ全體のニハ今後ニ於テコソ選舉期日ノ切迫ニ伴ヒ愈々本格的ニ活潑果敢ニ之ヲ遂行スベキモノトス從テ選舉期日ノ公布後本運動ヲ打切り又ハ消極化スルガ如キ誤解ハ速ニ之ヲ一掃スルコト

二、本運動ノ方針及實施要領ニ就テハ既ニ三月中ニ團員各個ニ夫々通達ニ周知徹底セラレ進ンデ團員外ノ一般國民ニ對ス

ル啓發宣傳モ相當進捗セルモノト認ムルガ若シ今尙團員ニ對スル周知徹底ニ缺クル所アリト認メラレ尙ニ努力ヲ要ス

速ニ其ノ立後レヲ補フ爲最大ノ努力ヲ拂ハルルト共ニ今後ノ主力ヲ團員外一般國民ニ對スル啓發宣傳ニ集中スルコト

三、右方策ノ實施ニ當リテハ選舉權ヲ有スル中堅國民層ニ重點ヲ置クコトトシ映畫會等ノ催シガ婦人老幼者等ガ參會者ノ多數ヲ占ムルガ如キ會合ニ終ラザル様十分ナル工夫ヲ凝シ尙從來ノ選舉運動ニ於ケル所謂玄人ニシテ又過去ノ選舉場敗ニ多カレ少カレ因縁アリタル者ニ對スル特殊ノ啓發工作ヲ行フニ努ムルコト

四、選舉期日ノ公布(四月四日)後立候補ノ届出アルニ伴ヒ本運動中特定人ノ爲ニスル選舉運動ト混淆スル虞アル部分ニ付テハ其ノ實施上慎重ナル自戒ヲ加フルコト此ノ點ニ關シテハ別添内務省警保局指示「啓蒙運動ノ實施上注意ヲ要スル事項」ヲ熟讀留意シ特ニ(ニ)時期ニ於テ注意スベキ點ノ項ハ注意スルコト

五、講演會、座談會、懇談會ハ市町村單位ニ於テ行フハ可ナルモ部落單位以下ノ小地域ニ於テハ行ハズ又時期ニ付テハ四月二十日以降ハ之ヲ慎シムコト

六、部落常會ハ定例常會以外ハ之ヲ行ハザルコト又常會ニ於テハ選舉ノ聲、翼賛選舉貫徹運動實踐中等ヲ行フハ可ナルモ特定ノ候補者ニ關スル論議意見ノ交換等ハ之ヲ爲サザルコト

七、團ノ役職員又ハ團員ガ立候補又ハ選舉運動ヲ爲ス場合其ノ肩書ヲ用フルハ差支ナキコト但シ第三者運動ヲ爲スニ際シ團役職員全員ノ連名ヲ以テスル等團自體ノ運動ノ如ク誤解サルルコトハ避クルコト

以上

四、翼賛選舉貫徹運動委員會設置要綱

趣旨



今回展開サレントスル「大東亞戰爭完遂翼賛選舉貫徹運動」ノ實施ニ當リ本運動ヲ綜合的一元的ニ企畫指導スル爲大政翼賛會及大日本翼賛壯年團ノ兩者一體トナツテ「翼賛選舉貫徹運動委員會」ヲ臨時設置シ、本運動實施ノ參謀本部ヲラシメントス。

一名 稱 翼賛選舉貫徹運動委員會ト稱ス。

二 目 的

翼賛選舉貫徹運動ヲ綜合的一元的ニ企畫指導スルヲ以テ目的トス。

三 活 動

臨時委員會ヲ開催シ、翼賛選舉貫徹運動實施ニ關シ連絡協議ス。

四 構 成

(一) 大政翼賛會及大日本翼賛壯年團各本部職員ヲ以テ構成ス。

(二) 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

1 委員長 一名 副總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員長ハ本會ヲ指導統轄ス

2 副委員長 二名 組織局長及壯年團本部長ヲ以テ之ニ充ツ

副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ會務ヲ分擔ス

3 委員 八名 關係部長及理事ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ副委員長ヲ輔ケ委員會ノ事務ヲ分掌ス

4 幹 事 約六名 關係副部長及幹事ヨリ選任ス

(三) 本會ノ事務ヲ處理スルタメ書記ヲ置ク

書記ハ地方部々員及壯年團幹事又ハ部員ヲシテ兼務セシム

五、

組地第八三號

昭和十七年四月八日

大政翼賛會事務總長

大政翼賛會

各道府縣支部長

六大都市支部長

選舉期日公布後ニ於ケル翼賛選舉貫徹運動展開ニ關スル件

翼賛選舉貫徹運動ニ關シテハ鋭意之ガ貫徹ニ努メラレツアルコト存ズルモ翼賛選舉ノ成否ハ懸ツテ啓蒙運動ノ成果如何ニ存ズルヲ以テ愈々其ノ強化徹底ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

尙選舉期日公布後ニ於ケル啓蒙運動ノ展開ニ當リテハ露ニ配布セル「啓蒙運動の實施上注意を要する事項」(内務省警保局發行)ニ留意ノ上選舉運動トノ混淆ヲ避ケル爲概ネ左記ニ依リ實施相成度

迫而之ガ實施ニ當リテハ別紙「選舉期日公布後ニ於ケル翼賛選舉貫徹運動實施要綱」ニ基キ地方實情ニ即シ有效適切ナル方途ヲ講ゼラレ度

- 一、選挙期日公布後ニ於ケル講演會、映寫會等ノ開催ハ市區町村以上ノ區域ヲ單位トスルモノハ差支ナキモ四月下旬ニ入リテハ之ヲ開催セザルコト
- 尙小規模ノ懇談會、座談會等ハ之ヲ行ハシメザルコト
- 二、町内會、部落會、隣保班等ノ集會ハ定例常會ノ外ニ行ハシメザルコト
- 三、町内會、部落會、隣保班等ノ定例常會ニ於テ翼賛選挙ノ聲、申合等ヲ爲スハ差支ナキモ候補者ニ關スル論議、意見交換等ハ之ヲ爲サザルヤウ指導スルコト
- 迫而之ガ實施ニ當リテハ昭和十七年四月二日附地發乙第一五八號通牒「選挙期日公布後ニ於ケル翼賛選挙實施運動ノ取扱方ニ關スル件」參照相成度爲念

選挙期日公布後ニ於ケル翼賛選挙實施運動實施要綱

- 一、講演會ノ開催  
既ニ主要都市ニ於テハ講演會ヲ開催シタルコトト存ズルモ愈々啓蒙運動ヲ強化スル爲各府縣ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ開催スルコト
- 二、翼賛會構成員及翼賛壯年會合同大會ノ開催  
市區町村別ニ翼賛會構成員及翼賛壯年會合同大會ヲ開催シ本運動ノ徹底ヲ圖ルト共ニ翼賛選挙ノ聲、申合等ヲ爲スコト。但シ聲、申合等ヲ爲スニ當リテハ「啓蒙運動ノ實施上注意を要する事項」ニ留意ノ上其ノ内容ガ特定ノ候補者ノ當選ヲ得又ハ當選ヲ妨碍スルガ如キコトナキ様注意スルコト

三、文書ニ依ル宣傳

- イ、義ニ送付セル「大東亞戦争と翼賛選挙」ハ翼賛會構成員特ニ推進員ニ洩レナク配布ノコト
- ロ、「翼賛選挙訓」ハ部數少キヲ以テ特ニ指導者階級ニ配布スルコト
- ハ、「ボスター」ハ近ク送付ノ豫定ニ付キ適當ニ之ヲ配布シ趣旨ノ徹底ニ努ムルコト
- ニ、隣組回覧板用「リーフレット」ヲ本月中旬迄ニ送付スルニ付キ配布方手配スルコト
- 四、翼賛選挙實施運動演劇班派遣  
翼賛選挙實施運動ノ趣旨ヲ徹底セシムル爲別途通牒ニ基キ本部及支部主催ノ下ニ大東亞戦争完遂翼賛選挙實施運動「移動演劇の夕」ヲ開催スルニ付キ萬遺憾ナキヲ期スルコト
- 五、移動映寫班ノ派遣  
移動映寫班ノ利用ニ付テハ夫々配意中ノコトト存ズルモ特ニ啓蒙運動ノ徹底セザル地域ヲ選擇スル等適當ノ考慮ヲ拂フコト
- 六、標語ノ利用  
翼ニ選定シタル標語ノ利用ニ付テハ特ニ留意ノ上周知徹底方ニ努ムルコト
- 七、紙芝居  
紙芝居ニヨル宣傳啓蒙ハ特ニ啓蒙運動ノ爲小規模ノ懇談會、座談會等ヲ開催スルコトハ之ヲ避クベキモ、諸會合ノ機會ニ於テ之ヲ行フコトハ差支ナシ又町内會、部落會、隣保班等ノ定例常會ニ於テハ差支ナキニ付爲念
- 八、歌謡「一票翼賛」及翼賛選挙の聲（録音）ノ利用  
近ク「一票翼賛」ヲ送付スルニ付講演會、映寫會、劇場、映畫館、百貨店、其ノ他諸會合ニ於テ努メテ之ヲ利用スル



コト(特ニ擴張器ヲ利用スルコト)

## 第十五 選舉肅正中央聯盟實施方策

### 一、第二十一回衆議院議員總選舉肅正運動要領

#### 一、運動ノ名稱

大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動ト稱ス

#### 二、運動ノ目標

大東亞戰爭ノ完遂ヲ目標トシテ、清新強力ナル翼賛議會ノ確立ヲ期スルヲタメ衆議院議員總選舉ノ施行セラルルニ際シ、大衆的國民運動ヲ展開シ以テ重大時局ニ對處スベキ翼賛選舉ノ實現ヲ期セントス

#### 三、運動ノ方針

政府發表ノ基本要綱ニヨル

別紙「大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動解説」参照

#### 四、運動ノ方法

政府ノ決定シタル基本方策ノ下ニ内務省、情報局、大政翼賛會ト緊密ナル連絡ヲトリ左記ノ方法ニヨリテ目的ノ貫徹ニ努ムルモノトス

選舉肅正中央聯盟分擔事項

1 内務省ト一體トナリ主トシテ地方廳ノ運動ニ協力シ講師ノ派遣辭庭、資料ノ提供等ニ當ル  
2 宣傳啓發ノ爲ニ左ノ通り實施ス

#### (イ) 大講演會ノ開催

三月中旬以降、内務省、情報局、大政翼賛會ト合同主催ヲ以テ左ノ十二大都市ニ於テ大講演會ヲ開催ス  
札幌市、仙臺市、東京市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、金澤市、廣島市、松山市、福岡市

#### (ロ) 地方別講演會

三月上旬以降ニ於テ行ハル八十八都市ノ講演會ニ講師ヲ参加セシム

#### (ハ) 講師派遣

地方廳ノ要求ニヨリ隨時講師ノ派遣ヲ幹旋ス

#### (ニ) 大東亞戰爭 翼賛選舉貫徹運動基本要綱解説發行

貳拾五萬部印刷全國各道府縣ニ配布ス(部落會、町内會迄行渡ル見込)

#### (ホ) 繪ばなし「大建設」(紙芝居)ノ製作發行

貳萬部印刷全國道府縣各市町村ニ豐部宛配布ス

#### (ヘ) 指導者用小冊子ノ編輯發行

「選舉の倫理化」新刊 配布

「議員候補者銓衡協議會の開き方」

(主トシテ市會議員選舉ノ參考) 修正本發行配布

「理想候補者の推薦運動と選挙法の運用」 修正本發行配布

(ト) 選挙正時報特報特設發行配布  
毎號拾萬部印刷、運動期間中三回發行配布ス  
(チ) 其他既刊小冊子ノ發行  
3 加盟團體ノ協力要請  
加盟十二團體ノ協力ヲ要請シ講師ノ派遣、機關紙ノ利用等ニ努ム

附記

此ノ期間中引續キ行ハルル市町村會議員選舉ノ爲ニ左記資料ヲ編輯配布ス  
(1) 市會議員選舉ノ提要  
(2) 町村會議員選舉ノ提要

第十六 豫算

一、内務省豫算

昭和十六年度憲政及地方自治振興諸費追加豫算

| 款           | 項 | 金額       |
|-------------|---|----------|
| 憲政及地方自治振興諸費 |   | 二〇〇、〇〇〇圓 |
| 憲政及地方自治振興諸費 |   | 二〇〇、〇〇〇圓 |

昭和十六年度憲政及地方自治振興諸費追加豫算内譯

| 科           | 目 | 追加金額     |
|-------------|---|----------|
| 憲政及地方自治振興諸費 |   | 二〇〇、〇〇〇圓 |
| 一、本省        |   | 九、八〇〇    |
| (イ) 廳       |   | 五、〇〇〇    |
| (ロ) 内國旅費    |   | 二、八五七    |
| (ハ) 雜給及雜費   |   | 一、九四三    |
| 二、地方        |   | 一五〇、二〇〇  |
| (イ) 事務      |   | 一〇五、五五〇  |
| 廳           |   | 四三、七二〇   |
| 内國旅費        |   | 四八、六四〇   |
| 雜給及雜費       |   | 一三、二〇〇   |
| (ロ) 選舉      |   | 四四、六五〇   |
| 委員會費        |   | 九、四〇〇    |
| 廳           |   | 二二、九七〇   |
| 内國旅費        |   | 一一、二八〇   |
| 雜給及雜費       |   | 四〇、〇〇〇   |
| 三、獎         |   |          |
| 勵           |   |          |



二、大政翼賛會豫算

翼賛選舉貫徹運動關係豫算

| 科目        | 金額     |
|-----------|--------|
| 會議費       | 一九五〇〇  |
| 宣傳費       | 一九七五五〇 |
| 指導連絡費     | 一八三〇〇  |
| 言論界及各種團體費 | 二〇〇〇   |
| 計         | 二二七三五〇 |

附 錄

一衆議院議員選舉人名簿登錄人員調

(昭和十六年十二月二十日在)

| 道府縣  | 總數       | 市        | 同 上 内 部  | 第一區      | 第二區      | 第三區      | 第四區      | 第五區      | 第六區      | 第七區      |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 北海道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 青森道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 岩手道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 宮城道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 秋田道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 山形道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 福島道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 茨城道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 栃木道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 群馬道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 埼玉道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 千葉道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 東京道  | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 神奈川道 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇、〇〇〇 |







| 道府縣名 | 議員定数 | 候補者数 | 新元 | 現元 | 計  | 東方會 | 其ノ他 | 無所屬 | 計  |
|------|------|------|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 山口   | 2    | 9    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 徳島   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 香川   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 愛媛   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 高知   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 岡崎   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 佐賀   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 長門   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 熊本   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 大分   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 宮崎   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 鹿児島  | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 沖繩   | 2    | 6    | 1  | 1  | 2  |     |     |     | 2  |
| 合計   | 20   | 108  | 20 | 20 | 40 |     |     |     | 40 |

備考 一、其ノ他ノ欄中ハ、國粹大衆黨五、大日本黨三、建國會一、皇道會一、  
二、本表ハ候補者計一〇三名ヲ除ク

三、第二十二回衆議院議員總選舉所屬(又ハ推薦)別得點數一覽表 (昭和十七年五月九日開)

| 府縣名 | 投票總數      | 有效投票總數    | 所屬(又ハ推薦)  | 無所屬 | 無效投票 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----|------|
| 北海道 | 1,234,567 | 1,234,567 | 1,234,567 |     |      |
| 青森  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 岩手  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 宮城  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 秋田  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 山形  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 福島  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 茨城  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 群馬  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 埼玉  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 千葉  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 東京  | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |
| 神奈川 | 123,456   | 123,456   | 123,456   |     |      |



備考 本表ハ選挙ニ依リ集計シタルモノニ付多少ノ増減アル見込ナリ

| 府 縣 名   | 投票 總 数  | 有效投票 總 数 | 所 属 (又ハ推 薦) | 其ノ他 | 無 效 投票 |
|---------|---------|----------|-------------|-----|--------|
| 新 潟 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 山 梨 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 長 野 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 静 岡 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 富 山 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 石 川 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 福 井 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 岐 阜 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 愛 知 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 滋 賀 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 京 都 府   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 大 阪 府   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 兵 庫 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 和 歌 山 県 | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 鳥 取 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 徳 島 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 香 川 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 愛 媛 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 高 知 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 福 岡 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 佐 賀 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 長 崎 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 大 分 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 宮 崎 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 鹿 児 島 県 | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 沖 縄 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 合 計     | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |

| 府 縣 名   | 投票 總 数  | 有效投票 總 数 | 所 属 (又ハ推 薦) | 其ノ他 | 無 效 投票 |
|---------|---------|----------|-------------|-----|--------|
| 新 潟 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 山 梨 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 長 野 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 静 岡 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 富 山 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 石 川 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 福 井 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 岐 阜 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 愛 知 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 滋 賀 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 京 都 府   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 大 阪 府   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 兵 庫 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 和 歌 山 県 | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 鳥 取 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 徳 島 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 香 川 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 愛 媛 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 高 知 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 福 岡 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 佐 賀 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 長 崎 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 大 分 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 宮 崎 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 鹿 児 島 県 | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 沖 縄 県   | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |
| 合 計     | 三、四、八、〇 | 三、四、八、〇  | 三、四、八、〇     | 〇   | 〇      |





| 府縣名 | 選挙区 | 定数 | 議員 | 所屬(又ハ推薦) | 別當  | 選者  | 数 |
|-----|-----|----|----|----------|-----|-----|---|
| 廣島  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 山口  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 徳島  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 香川  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 愛媛  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 高知  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 福岡  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 佐賀  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 長門  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 熊本  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 大分  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 宮崎  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 鹿児島 | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 沖縄  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 合計  |     |    |    |          |     |     |   |

備考 其ノ他ノ欄中ノ四ハ建國會一、皇道會一、國粹大衆黨一、大日本黨一ナリ

五、第二十一回衆議院議員總選舉投票状況調 (昭和十七年五月九日調)

| 道府縣分 | 選挙区 | 定数 | 議員 | 所屬(又ハ推薦) | 別當  | 選者  | 数 |
|------|-----|----|----|----------|-----|-----|---|
| 北海道  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 青森   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 岩手   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 宮城   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 秋田   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 山形   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 福島   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 茨城   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 栃木   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 群馬   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 埼玉   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 千葉   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 東京   | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 神奈川  | 第一  | 1  | 1  | 協同       | 新元計 | 新元計 | 計 |
| 合計   |     |    |    |          |     |     |   |

[illegible]

| 道府縣分 |   | 選舉期日現在<br>有權者總數 | 投票總數    | 棄權者數  | 全道府縣  | 市部    | 郡部   | 全道府縣  | 市部    | 郡部   |
|------|---|-----------------|---------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 新    | 海 | 四〇、四〇           | 三三、四四   | 六、九六  | 〇、三三  | 〇、一六  | 〇、一七 | 〇、三三  | 〇、一六  | 〇、一七 |
| 山    | 梨 | 三三、三三           | 二二、三三   | 一一、〇〇 | 〇、二二  | 〇、一三  | 〇、一〇 | 〇、二二  | 〇、一三  | 〇、一〇 |
| 長    | 野 | 四四、四四           | 三三、三三   | 一一、一一 | 〇、三三  | 〇、二二  | 〇、一一 | 〇、三三  | 〇、二二  | 〇、一一 |
| 靜    | 岡 | 五五、五五           | 四四、四四   | 一一、一一 | 〇、五五  | 〇、四四  | 〇、三三 | 〇、五五  | 〇、四四  | 〇、三三 |
| 富    | 山 | 六六、六六           | 五五、五五   | 一一、一一 | 〇、六六  | 〇、五五  | 〇、四四 | 〇、六六  | 〇、五五  | 〇、四四 |
| 石    | 川 | 七七、七七           | 六六、六六   | 一一、一一 | 〇、七七  | 〇、六六  | 〇、五五 | 〇、七七  | 〇、六六  | 〇、五五 |
| 福    | 井 | 八八、八八           | 七七、七七   | 一一、一一 | 〇、八八  | 〇、七七  | 〇、六六 | 〇、八八  | 〇、七七  | 〇、六六 |
| 岐    | 阜 | 九九、九九           | 八八、八八   | 一一、一一 | 〇、九九  | 〇、八八  | 〇、七七 | 〇、九九  | 〇、八八  | 〇、七七 |
| 愛    | 知 | 一〇〇、一〇〇         | 八八、八八   | 一一、一一 | 〇、一〇〇 | 〇、八八  | 〇、七七 | 〇、一〇〇 | 〇、八八  | 〇、七七 |
| 三    | 重 | 一一〇、一一〇         | 九九、九九   | 一一、一一 | 〇、一一〇 | 〇、九九  | 〇、八八 | 〇、一一〇 | 〇、九九  | 〇、八八 |
| 滋    | 賀 | 一二〇、一二〇         | 一〇〇、一〇〇 | 二〇、二〇 | 〇、一二〇 | 〇、一〇〇 | 〇、八八 | 〇、一二〇 | 〇、一〇〇 | 〇、八八 |
| 京    | 都 | 一三〇、一三〇         | 一一〇、一一〇 | 二〇、二〇 | 〇、一三〇 | 〇、一一〇 | 〇、八八 | 〇、一三〇 | 〇、一一〇 | 〇、八八 |
| 大    | 阪 | 一四〇、一四〇         | 一二〇、一二〇 | 二〇、二〇 | 〇、一四〇 | 〇、一二〇 | 〇、八八 | 〇、一四〇 | 〇、一二〇 | 〇、八八 |
| 兵    | 庫 | 一五〇、一五〇         | 一三〇、一三〇 | 二〇、二〇 | 〇、一五〇 | 〇、一三〇 | 〇、八八 | 〇、一五〇 | 〇、一三〇 | 〇、八八 |
| 奈    | 良 | 一六〇、一六〇         | 一四〇、一四〇 | 二〇、二〇 | 〇、一六〇 | 〇、一四〇 | 〇、八八 | 〇、一六〇 | 〇、一四〇 | 〇、八八 |
| 和    | 歌 | 一七〇、一七〇         | 一五〇、一五〇 | 二〇、二〇 | 〇、一七〇 | 〇、一五〇 | 〇、八八 | 〇、一七〇 | 〇、一五〇 | 〇、八八 |
| 鳥    | 取 | 一八〇、一八〇         | 一六〇、一六〇 | 二〇、二〇 | 〇、一八〇 | 〇、一六〇 | 〇、八八 | 〇、一八〇 | 〇、一六〇 | 〇、八八 |



六、自第十六回衆議院議員總選舉投票率比較表

(昭和十七年五月九日現在)

1511

| 道府縣 | 年月日 | 昭和十七年四月 | 昭和十二年四月 | 昭和十一年二月 | 昭和七年二月 | 昭和五年二月 | 昭和三年二月 |
|-----|-----|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 北海道 |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 青森  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 岩手  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 宮城  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 秋田  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 山形  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 福島  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 茨城  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 栃木  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 群馬  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 埼玉  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 千葉  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 東京  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 神奈川 |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 新潟  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |
| 山梨  |     | 0.100   | 0.100   | 0.100   | 0.100  | 0.100  | 0.100  |

|     |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長野  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 静岡  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 富山  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 石川  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 福井  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 岐阜  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 愛知  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 三重  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 滋賀  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 京都  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 大阪  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 兵庫  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 奈良  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 和歌山 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 鳥取  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 島根  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 岡山  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 広島  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |
| 山口  | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.100 |

1511

| 道府縣     | 年月日  | 總    | 香    | 愛    | 高    | 福    | 佐    | 長    | 熱    | 大    | 官    | 鹿    | 沖    | 合    |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|         |      | 島    | 川    | 媛    | 知    | 賀    | 崎    | 本    | 分    | 崎    | 島    | 計    |      |      |
| 昭和十七年四月 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 |
| 昭和十二年四月 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| 昭和十一年二月 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| 昭和七年二月  | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| 昭和五年二月  | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |
| 昭和三年二月  | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 0.10 |

昭和十七年十月廿五日印刷  
昭和十七年十月三十日發行

# 内務省地方局

東京市京橋區築地一丁目二番地  
印刷所 石川印刷所  
電話築地四〇六番  
東京市京橋區築地一丁目二番地  
印刷人 石川浩通



